

令和2年度版

# 柏市清掃事業概要



柏市環境部

## 目

## 次

令和2年度清掃事業のあらまし	1
市の概要	2
<b>序 概況</b>	
<b>1 組織</b>	4
(1) 環境部の機構, 定数及び分掌事務	4
(2) 環境部清掃事業職員の配置	8
<b>2 施設・車両</b>	9
(1) 施設一覧	9
(2) 車両一覧	11
<b>3 処理体系</b>	12
(1) ごみ処理フロー	12
(2) し尿処理フロー	13
<b>4 予算・決算</b>	14
(1) 清掃事業関係予算 (当初予算比較)	14
(2) 清掃事業関係決算 (決算額の推移)	16
(3) 手数料収入の推移	19
<b>5 ごみ量 (市内全域)</b>	20
<b>6 原価計算 (ランニングコスト)</b>	21
(1) ごみ処理・資源化	21
(2) し尿処理	23
<b>I 部 (旧柏地域)</b>	
<b>第1章 ごみ処理事業</b>	
<b>1 ごみの分別方法及び処理方法</b>	26
<b>2 ごみ量</b>	27
(1) 令和元・2年度のごみ量の増減	27
(2) ごみ量の推移	28
<b>3 ごみの収集・直接搬入</b>	29
(1) 収集量の推移	29
(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移	30
(3) 令和2年度粗大ごみ品目別集計表	32
(4) 令和2年度月別焼却対象物搬入量	33
(5) 焼却対象物搬入量の実績と推移	34
(6) ごみ出し困難者支援収集	34
<b>4 ごみの処理</b>	35
(1) 令和2年度月別焼却処理日量	35
(2) 破碎処理の実績と推移	36
(3) 最終処分場への搬入実績と推移	36
<b>5 ごみの組成</b>	37
(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37

(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成	37
<b>6 不法投棄</b>	38
(1) 不法投棄の処理状況	38
(2) 不法投棄の通報件数	38
<b>7 旧柏地域ごみ処理の流れ</b>	39
<b>第2章 減量・資源化</b>	
<b>1 ごみ減量啓発事業</b>	42
(1) ゴミゼロ運動の実績	42
(2) 清掃施設見学会の実績	42
(3) ごみ減量説明会の実績	42
(4) 生ごみ処理容器の補助の推移	43
(5) 環境 (ごみ) 学習の実績	43
(6) リサイクルプラザリボン館事業	43
(7) リサイクルフェア	44
(8) ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行	45
(9) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導	45
(10) 3R推進事業所	45
(11) 3R推進店	46
<b>2 容器包装プラスチック資源化事業</b>	47
(1) プラスチックの資源化の流れ	47
(2) プラスチック収集量と資源化量	47
<b>3 資源回収事業</b>	48
(1) 資源回収システムの概要	48
(2) 柏市再生資源事業協業組合の概要	48
(3) 資源回収品目	49
(4) 品目別資源品収集処理量の推移	50
(5) 小型家電市・宅配回収量の推移	50
(6) 年度別資源品処理状況	51
(7) 資源化率の推移	52
<b>第3章 し尿処理等</b>	
<b>1 概要</b>	54
(1) し尿処理状況 (人口比) の推移	54
(2) し尿処理の流れ	54
<b>2 し尿の収集</b>	55
<b>3 し尿の処理</b>	56
<b>4 浄化槽設置基数の推移 (旧柏地域)</b>	57
<b>5 あき地の管理指導実施件数</b>	58

# 目 次

6 犬・猫等の死体処理件数	58
---------------	----

資料5 一部事務組合の廃棄物処理手数料	124
---------------------	-----

資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者	125
--------------------	-----

## Ⅱ部（旧沼南地域）

### 第1章 ごみ処理事業

1 ごみの分別方法及び処理方法	60
2 手数料収入の推移（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	61
3 ごみ量	62
（1）令和元・2年度ごみ量の増減	62
（2）ごみ量の推移	63
4 ごみの収集・直接搬入	64
（1）市収集量及び直接搬入量の実績と推移	64
（2）収集量の推移	66
（3）令和2年度粗大ごみ集計表	66
5 ごみの処理	67
（1）令和2年度月別焼却処理日量	67
（2）焼却処理の実績と推移	68
6 ごみの組成	69
7 犬・猫等の死体処理件数	70
8 ごみ出し困難者支援収集	70
9 ごみ処理の流れ	71

注 旧柏地域とは沼南町との合併前の柏市域を、旧沼南地域とは柏市との合併前の沼南町域をいうものとする。

### 第2章 減量・資源化

1 資源化事業	74
（1）プラスチック系ごみの資源化	74
（2）資源ごみの資源化	75
（3）資源ごみ回収品目及びペットボトル	76
（4）資源化率の推移	77

### 第3章 し尿処理等

1 概要	80
（1）し尿処理状況の推移	80
（2）し尿処理の流れ	80
2 し尿の収集	81
3 し尿の処理	81
4 浄化槽設置基数の推移（旧沼南地域）	82

### 【巻末資料】

資料1 清掃事業の沿革年表	84
資料2 廃棄物処理手数料の経緯	90
資料3 一般廃棄物処理実施計画(旧柏地域)	96
資料4 一般廃棄物処理実施計画(旧沼南地域)	110

## 令和2年度清掃事業のあらまし

### I 組織

清掃関係の機構及び分掌事務に大きな変更は無かった。

### II 清掃費

清掃費歳出決算額は、令和元年度決算額に比べ増加した。

清掃総務費及びし尿処理費が減少、塵芥処理費が増加した。ごみ処理施設整備費は、リサイクルプラザ長寿命化工事のため大きく増加となった。

### III 処理原価

ごみの収集原価は令和元年度に比べ増加し、処理原価は減少した。し尿については収集原価、処理原価のいずれも令和元年度に比べ増加した。

### IV 収集・処理

- (1) ごみの収集について、令和2年10月より草木ごみが可燃ごみに統一された。
- (2) ごみ排出量は、日平均排出量及び市民一人当たりの原単位とも減少した。
- (3) 資源品の回収量は、令和元年度に比べ増加した。

### V その他

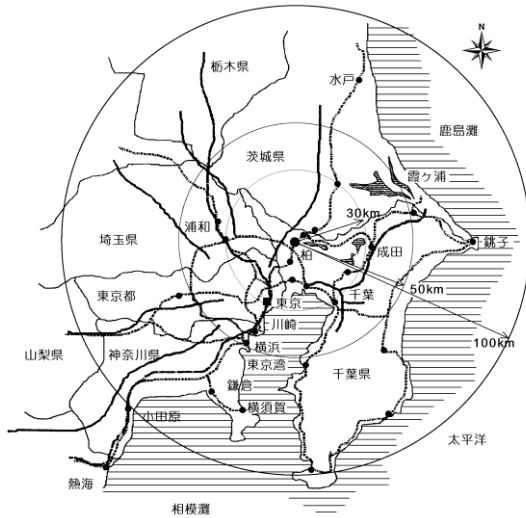
旧沼南地域については、従来どおりのごみ収集、ごみ処理体制となっている。

令和3年9月 柏市環境部



# 市の概要

## 1 柏市の位置



東経 139度58分  
北緯 35度52分  
面積 114.74 k m<sup>2</sup>

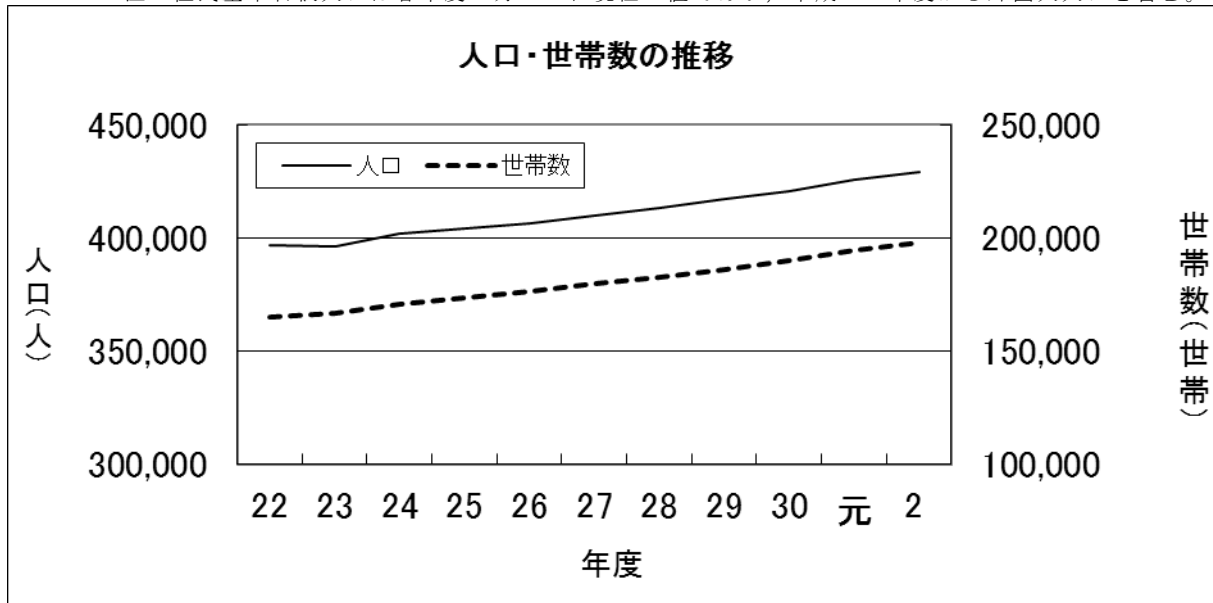
注 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」に基づき、電子国土基本図から直接計測する方法に変更となったため、平成27年度版から数値を変更している。

## 2 柏市の人口、世帯数等の推移

(単位：人, 世帯, 人, 人/k m<sup>2</sup>)

年度	人口 <sup>注</sup>	世帯数	1世帯当り人員	人口密度
23	396,251	166,667	2.38	3,449
24	402,337	170,799	2.36	3,502
25	404,361	173,588	2.33	3,519
26	406,835	176,533	2.3	3,540
27	410,033	179,764	2.28	3,574
28	413,657	183,061	2.26	3,605
29	417,218	186,470	2.24	3,636
30	421,057	190,316	2.21	3,670
元	426,128	194,714	2.19	3,714
2	429,567	198,329	2.17	3,744

注 住民基本台帳人口は各年度3月31日現在の値であり、平成24年度から外国人人口を含む。



**序**

**概 況**

# 1 組織

## (1) 環境部の機構、定数及び分掌事務

(令和2年4月1日現在)

### 環境部

部長(1)

環境政策課(21)

次長兼課長(1)

副参事(1)

統括リーダー(1)

環境政策担当(行政職一7, 行政職一〔再任用〕1)

- ①環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
  - ②自然環境及び生物多様性の保全に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
  - ③地球温暖化対策に関すること（他の部署の所管に属するものを除く）
  - ④柏市環境管理システムに関すること
  - ⑤手賀沼の水質浄化に関すること
  - ⑥再生可能エネルギーに関すること
  - ⑦柏市環境審議会に関すること
  - ⑧部内の定員及び予算に関すること
  - ⑨部内の事業調整及び庶務に関すること
- 大気・水質・放射線監視担当(行政職一9, 行政職一〔再任用〕1)
- ⑩大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること
  - ⑪騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
  - ⑫特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
  - ⑬柏市環境保全条例（平成13年柏市条例第32号）、柏市ダイオキシン類発生抑制条例（平成13年柏市条例第33号）等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること。
  - ⑭水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
  - ⑮水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること。
  - ⑯土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること

- ⑰土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関する事
- ⑱千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関する事
- ⑲浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく設置及び維持管理指導に関する事
- ⑳公害苦情処理に関する事
- ㉑放射線対策に係る方針の総合調整に関する事
- ㉒放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関する事
- ㉓放射線量の測定及び除染に関する事（公園施設等に係るものを除く）

廃棄物政策課(16)  
課長(1)  
副参事(1)  
統括リーダー(1)

廃棄物政策担当(3)

- ①清掃事業の総合調整に関する事
- ②清掃事業の統計に関する事
- ③広域清掃行政に関する事
- ④清掃事業の中・長期構想に関する事
- ⑤清掃事業の調査研究に関する事
- ⑥一般廃棄物処理基本計画に関する事
- ⑦柏市廃棄物処理清掃審議会に関する事
- ⑧一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可及び指導監督に関する事
- ⑨一般廃棄物処理業(ごみ・し尿・浄化槽汚泥)の許可申請手数料に関する事
- ⑩一般廃棄物処理施設に係る設置許可及び熱回収施設の認定に関する事
- ⑪浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関する事
- ⑫特定家庭用機器の運搬をする者に係る一般廃棄物処理業(荷卸)の許可の申請に関する事
- ⑬柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との事業調整に関する事

資源循環担当(3)

- ⑭廃棄物処理手数料(プラスチックごみ)に関する事
- ⑮廃棄物の排出抑制、減量、資源化及び再生利用の推進及び啓発に関する事
- ⑯資源回収事業に関する事
- ⑰容器包装プラスチックに関する事
- ⑱柏市リサイクルプラザリボン館の運営に関する事
- ⑲柏市ごみ減量推進協議会に関する事

施設整備・災害廃棄物対策担当(4)

- ⑳清掃施設の調査研究、整備計画、建設等に関する事
- ㉑清掃施設の用地に関する事
- ㉒最終処分場の整備に関する事
- ㉓災害廃棄物の処理に係る総合調整に関する事

- ②④指定廃棄物の保管に係る連絡調整に関する事
- ②⑤柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の施設整備及び同施設の周辺対策に関する事
- ②⑥リサイクルプラザの運轉，維持管理に関する事
- ②⑦山高野浄化センターの運轉，維持管理及び周辺対策に関する事
- ②⑧清掃工場及び第二清掃工場の運轉及び維持管理の支援に関する事

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合出向(3)

環境サービス課(15)  
課長(1)  
統括リーダー(1)

廃棄物指導担当(行政職一 6, 行政職一〔再任用〕2,  
行政職二 1, 行政職二〔再任用〕1)

- ①ごみの分別の指導及び啓発に関する事
- ②ごみ集積所に関する事
- ③地域清掃活動に関する事
- ④ぼい捨て防止の推進に関する事
- ⑤廃棄物処理手数料(粗大ごみ)に関する事
- ⑥資源品の収集作業に関する事
- ⑦柏市不法投棄対策協議会に関する事
- ⑧所管業務に係る出先機関との連絡調整に関する事
- ⑨不法投棄ごみの調査，指導，処理及び防止啓発に関する事

生活環境担当 (行政職一 3)

- ⑩し尿の収集及び処理の計画及び作業に関する事
- ⑪公衆便所の維持管理に関する事
- ⑫犬，猫等の死体処理に関する事
- ⑬衛生害虫の駆除等の相談に関する事
- ⑭空き地の管理指導に関する事
- ⑮廃棄物処理手数料(し尿・浄化槽汚泥)に関する事

北部クリーンセンター(35)  
所長(1)  
統括リーダー(1)

収集担当(行政職一 2, 行政職二 16, 行政職二〔再任用〕8)

- ①清掃工場及び最終処分場に係る周辺対策に関する事
- ②センターの職員の福利厚生，労務管理及び安全衛生対策に関する事
- ③所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関する事
- ④所管車両の運轉管理及び損害賠償に関する事
- ⑤所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関する事
- ⑥廃棄物処理手数料(ごみ)に関する事

管理担当(行政職一 1, 行政職一〔再任用〕2)

行政職二 2, 行政職二〔再任用〕1)

- ⑦廃棄物搬入の指導に関する事
- ⑧清掃工場の運轉及び維持管理に関する事
- ⑨最終処分場の維持管理に関する事
- ⑩所管施設の財産管理及び台帳管理に関する事

- 南部クリーンセンター(42)  
所長(1)  
統括リーダー(2)
- 収集担当(行政職一 3, 行政職二 28, 行政職二〔再任用〕 5)
- ①所管区域内のごみ収集の計画及び作業に関する事
  - ②所管区域内のごみ出しの指導及び啓発に関する事
  - ③センターの職員の福利厚生, 労務管理及び安全衛生対策に関する事
  - ④所管車両の運行管理及び損害賠償に関する事
  - ⑤不法投棄ごみの処理に関する事
  - ⑥所管施設の財産管理及び台帳管理に関する事
- 管理担当(行政職一 2, 行政職一〔再任用〕 1)
- ⑦第二清掃工場及び第二最終処分場に係る周辺対策に関する事
  - ⑧第二清掃工場の運転及び維持管理に関する事
  - ⑨第二最終処分場の維持管理に関する事
  - ⑩廃棄物処理手数料(ごみ)に関する事
  - ⑪廃棄物搬入の指導に関する事

- 産業廃棄物対策課(10)  
課長(1)  
統括リーダー(3)
- 許可担当(行政職一 2)
- ①産業廃棄物の適正処理に関する事
  - ②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関する事
  - ③産業廃棄物処理施設に係る設置許可, 熱回収施設の認定及び指導に関する事
  - ④その他産業廃棄物に関する事
- 監視担当(行政職一 3, 行政職一〔再任用〕 1)
- ⑤埋立事業の許可及び届出に関する事
  - ⑥土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事
  - ⑦産業廃棄物処理業者の監視に関する事
  - ⑧産業廃棄物処理施設の監視に関する事
  - ⑨産業廃棄物排出事業者の監視に関する事
  - ⑩産業廃棄物の不法投棄対策に関する事
  - ⑪土砂等の埋立て等の監視に関する事

(2) 環境部清掃事業職員の配置

(令和2年4月1日現在)

	環境部	廃棄物政策課				環境サービス課			北部クリーンセンター			南部クリーンセンター		
		管理職	廃棄物政策担当	資源循環担当	施設整備・災害廃棄物対策担当	環境衛生組合出向	管理職	廃棄物指導担当	生活環境担当	管理職	収集担当	管理担当	管理職	収集担当
部長	1													
次長	1													
参事														
課長・所長		1				1			1			1		
副参事		1				1								
統括リーダー		1				1			1			1		
統括リーダー(再任用)												1		
副主幹			1	1			1	2		1	1		2	
					1									
主査			1										1	
主任			1		1		2							
							2				1			
					1									
														1
											1			
主事				1	1	1	2	1						
										1	1			2
主事補				1	1		1							
小計	2	3	3	3	4	3	2	8	3	2	2	4	3	3
職長											1			1
副職長											1			1
主任							1			4	1			7
副主任										10	1			14
技術員														4
技術員(再任用)							1			7	1			5
技能員														1
技能員(再任用)										1				
小計							2			24	3			33
計	2			16			15			35				42

※環境政策課長は環境部次長兼務

## 2 施設・車両

### (1) 施設一覧

(令和2年4月1日現在)

#### ア. ごみ収集・処理関連施設

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
① 柏市清掃工場(焼却工場)	H3.4	300t/24h	船戸山高野 538	7131-7900
洗車場水処理施設	S55.3	110m <sup>3</sup> /日	〃	
粗大ごみ処理施設(破碎施設)	S52.9	50t/5h	〃	
ごみ収集車離発着施設	S48.6	所有台数 18 台	〃	
② 柏市最終処分場	H4.4	容量 165,680m <sup>3</sup>	布施 72-1	
水処理施設	H4.4	37m <sup>3</sup> /日	〃	
布施最終処分場水処理施設	S55.3	80m <sup>3</sup> /日	布施 54	
③ 柏市リサイクルプラザ	H14.4	176t/5h	十余二 348-202	7199-5081
④ 柏市第二清掃工場(焼却工場)	H17.4	250t/24h	南増尾 56-2	7170-7080
⑤ 柏市収集事務所 (ごみ収集車離発着施設)	H3.4	所有台数 27 台	南増尾 57-1	7173-5111
⑥ クリーンセンターしらさぎ	H12.4	256.5t/24h	藤ヶ谷 1582	7193-5389
⑦ 旧沼南町一般廃棄物最終処分場	S61.4	容量 142,452m <sup>3</sup>	若白毛 757	
⑧ 柏市第二最終処分場	H16.4	容量 31,500m <sup>3</sup>	〃	
水処理施設	H16.4	80m <sup>3</sup> /日	〃	

#### イ. し尿処理施設

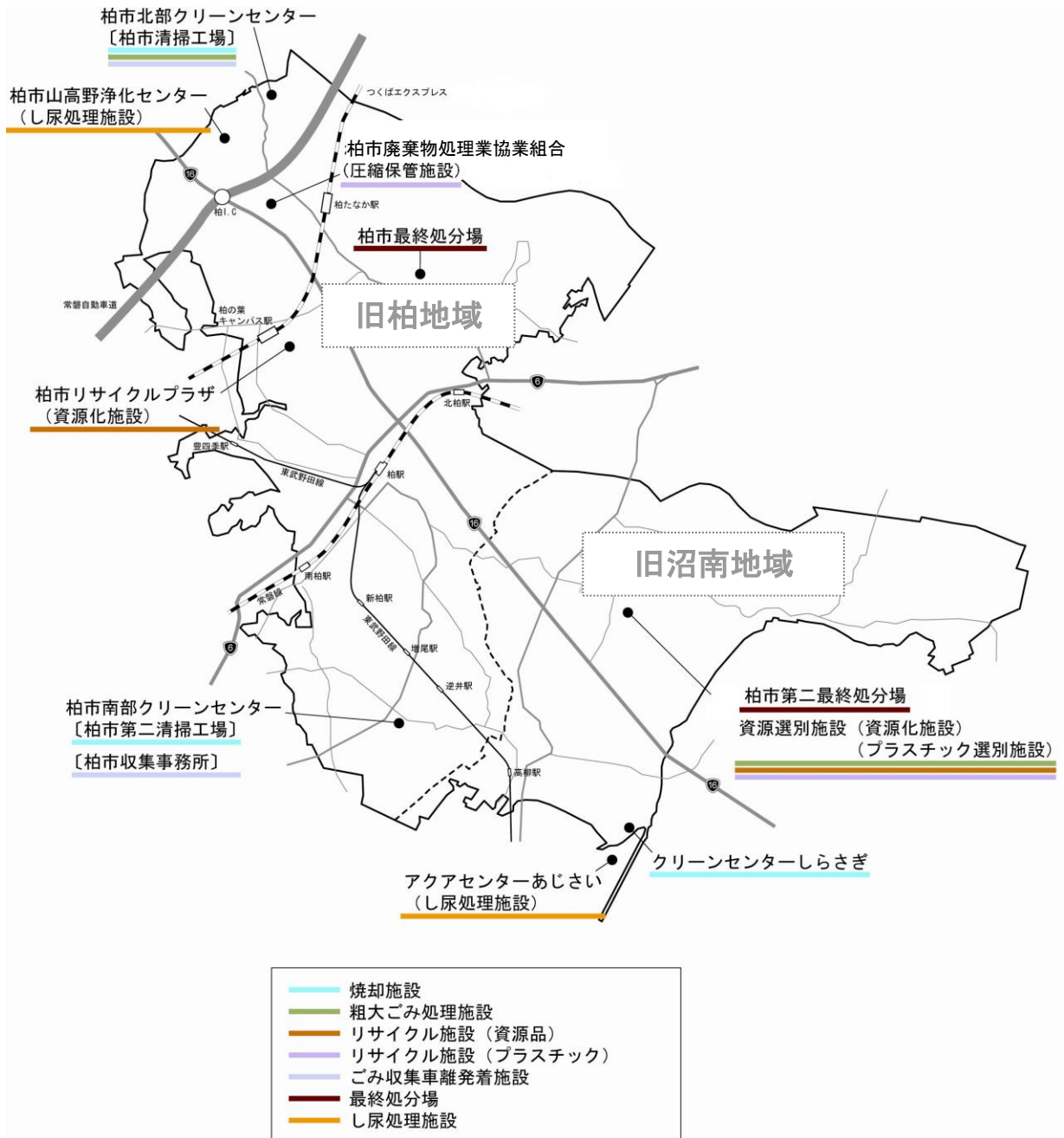
施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑨ 柏市山高野浄化センター	S44.3	100kl/日 (H16.4~)	船戸 2115	7131-5509
⑩ アクアセンターあじさい	H11.3	138kl/日	鎌ヶ谷市 軽井沢 2102-1	047-442-3492

#### ウ. その他民間施設等

施設名	稼働年月	施設規模	場所	電話番号
⑪ 柏市廃棄物処理業協業組合 (プラスチック圧縮保管施設)	H13.2	48t/日	新十余二 7-8	7133-4501



[位置図]



## (2) 車両一覧

(令和2年4月1日現在)

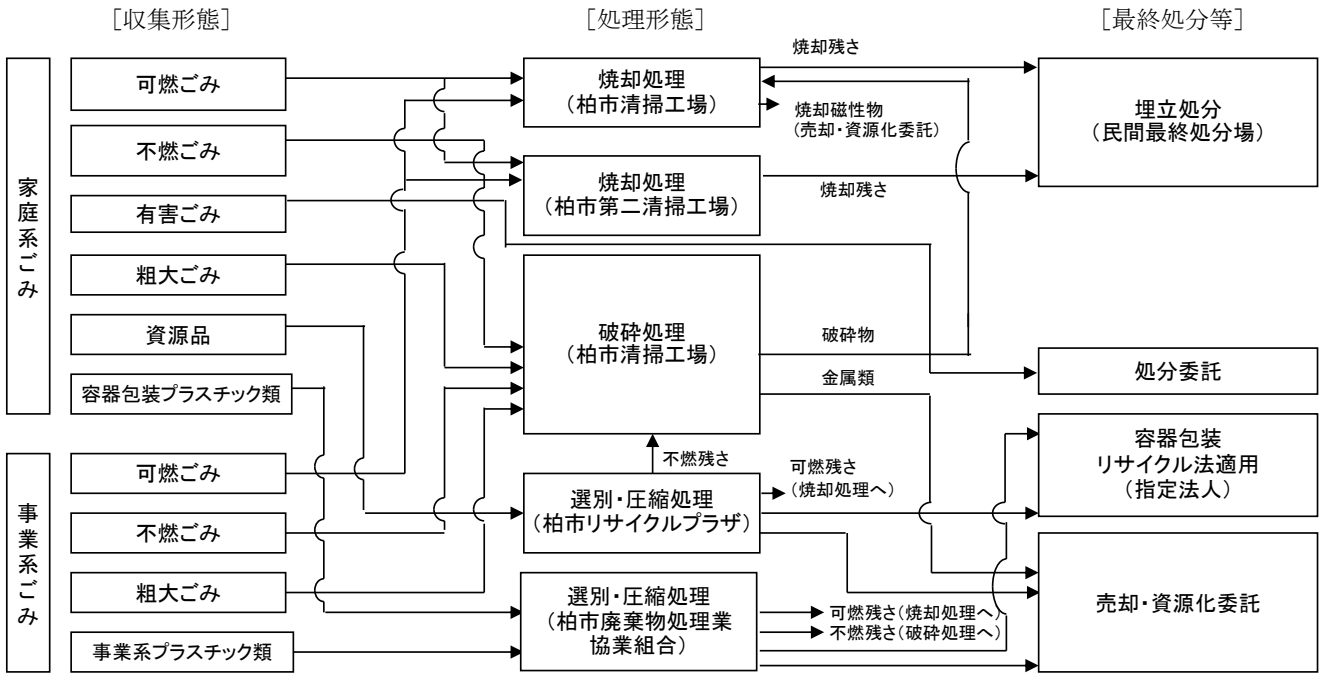
	廃棄物政策課		環境サービス課				北部クリーンセンター (ごみ)				南部クリーンセンター (ごみ)				合計		
	事務用		収集用		事務用		収集用		施設用		収集用		施設用		ディーゼル・ガソリン車	天然ガス車他	
	ディーゼル・ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	ガソリン車	LPG車・CNG車	ガソリン車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車	LPG車	CNG車	ディーゼル車	LPG車	CNG車	ディーゼル・ガソリン車			
バキューム車(1.8kl)										1					1	0	
バキューム車(2.5kl)															0	0	
バキューム車(2.7kl)															0	0	
プレス車(2.0t)															0	0	
プレス車(3.0t)													3		3	0	
プレス車(3.5t)													2		2	0	
バッカー車(2.0t)			1												1	0	
バッカー車(2.7~3.2t)							18				18	4			36	4	
ダンプトラック(2.0t)					1					1	2				3	1	
ダンプトラック(7.0t)										2					2	0	
ダンプトラック(10.0t)															0	0	
散水車(10.0t)															0	0	
ブルドーザー(19.0t)															0	0	
ホイールローダー										1					1	0	
パワーショベル										1					1	0	
貨物車(6人乗り)															0	0	
軽貨物車(4人乗り)		1				1	3						2		6	1	
軽貨物車(2人乗り)				2			1			1			1		5	0	
ライトバン	1												1		2	0	
ワゴン															0	0	
合計	1	1	1	2	1	1	0	22	0	0	7	25	0	4	4	63	6

### 3 処理体系

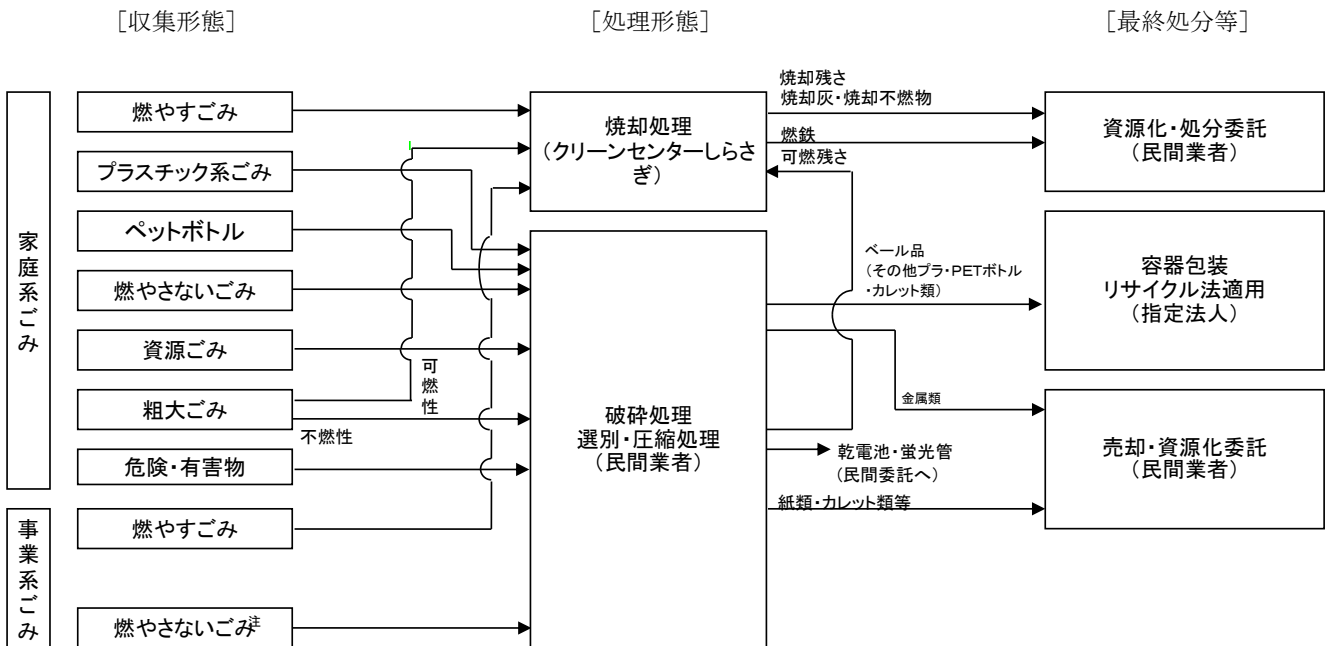
#### (1) ごみ処理フロー

(令和2年4月1日現在)

##### ア. 旧柏地域



##### イ. 旧沼南地域



注 ただし、資源ごみ及びプラスチック系ごみを含む

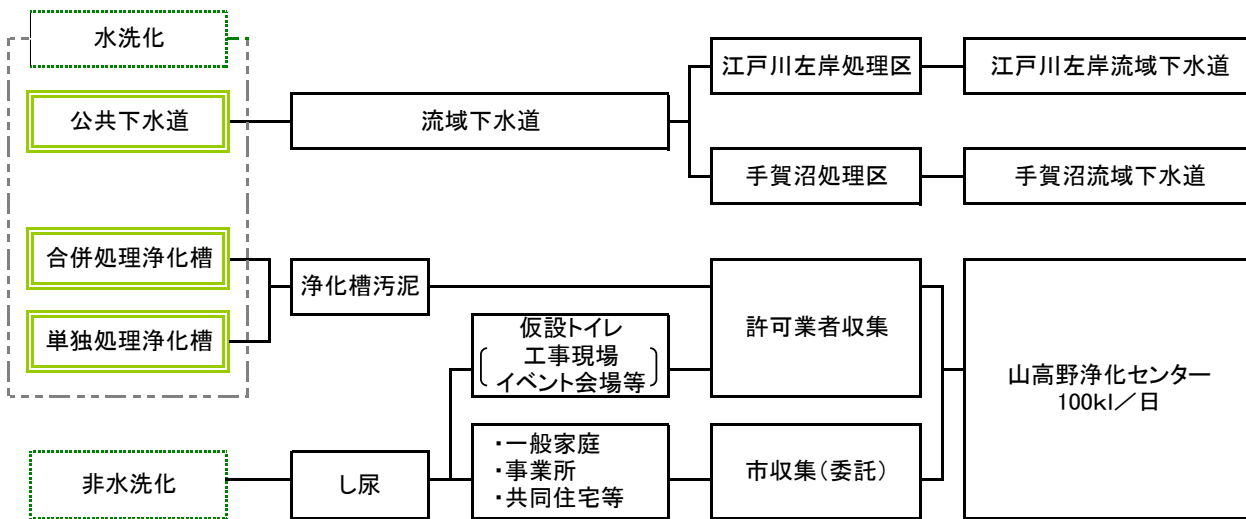
(2) し尿処理フロー

(令和2年4月1日現在)

ア. 旧柏地域

[排出]

[処理]

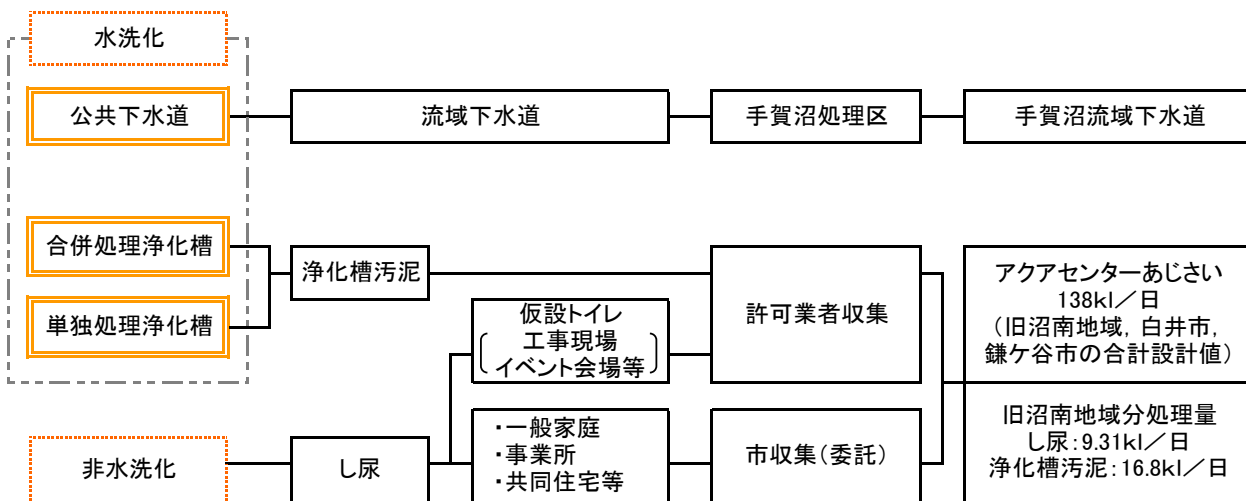


注 平成14年度、十余二処理区は、手賀沼処理区に編入

イ. 旧沼南地域

[排出]

[処理]



#### 4 予算・決算

##### (1) 清掃事業関係予算(当初予算比較)

##### ア. 歳入

(単位:千円)

事 項	令和2年度当初予算		令和3年度当初予算	
使用料・手数料	745,444	47.6%	724,527	59.3%
ごみ	732,382	(46.8%)	710,288	(58.1%)
ごみ・許可業者分処理手数料	709,417	-	687,381	-
粗大ごみ処理手数料	20,350	-	20,460	-
プラスチックごみ処理手数料	2,175	-	2,137	-
一般廃棄物処理業許可申請手数料	440	-	310	-
し尿	11,094	(0.7%)	12,273	(1.0%)
し尿処理手数料	7,052	-	6,855	-
汚泥処理手数料	3,812	-	3,978	-
浄化槽清掃業許可申請	0	-	90	-
浄化槽保守点検業者登録手数料	230	-	1,350	-
清掃使用料	1,968	(0.1%)	1,966	(0.2%)
諸収入等	375,239	24.0%	306,967	25.1%
資源品等・リサイクル家具等売却代金	314,211	(20.1%)	243,976	(20.0%)
その他諸収入等	61,028	(3.9%)	62,991	(5.1%)
国庫補助金	157,716	10.1%	88,337	7.2%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	157,716	(10.1%)	88,337	(7.2%)
県補助金	4,606	0.3%	1,446	0.1%
廃棄物処理施設整備費補助金	0	-	0	-
その他補助金	4,606	(0.3%)	1,446	(0.1%)
市債	281,500	18%	101,100	8.3%
廃棄物処理施設整備事業費(清掃工場)	281,500	(18%)	101,100	(8.3%)
清掃運搬施設等整備事業	0	-	0	-
最終処分場跡地整備事業	0	-	0	-
合計	1,564,505	100.00%	1,222,377	100.0%
一般会計	138,170,000	-	141,500,000	-
[一般会計に対する清掃費歳入の割合]	[1.1%]		[0.9%]	

注 ( )内は合計に対する割合

## イ. 歳出

(単位:千円)

事 項	令和2年度当初予算		令和3年度当初予算	
清掃総務費	920,018	13.8%	883,924	14.6%
人件費	764,303	(11.5%)	728,663	(12.0%)
リサイクルプラザ関係経費	11,721	(0.2%)	11,933	(0.2%)
廃棄物政策課関係経費	29,843	(0.4%)	28,602	(0.5%)
清掃施設整備室関係経費	0	-	707	-
環境サービス課関係経費	6,798	(0.1%)	3,728	(0.1%)
清掃工場(南北クリーンセンター)事務費	22,177	(0.3%)	18,404	(0.3%)
環境衛生組合負担金	85,176	(1.3%)	91,887	(1.5%)
塵芥処理費	4,836,312	72.8%	4,559,297	75.1%
収集関係経費	577,243	(8.7%)	571,724	(9.4%)
処理関係経費	2,370,709	(35.7%)	2,092,954	(34.5%)
プラスチックごみ処理経費	306,535	(4.6%)	288,907	(4.8%)
リサイクルプラザ維持管理経費	830,580	(12.5%)	834,711	(13.8%)
最終処分場経費	117,065	(1.8%)	93,638	(1.5%)
環境衛生組合負担金	634,180	(9.5%)	677,363	(11.2%)
ごみ処理施設整備費	510,552	7.7%	265,737	4.4%
清掃工場の整備に要する経費	450,829	(6.8%)	205,266	(3.4%)
最終処分場整備費	6,094	(0.1%)	6,500	(0.1%)
環境衛生組合負担金	53,629	(0.8%)	53,971	(0.9%)
し尿処理費	379,730	5.7%	363,476	6.0%
し尿処理関係費	291,589	(4.4%)	296,269	(4.9%)
環境衛生組合負担金	88,141	(1.3%)	67,207	(1.1%)
合 計	6,646,612	100.0%	6,072,434	100.00%
一般会計	138,170,000	-	141,500,000	-
[一般会計に対する清掃費歳出の割合]	[4.5%]		[4.3%]	

注 ( )内は合計に対する割合

注 し尿処理費のうち、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合し尿処理費負担金は、環境衛生組合負担金に含めている

注 清掃施設整備室は令和3年度に廃棄物政策課の課内室として設置。

## (2) 清掃事業関係決算(決算額の推移)

## ア. 歳入決算額の推移

(単位:円)

年度	一般会計 決算額	清掃費決算額	使用料・ 手数料等	国庫補助金等	県補助金等	市債・基金 繰入
23	119,268,778,527	1,179,337,832	1,016,593,811	145,810,521	16,933,500	0
24	122,821,475,334	1,541,037,023	1,286,904,460	232,601,428	21,531,135	0
25	115,620,142,940	1,317,884,035	1,218,130,415	81,594,979	16,358,641	1,800,000
26	120,585,763,700	1,613,952,207	1,388,113,595	196,902,612	1,036,000	27,900,000
27	130,787,068,591	1,676,274,471	1,539,698,593	126,959,878	716,000	8,900,000
28	127,015,200,439	1,545,273,275	1,489,653,776	55,051,499	568,000	0
29	129,282,701,201	1,543,749,517	1,539,845,665	3,267,852	636,000	0
30	128,488,786,920	1,264,820,873	1,261,194,167	3,316,706	310,000	0
元	134,299,002,257	1,366,254,994	1,146,099,026	88,455,968	0	131,700,000
2	187,961,056,355	1,416,460,074	1,130,709,754	12,466,320	1,484,000	271,800,000

注1 「使用料・手数料等」には、犬猫処理手数料、資源品売却代金等を含む。

## イ. 歳出決算額の推移

(単位:円)

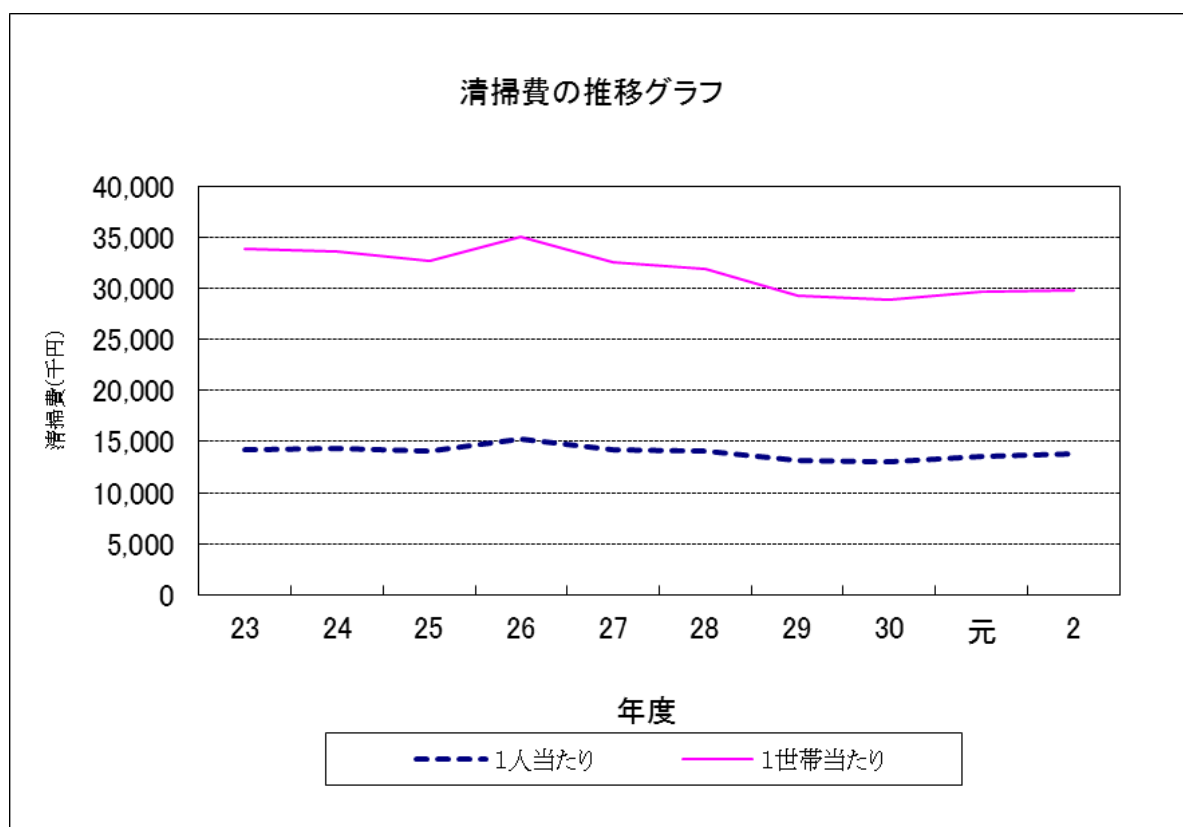
年度	一般会計 決算額(A)	清掃費決算額 (B)	清掃総務費	塵芥処理費	ごみ処理 施設整備費	し尿処理費	B/A (%)
23	111,209,497,965	5,808,095,672	1,326,378,750	3,950,794,927	169,883,250	361,038,745	5.22
24	114,951,825,759	5,943,336,790	1,251,814,574	4,152,328,976	198,691,550	340,501,690	5.17
25	109,583,067,139	5,760,264,610	1,218,752,460	4,138,088,389	93,880,000	309,543,761	5.26
26	115,053,857,965	6,190,809,696	1,174,924,225	4,706,729,864	9,154,000	300,001,607	5.38
27	126,002,536,988	5,848,744,070	1,113,281,250	4,428,980,698	1,111,000	305,371,122	4.64
28	121,750,687,464	5,844,204,004	1,055,070,650	4,465,289,232	2,314,000	321,530,122	4.80
29	123,855,935,088	5,487,873,488	1,018,940,140	4,131,138,310	19,430,000	318,365,038	4.43
30	123,027,760,594	5,565,077,074	960,295,401	4,224,643,771	60,945,000	319,192,902	4.52
元	128,473,963,086	5,976,806,251	948,897,569	4,428,739,751	194,233,600	404,935,331	4.65
2	180,517,720,561	6,420,565,850	896,796,697	4,646,356,191	505,256,900	372,156,062	3.56

ウ. ごみ処理経費の推移

年 度	清掃費(施設整備 費用除く) (千円)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
23	5,638,212	396,251	166,667	14,229	33,829
24	5,744,645	402,337	170,799	14,278	33,634
25	5,666,385	404,361	173,588	14,013	32,643
26	6,181,656	406,835	176,533	15,195	35,017
27	5,847,633	410,033	179,764	14,261	32,529
28	5,841,890	413,657	183,061	14,123	31,912
29	5,468,443	417,218	186,470	13,107	29,326
30	5,504,132	421,057	190,316	13,072	28,921
元	5,782,573	426,128	194,714	13,570	29,698
2	5,915,309	429,567	198,329	13,770	29,826

注1 清掃費については、維持管理費等の推移資料とするため、施設整備にあたる費用(ごみ処理施設整備費及び清掃総務費等に含まれる用地購入費、工事費等)を除いた額としている。

2 人口・世帯数は、各年度末現在。

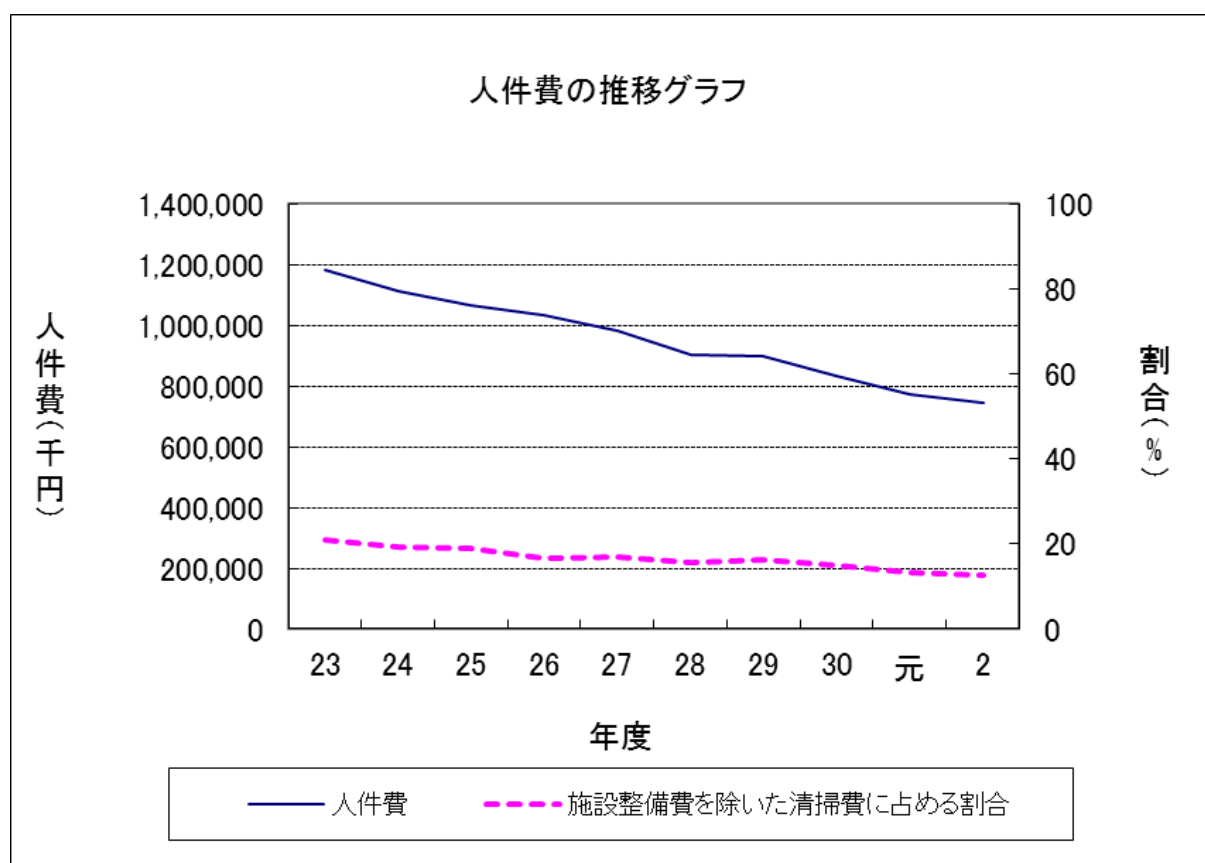




エ. 人件費の推移

(単位:千円)

年 度	人件費 (A)	対10年前 人件費指数	清掃費総額 (B)	施設整備を 除いた清掃費(C)	A/B (%)	A/C (%)
23	1,183,204	76	5,808,096	5,638,212	20.4	21.0
24	1,111,507	71	5,943,337	5,744,645	18.7	19.3
25	1,066,728	68	5,760,265	5,666,385	18.5	18.8
26	1,031,900	66	6,190,810	6,181,656	16.7	16.7
27	981,048	63	5,848,744	5,847,633	16.8	16.8
28	903,368	58	5,844,204	5,841,890	15.5	15.5
29	897,397	57	5,487,873	5,468,443	16.4	16.4
30	831,073	58	5,565,077	5,504,132	14.9	15.1
元	773,925	54	5,976,806	5,782,573	12.9	13.4
2	744,989	58	6,420,566	5,915,309	11.6	12.6



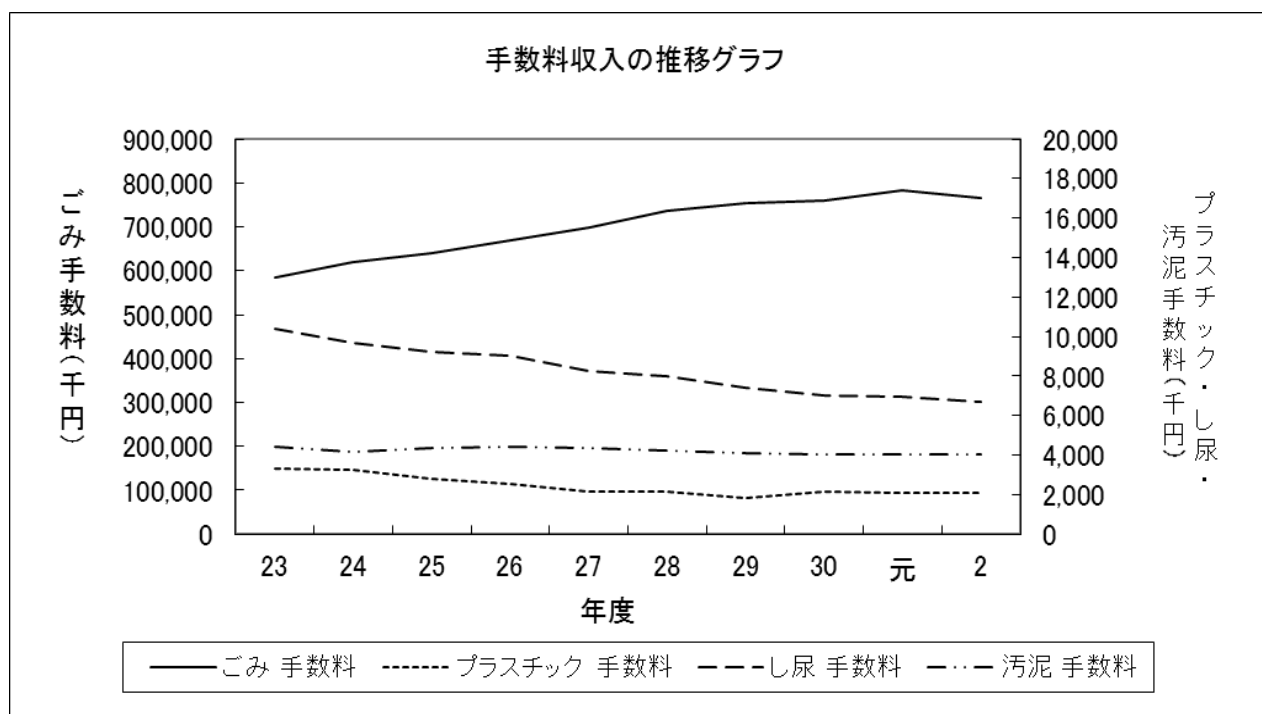
(3) 手数料収入の推移

(単位:千円, %)

年度	ごみ		プラスチック		し尿		汚泥		手数料 合計 (A)	施設整備 を除いた 清掃費 (B)	A/B
	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比	手数料	構成 比			
23	585,165	97.0	3,302	0.5	10,372	1.7	4,432	0.7	603,271	5,638,212	10.7
24	619,396	97.3	3,274	0.5	9,700	1.5	4,170	0.7	636,540	5,744,645	11.1
25	641,027	97.5	2,818	0.4	9,208	1.4	4,342	0.7	657,395	5,666,385	11.6
26	669,575	97.7	2,567	0.4	9,062	1.3	4,422	0.6	685,636	6,181,656	11.1
27	698,902	97.9	2,160	0.3	8,267	1.2	4,344	0.6	713,673	5,847,633	12.0
28	737,930	98.1	2,132	0.3	7,986	1.1	4,227	0.6	752,275	5,841,890	12.9
29	753,115	98.3	1,812	0.2	7,386	1.0	4,126	0.5	766,439	5,468,443	14.0
30	761,177	98.3	2,189	0.3	7,002	0.9	4,011	0.5	774,379	5,504,132	14.1
元	783,180	98.4	2,080	0.3	6,974	0.9	4,039	0.5	796,274	5,782,573	13.8
2	765,124	98.3	2,114	0.3	6,731	0.9	4,046	0.5	778,015	5,915,309	13.2

注1 平成13年度から清掃工場直接搬入の家庭ごみ及びプラスチックの直接搬入を有料化した。

2 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料及び粗大ごみ処理手数料を含み、許可申請手数料は含まない。



5 ごみ量（市内全域）

年度		令和元年度			令和2年度			増減(前年比)			
暦日(日)		366			365			—			
人口(人)・(Z) (各年度末現在 住基人口)		373,428	52,700	<b>426,128</b>	376,566	53,001	<b>429,567</b>	3,138	301	<b>3,439</b>	
区分		旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	旧柏地域	旧沼南地域	全域	
家庭系ごみ	可燃ごみ・燃やすごみ	51,127	7,569	<b>58,696</b>	52,990	7,769	<b>60,759</b>	1,863	200	<b>2,063</b>	
	不燃ごみ・燃やさないごみ	7,174	745	<b>7,919</b>	7,989	817	<b>8,806</b>	815	72	<b>887</b>	
	粗大ごみ	532	310	<b>842</b>	576	440	<b>1,016</b>	44	130	<b>174</b>	
	小計(A)	58,833	8,624	<b>67,457</b>	61,555	9,026	<b>70,581</b>	2,722	402	<b>3,124</b>	
	市民1人1日当り(g) (A)/(Z)/暦日	430	447	<b>433</b>	448	467	<b>450</b>	18	20	<b>17</b>	
	容器包装プラスチック類 プラスチック系ごみ	5,216	797	<b>6,013</b>	5,464	818	<b>6,282</b>	248	21	<b>269</b>	
	資源品・資源ごみ	18,488	2,126	<b>20,614</b>	19,400	2,293	<b>21,693</b>	912	167	<b>1,079</b>	
	使用済み小型家電	34	1	<b>35</b>	49	1	<b>50</b>	15	0	<b>15</b>	
	小計(B)	23,738	2,924	<b>26,662</b>	24,913	3,112	<b>28,025</b>	1,175	188	<b>1,363</b>	
	合計(C) (A)+(B)	82,571	11,548	<b>94,119</b>	86,468	12,138	<b>98,606</b>	3,897	590	<b>4,487</b>	
市民1人1日当り(g) (C)/(Z)/暦日	604	599	<b>603</b>	629	627	<b>629</b>	25	28	<b>26</b>		
事業系ごみ	可燃ごみ	38,255	4,826	<b>43,081</b>	33,111	4,423	<b>37,534</b>	▲ 5,144	▲ 403	▲ <b>5,547</b>	
	不燃ごみ	454	149	<b>603</b>	512	111	<b>623</b>	58	▲ 38	<b>20</b>	
	粗大ごみ	160	0	<b>160</b>	117	0	<b>117</b>	▲ 43	0	▲ <b>43</b>	
	小計(D)	38,869	4,975	<b>43,844</b>	33,740	4,534	<b>38,274</b>	▲ 5,129	▲ 441	▲ <b>5,570</b>	
	事業系プラスチック(a) (資源化分)	70	0	<b>70</b>	77	0	<b>77</b>	7	0	<b>7</b>	
	事業系プラスチック(b) (その他)	51	0	<b>51</b>	41	0	<b>41</b>	▲ 10	0	▲ <b>10</b>	
	小計(E) (a)+(b)	121	0	<b>121</b>	118	0	<b>118</b>	▲ 3	0	▲ <b>3</b>	
	合計(F) (D)+(E)	38,990	4,975	<b>43,965</b>	33,858	4,534	<b>38,392</b>	▲ 5,132	▲ 441	▲ <b>5,573</b>	
計	資源化	資源品総量(G) (B)+(a)	23,808	2,924	<b>26,732</b>	24,990	3,112	<b>28,102</b>	1,182	188	<b>1,370</b>
		市民1人1日当り (g) (G)/(Z)/暦日	174	152	<b>171</b>	182	161	<b>179</b>	8	9	<b>8</b>
	(事業系含む 総ごみ量)	資源化を除く(H) (A)+(D)+(b)	97,753	13,599	<b>111,352</b>	95,336	13,560	<b>108,896</b>	▲ 2,417	▲ 39	▲ <b>2,456</b>
		市民1人1日当り (g) (H)/(Z)/暦日	715	705	<b>714</b>	694	701	<b>695</b>	▲ 21	▲ 4	▲ <b>19</b>
		資源化を含む (I) (C)+(F)	121,561	16,523	<b>138,084</b>	120,326	16,672	<b>136,998</b>	▲ 1,235	149	▲ <b>1,086</b>
		市民1人1日当り (g) (I)/(Z)/暦日	889	857	<b>885</b>	875	862	<b>874</b>	▲ 14	5	▲ <b>11</b>

## 6 原価計算（ランニングコスト）

### （1）ごみ処理・資源化

#### ア. 令和2年度ごみ処理原価（柏市全域）

（単位：円）

区分	収集部門	処理部門
人件費	510,596,440	129,372,554
減価償却費	23,876,499	448,333,524
委託費	969,847,948	3,162,416,338
その他の経費	147,118,701	397,394,735
諸収入	△ 30,080,193	△ 393,653,892
部門原価	1,621,359,395	3,743,863,259
収集・処理量(t)	95,402	146,975
1 t 当たり部門原価	16,995	25,473
総原価	5,365,222,654	
総処理量(t)	146,975	
1 t 当たり総原価	36,504	
市民一人当たり原価	12,490	
1 世帯当たり原価	27,052	

注1 人口及び世帯数は、令和2年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

2 ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の原価に反映している。

3 原価の計算方法は、全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している。

#### イ. 旧柏地域のごみ処理原価

（単位：円）

区分	収集部門		処理部門		
	可燃ごみ・プラスチック	資源品	可燃ごみ	資源品	プラスチック
人件費	506,858,883	3,737,557	93,340,607	4,108,611	1,394,409
減価償却費	23,876,499	0	368,258,037	37,692,394	0
委託費	431,181,570	359,710,678	2,171,255,537	344,109,316	300,445,076
その他の経費	146,989,192	129,509	57,722,905	90,894,312	935
諸収入	△ 30,080,193	0	△ 101,266,366	△ 236,947,267	△ 1,617,693
部門原価	1,078,825,951	363,577,744	2,589,310,720	239,857,366	300,222,727
	1,442,403,695		3,129,390,813		
収集・処理量(t)	64,429	19,449	103,395	19,833	5,585
	83,878		128,813		
1 t 当たり部門原価	16,744	18,694	25,043	12,094	53,755
	17,196		24,294		
総原価	4,571,794,508				
総処理量(t)	128,813				
1 t 当たり総原価	35,492				
市民一人当たり原価	12,141				
1 世帯当たり原価	26,128				

注1 可燃ごみには、不燃ごみ・粗大ごみの収集・処理原価を含む。

2 人口及び世帯数は、令和2年度末現在の住民基本台帳人口を使用している。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ・プラスチック) (単位: 円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収集原価	14,303	14,930	16,094	15,864	16,147	16,718	16,361	15,553	15,655	16,744
処理原価	23,813	20,734	26,261	30,705	26,016	26,794	21,782	24,696	25,267	25,043

注 処理原価には、プラスチックの処理原価を含まない。

② 1 t 当たり部門原価の推移 (資源品・プラスチック) (単位: 円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	
資源品	収集原価	14,405 (17,366)	14,769 (17,730)	15,094 (18,062)	16,103 (19,071)	16,711 (19,678)	17,556 (20,518)	17,556 (20,518)	18,722 (21,680)	19,233 (22,187)	18,694 (21,507)
	処理原価	7,259	9,190	5,394	3,366	5,848	7,850	4,791	5,672	13,043	12,094
	町会等報償金	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870	57,481,290
	資源品等売却代	300,608,400	252,912,918	348,490,154	380,539,254	343,434,550	303,095,219	352,860,424	316,034,422	168,326,508	174,467,454
プラスチック処理原価	45,026	47,518	48,814	46,148	44,402	47,839	49,378	53,974	53,375	53,755	

注1 ( )内は町会等報償金を含んでいる。

- プラスチックについては、平成13年度に柏市廃棄物処理業協会のプラスチック圧縮保管施設が稼動したため、プラスチック製容器包装材に容器包装リサイクル法を適用している。
- 資源品処理原価については、柏市リサイクルプラザの稼動に伴い、平成14年度から施設関係経費を含んでいる。

ウ. 旧沼南地域のごみ収集処理原価

(単位: 円)

区分	収集部門		処理部門	
	可燃ごみ	不燃ごみ等	可燃ごみ	不燃ごみ等
人件費		0		0
減価償却費		0		0
委託費	67,342,000	111,613,700	176,838,909	169,767,500
その他の経費	0	0	245,636,900	3,139,683
諸収入	0	0	△ 36,897,096	△ 16,925,470
部門原価	67,342,000	111,613,700	458,480,733	155,981,713
	178,955,700		614,472,446	
収集・処理量(t)	7,669	3,855	13,790	4,372
	11,524		18,162	
1 t 当たり部門原価	8,781	28,953	33,248	35,677
	15,529		33,833	
総原価	793,428,146			
総処理量(t)	18,162			
1 t 当たり総原価	43,686			
市民一人当たり原価	14,970			
1 世帯当たり原価	33,974			

注1 可燃ごみの処理原価については、共同処理のため、柏市(旧沼南地域)及び鎌ヶ谷市の合計の額から負担金按分率を用いて算定したものである。

- 不燃ごみ等には、プラスチック、粗大ごみ、資源ごみ、危険・有害物、ペットボトルの原価を含む。
- 平成18年度より減価償却費(定額制)を用いて算定。

[参考]

① 1 t 当たり部門原価の推移 (可燃ごみ) (単位: 円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収集原価	8,276	8,326	8,374	8,515	8,540	8,566	8,802	8,847	8,871	8,781
処理原価	33,213	34,259	36,797	46,949	57,051	28,946	35,626	36,954	33,602	33,248

② 1 t 当たり部門原価の推移 (不燃ごみ等) (単位: 円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収集原価	25,099	25,815	25,880	27,407	27,474	28,719	29,723	30,487	30,707	28,953
処理原価	32,294	33,116	34,350	35,360	34,242	34,504	36,906	37,204	36,954	35,677
参考 資源品等売却代	24,425,302	20,301,213	16,103,705	19,099,182	17,107,642	14,084,533	17,960,588	17,691,229	16,586,377	16,925,470

(2) し尿処理

ア. 令和2年度し尿処理原価（柏市全域）

(単位：円)

	収集部門	処理部門
人件費	7,280,818	31,333,619
減価償却費	0	131,135,770
その他の経費	75,503,560	535,482,914
諸収入	0	△ 1,955,052
部門原価	82,784,378	695,997,251
収集・処理量 (kl)	3,106	45,834
1 k l 当たり部門原価	26,653	15,185
総原価	778,781,629	
総処理量 (kl)	45,834	
1 k l 当たり総原価	16,991	

注 旧沼南地域の処理部門各数値には白井市・鎌ヶ谷市分を含む。

イ. 旧柏地域のし尿処理原価

(単位：円)

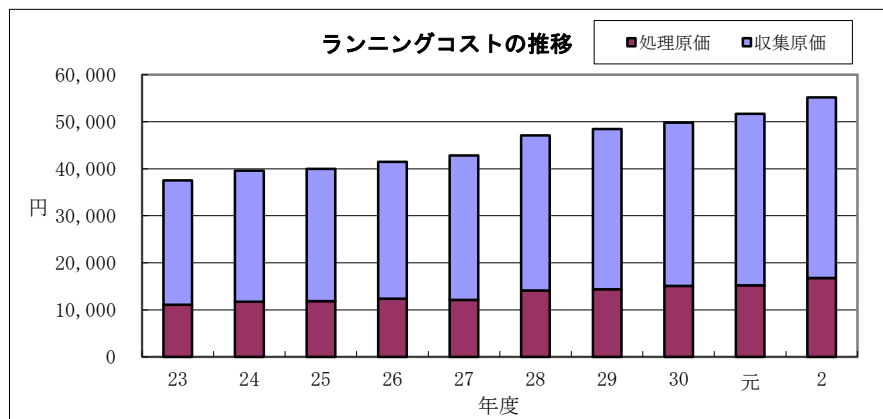
	収集部門	処理部門
人件費	7,280,818	6,462,206
減価償却費	0	48,750,432
その他の経費	52,800,000	205,691,477
諸収入	0	△ 1,765,115
部門原価	60,080,818	259,139,000
収集・処理量 (kl)	1,564	15,455
1 k l 当たり部門原価	38,415	16,767
総原価	319,219,818	
総処理量 (kl)	15,455	
1 k l 当たり総原価	20,655	

[参考] 旧柏地域の1 k l 当たり部門原価の推移

(単位：円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収集	26,419	27,846	28,128	29,059	30,729	33,006	34,039	34,720	36,518	38,415
処理	11,095	11,763	11,832	12,387	12,102	14,093	14,390	15,117	15,195	16,767

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



ウ. 旧沼南地域のし尿処理原価

(単位：円)

	収集部門	処理部門
人件費	—	24,871,413
減価償却費	—	82,385,338
その他の経費	22,703,560	329,791,437
諸収入	0	△ 189,937
部門原価	22,703,560	436,858,251
収集・処理量 (kl)	1,542	30,379
1 k l 当たり部門原価	14,723	14,380
総原価	459,561,811	
総処理量 (kl)	30,379	
1 k l 当たり総原価	15,128	

注 平成18年度分から減価償却費（定額制）を用いて算定。

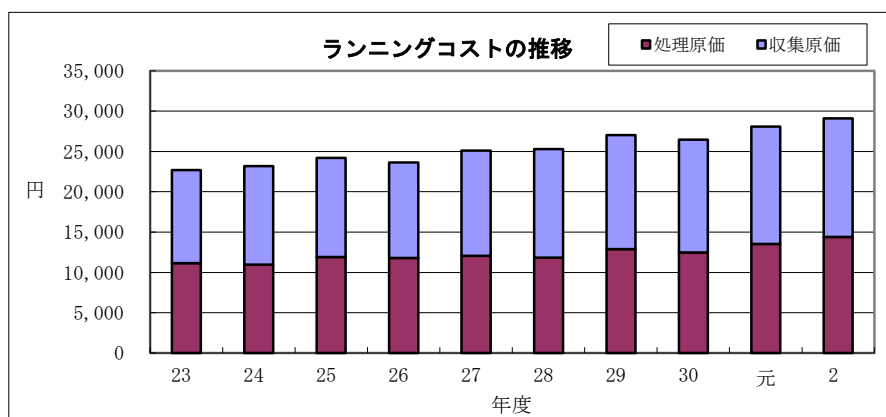
注 処理部門の各数値は柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合全体分。

[参考] 旧沼南地域の1 k l 当たり部門原価の推移

(単位：円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
収集	11,540	12,217	12,325	11,849	13,053	13,499	14,149	13,998	14,551	14,723
処理	11,152	10,960	11,890	11,774	12,069	11,814	12,872	12,456	13,539	14,380

注 し尿処理量は、減少の傾向にあるものの汲み取り対象世帯が点在化しているため、収集効率が低下している。



# I 部

(旧柏地域)

## 第1章

# ごみ処理事業



1 ごみの分別方法及び処理方法

令和2年4月1日現在

(旧柏地域)

	資源品	可燃ごみ	容器包装プラスチック類	草木ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
ごみの種類	古紙類(新聞紙, 段ボール, 雑誌・ざつ紙) 紙パック類 古着・古布類 PET ボトル 空ビン類 空カン類 金属類	台所ごみ 紙くず ビデオテープ類	プラスチック製容器包装材料	木の枝・草	一辺 1.2m未満の小型家具類 皮革製品 ガラス・陶磁器類 容器包装以外のプラスチック製品	乾電池 水銀体温計 蛍光管 ライター	ベッド, 学習机, ソファ, 一辺 1.2m以上の家具類 布団
収集容器	カン, ビン, PET ボトルは市指定の回収袋 他は指定なし	指定袋(赤色)	指定袋(黄色)	ひもで束ねる(枝) 中身の見える袋(草・葉)	中身の見えるビニール袋 (入らないものはそのまま)	中身の見えるビニール袋	—
収集回数	月2回	週2回	週1回	月2回	月2回	月2回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(民間事業者)	直営/ 委託(民間事業者)		直営	委託(民間事業者)		委託(民間事業者)
処理方法	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託または売却)	焼却処理(焼却灰は最終処分)	再生資源化(容器包装リサイクル法に基づく指定法人への再商品化委託)	焼却処理又は最終処分(焼却灰は最終処分)	破砕処理(破砕残渣は焼却, 磁性物は資源化)	再生処理	不燃ごみと同様(状態のよい一部の家具は売却)
処理施設	柏市リサイクルプラザ	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場	プラスチック圧縮保管施設	柏市清掃工場 / 柏市第二清掃工場 / 民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設	民間施設(委託処理)	柏市清掃工場粗大ごみ処理施設 / 柏市リサイクルプラザ(リボン館)

## 2 ごみ量

(1) 令和元年度, 令和2年度のごみ量の増減

(単位:t)

区分	年度		令和元年度	令和2年度	増減	備考
	人口(人)・(Z) (※年度末住基人口)		373,428	376,566	3,138	
家庭系ごみ	可燃系	可燃ごみ	51,127	52,990	1,863	
		不燃ごみ	7,174	7,989	815	
		粗大ごみ	532	576	44	
		小計(A)	58,833	61,555	2,722	
		市民一人一日当り(g) (A)/(Z)/暦日	430	448	18	
	資源化	容器包装プラスチック類	5,216	5,464	248	
		資源品	18,488	19,400	912	
		使用済み小型家電	34	49	15	
		小計(B)	23,738	24,913	1,175	
	合計(C) (A) + (B)		82,571	86,468	3,897	
市民一人一日当り(g) (C)/(Z)/暦日		604	629	25		
事業系ごみ	可燃系	可燃ごみ	38,255	33,111	▲ 5,144	
		不燃ごみ	454	512	58	
		粗大ごみ	160	117	▲ 43	
		事業系プラスチック	51	41	▲ 10	
		小計(D)	38,920	33,781	▲ 5,139	
	資源化	事業系プラスチック	70	77	7	
		小計(E)	70	77	7	
		合計(F) (D) + (E)	38,990	33,858	▲ 5,132	
計	資源化	資源品総量(G) (B) + (E)	23,808	24,990	1,182	
		日平均排出量 (G)/暦日	65	68	3	
		市民一人一日当り(g) (G)/(Z)/暦日	174	182	8	
	総ごみ量	総ごみ量(H) (C) + (F)	121,561	120,326	▲ 1,235	
		日平均排出量 (H)/暦日	332	330	▲ 2	
		市民一人一日当り(g) (H)/(Z)/暦日	889	875	▲ 14	

注 数値の端数は四捨五入しているため合計が合わない部分がある。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量の推移

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	資源品	小計	総計
23	52,710	7,051	490	60,251	5,337	23,770	29,107	89,358
24	51,211	6,913	459	58,583	5,342	22,611	27,953	86,536
25	51,789	7,187	472	59,448	5,335	21,846	27,181	86,629
26	49,653	7,045	453	57,151	5,206	21,002	26,208	83,359
27	46,305	7,522	489	54,316	5,423	20,459	25,882	80,198
28	47,376	7,126	480	54,982	5,274	19,648	24,922	79,904
29	49,436	7,048	469	56,953	5,229	18,780	24,009	80,962
30	49,883	7,035	495	57,413	5,286	18,673	23,959	81,372
元	51,127	7,174	532	58,833	5,216	18,522	23,738	82,571
2	52,990	7,989	576	61,555	5,464	19,449	24,913	86,468

注1 粗大ごみは、平成8年10月から有料化となり、搬入量を記録している。

2 プラスチックについては、平成7年度から分別を開始し、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し、本格的に資源化を開始した。

3 有害ごみは、不燃ごみに含まれている。

イ. 事業系ごみ量の推移

(単位:t)

家庭系+事業系 (単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	小計	プラスチック	小計	総計	ごみ量	資源品量	総量
23	28,599	360	216	29,175	197	197	29,372	89,426	29,304	118,730
24	29,731	470	203	30,404	195	195	30,599	88,987	28,148	117,135
25	30,755	467	172	31,394	167	167	31,561	90,842	27,348	118,190
26	31,380	436	155	31,971	149	149	32,120	89,122	26,357	115,479
27	32,649	440	142	33,231	125	125	33,356	87,604	25,950	113,554
28	34,582	523	172	35,277	124	124	35,401	90,319	24,986	115,305
29	35,478	421	166	36,065	105	105	36,170	93,064	24,068	117,132
30	35,729	426	158	36,313	127	127	36,440	93,778	24,034	117,812
元	38,255	454	160	38,869	121	121	38,990	97,753	23,808	121,561
2	33,111	512	117	33,740	118	118	33,858	95,336	24,990	120,326

注1 不法投棄ごみは、平成25年度は家庭系不燃ごみに、平成26年度以降は家庭系可燃ごみ・家庭系不燃ごみ・家庭系粗大ごみに含んでいる。

注2 平成27年度以降は、事業系可燃プラスチックを資源品量に含んでいる。

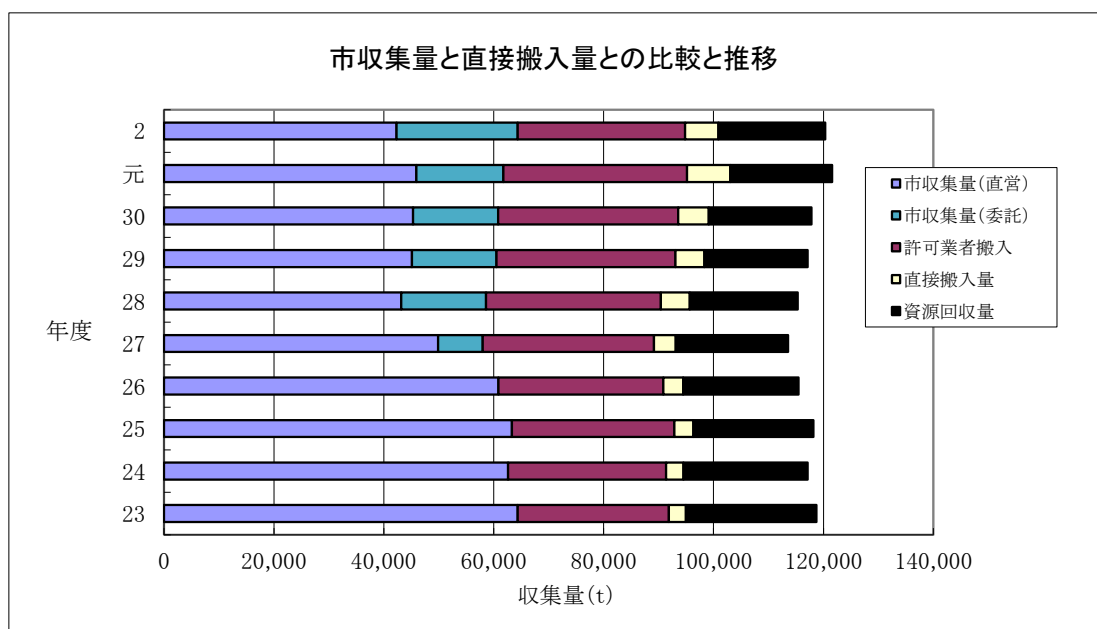
### 3 ごみの収集・直接搬入

#### (1) 収集量の推移

(単位:t)

年度	市収集量(直営)	市収集量(委託)	許可業者搬入	直接搬入量	資源回収量	総量
23	64,357	0	27,534	3,069	23,770	118,730
24	62,594	0	28,748	3,182	22,611	117,135
25	63,324	0	29,540	3,480	21,846	118,190
26	60,870	0	30,013	3,594	21,002	115,479
27	49,857	8,118	31,206	3,914	20,459	113,554
28	43,186	15,390	31,862	5,219	19,648	115,305
29	45,104	15,374	32,615	5,259	18,780	117,132
30	45,343	15,463	32,764	5,569	18,673	117,812
元	45,926	15,851	33,421	7,841	18,522	121,561
2	42,333	22,004	30,467	6,073	19,449	120,326

注1 平成27年10月から、家庭ごみ収集の一部委託化を行ったため、「市収集量(委託)」の区分を新設した。



(2) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

ア. 年度別推移

年度	人口(Y) (各年度末現在)	市収集量 (直営+委託)								
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃 ごみ	不燃 ごみ
23	344,648	52,055	6,475	490	5,337	64,357	261	247	29,253	937
24	350,200	50,506	6,287	459	5,342	62,594	245	255	30,436	1,096
25	352,296	50,955	6,563	471	5,335	63,324	279	227	31,589	1,091
26	354,511	48,780	6,431	453	5,206	60,870	258	236	32,253	1,050
27	357,576	45,295	6,769	489	5,423	57,975	260	223	33,660	1,193
28	361,036	46,442	6,380	480	5,275	58,577	259	226	35,516	1,269
29	364,723	48,512	6,269	469	5,228	60,478	259	234	36,402	1,200
30	368,629	48,819	6,206	495	5,286	60,806	259	235	36,793	1,255
元	373,428	49,730	6,300	532	5,215	61,777	259	239	39,652	1,328
2	376,566	51,361	6,936	576	5,464	64,337	259	248	34,740	1,565

注1 平成23, 27, 令和元年度の日平均排出量は, 366日(うるう年)で算出している。

2 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

イ. 令和2年度月別

月	人口(Y) (各月末現在)	市収集量 (直営+委託)								
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	プラス チック	計	収集 日数	収集 日量	可燃 ごみ	不燃 ごみ
4	374,044	4,377	688	49	543	5,657	22	257	2,502	150
5	374,111	4,767	862	48	466	6,143	21	293	2,579	133
6	374,275	4,692	603	51	420	5,766	22	262	3,012	136
7	374,595	4,486	545	48	513	5,592	23	243	3,179	131
8	374,818	4,231	606	45	417	5,299	21	252	3,002	139
9	374,827	4,049	490	44	501	5,084	22	231	3,036	101
10	375,061	4,342	520	50	392	5,304	22	241	3,255	123
11	375,343	4,172	553	46	392	5,162	21	246	3,004	135
12	375,618	4,291	615	50	514	5,470	22	249	3,225	165
1	375,808	4,092	500	46	420	5,058	20	253	2,586	99
2	375,832	3,593	465	46	393	4,497	20	225	2,448	114
3	376,566	4,269	489	53	493	5,304	23	231	2,912	139
計	—	51,361	6,936	576	5,464	64,337	259	248	34,740	1,565

注1 数値の端数は四捨五入しているため, 合計が合わない部分がある。

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
216	197	30,603	295	104	23,770	0	118,730	324	941
203	195	31,930	295	108	22,611	0	117,135	321	916
172	168	33,020	309	107	21,846	0	118,190	324	919
155	149	33,607	307	110	21,000	2	115,479	316	892
142	126	35,120	308	114	20,455	4	113,554	310	868
173	124	37,081	308	120	19,645	3	115,306	316	875
166	106	37,874	310	122	18,776	4	117,132	321	880
158	127	38,333	310	124	18,645	28	117,812	323	876
160	122	41,262	310	133	18,488	34	121,561	332	889
117	118	36,540	308	119	19,400	49	120,326	330	875

(単位:t) (単位:g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)					資源品 収集量 (資源組合)	小型家電 回収量	総量 (X)	日平均 排出量 (B) X/暦日	一人当たり 排出量 X/Y/暦日
粗大 ごみ	プラス チック	計	搬入 日数	搬入 日量					
14	10	2,676	25	107	1,846	4	10,183	339	907
6	9	2,727	25	109	2,039	6	10,915	352	941
9	11	3,168	26	122	1,557	4	10,495	350	935
7	12	3,329	27	123	1,499	4	10,424	336	898
7	9	3,157	26	121	1,673	4	10,133	327	872
10	11	3,157	26	121	1,377	3	9,621	321	856
18	10	3,407	27	126	1,547	4	10,261	331	883
6	10	3,155	25	126	1,554	4	9,876	329	877
9	9	3,408	26	131	1,741	4	10,623	343	912
10	8	2,703	24	113	1,608	4	9,374	302	805
6	8	2,576	24	107	1,429	4	8,505	304	808
15	11	3,077	27	114	1,530	4	9,914	320	849
117	118	36,540	308	119	19,400	49	120,326	330	875

## (3) 令和2年度粗大ごみ品目別集計表

## ア. 家具類

(単位：件，個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	851	900	912	935	891	867	987	798	923	916	845	998	10,823
ソファーベッド	27	15	24	28	19	20	28	26	28	32	25	37	309
ベ ッ ド	112	105	105	112	114	92	124	86	113	118	118	163	1,362
ベッド枠のみ	30	32	27	39	38	32	43	32	32	29	19	49	402
スプリング入り マットレス	130	127	150	162	148	146	184	136	161	142	138	160	1,784
ソファー	224	253	268	298	269	259	257	225	264	254	230	242	3,043
食器戸棚	68	51	55	64	51	37	59	61	58	41	66	69	680
タ ンス	161	147	141	125	137	104	154	128	146	118	109	136	1,606
本 棚	85	101	85	73	63	90	80	76	77	84	69	107	990
下 駄 箱	6	7	2	3	6	6	6	7	4	10	5	3	65
机	45	48	54	38	41	36	31	36	24	35	41	61	490
座 卓	23	42	38	32	31	36	37	35	42	33	38	41	428
サイドボード	9	10	12	9	6	6	10	14	17	6	10	7	116
テーブル	24	34	34	36	29	40	40	29	41	40	41	45	433
エレクトーン	16	14	9	11	17	20	13	13	10	16	19	10	168
物干し台	6	6	11	5	8	9	4	6	5	21	10	13	104
ライティング デスク	8	9	8	14	14	13	11	10	17	18	15	19	156
マッサージ椅子	23	18	22	17	16	35	18	15	18	24	24	25	255
オーディオ ラック	8	0	5	0	0	1	1	0	4	0	1	1	21
そ の 他	188	218	205	213	244	241	272	224	250	225	240	233	2,753
計(点数)	1,193	1,237	1,255	1,279	1,251	1,223	1,372	1,159	1,311	1,246	1,218	1,421	15,165

## イ. 布団類

(単位：件，個)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	390	543	641	512	586	465	584	583	559	494	396	445	6,198
布団(枚数)	1,081	1,404	1,695	1,295	1,462	1,262	1,559	1,559	1,546	1,245	987	1,106	16,201
座布団(枚数)	247	311	435	345	247	290	275	457	346	312	277	268	3,810

## ウ. 収集件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収集件数	1,210	1,418	1,533	1,423	1,391	1,226	1,495	1,289	1,359	1,370	1,173	1,384	16,271

注 品目別の件数は当該月内の回収件数で、申込み件数とは異なる。

(4) 令和2年度月別焼却対象物搬入量

ア. 北部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	不燃・粗大 破砕物	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	3,993,780	817,630	54,530	60,300	30,700	36,640	0	4,993,580
5月	4,172,920	965,830	35,980	65,780	38,020	44,510	0	5,323,040
6月	4,431,750	709,210	92,880	61,550	27,450	61,140	0	5,383,980
7月	4,481,640	635,720	90,720	64,100	34,680	41,560	0	5,348,420
8月	4,214,400	705,360	33,540	52,670	18,020	46,580	0	5,070,570
9月	4,170,620	567,800	24,630	48,950	20,290	44,370	0	4,876,660
10月	4,373,940	663,030	33,820	47,520	27,320	44,970	0	5,190,600
11月	4,142,210	661,030	27,080	43,530	21,730	46,250	0	4,941,830
12月	4,390,980	760,380	85,820	45,760	18,830	51,330	0	5,353,100
1月	3,849,990	539,480	35,660	50,330	19,120	46,920	0	4,541,500
2月	3,519,800	624,310	57,330	38,120	22,110	36,470	0	4,298,140
3月	4,139,810	615,780	77,270	46,850	21,790	64,510	0	4,966,010
計	49,881,840	8,265,560	649,260	625,460	300,060	565,250	0	60,287,430

イ. 南部クリーンセンター

(単位: kg)

月	可燃ごみ	粗大	し尿汚泥	プラ残渣	資源残渣	その他	災害 対応	計
4月	2,878,250	2,550	0	0	0	0	0	2,880,800
5月	3,168,200	5,700	0	0	0	0	0	3,173,900
6月	3,263,460	4,490	0	0	0	0	0	3,267,950
7月	3,178,670	5,270	0	0	0	0	0	3,183,940
8月	3,014,310	5,350	0	0	0	0	0	3,019,660
9月	2,909,770	6,230	0	0	0	0	0	2,916,000
10月	3,215,410	9,780	0	0	0	0	0	3,225,190
11月	3,030,720	9,690	0	0	0	0	0	3,040,410
12月	3,118,490	8,700	0	0	0	0	0	3,127,190
1月	2,821,450	7,760	0	0	0	0	0	2,829,210
2月	2,516,340	5,190	0	0	0	0	0	2,521,530
3月	3,034,270	7,260	0	0	0	0	0	3,041,530
計	36,149,340	77,970	0	0	0	0	0	36,227,310

注1 「可燃ごみ」には、他自治体との相互協定により受け入れた分を含むため、旧柏地域のごみ排出量とは一致しない。



## (5) 焼却対象物搬入量の実績と推移

(単位:t)

年度	南北クリーンセンター搬入量				合計
	可燃ごみ	不燃・粗大破砕物等	し尿汚泥	残渣・災害対応等	
23	81,308	8,081	823	1,547	91,759
24	80,942	7,970	838	1,434	91,184
25	80,532	7,850	867	1,396	90,645
26	78,828	7,952	830	1,396	89,006
27	78,941	8,206	813	1,365	89,325
28	81,896	7,894	686	1,530	92,006
29	84,853	7,384	701	1,677	94,615
30	85,540	6,987	583	1,359	94,469
元	88,350	7,428	629	2,881	99,288
2	86,031	8,344	649	1,491	96,515

## (6) ごみ出し困難者支援収集

年度	2
利用者数(人)	62
収集量(t)	7.4

注1 令和2年度の実績は、10月から3月までの数値としている。

2 利用者数は年度末時点の人数としている。

#### 4 ごみの処理

##### (1) 令和2年度月別焼却処理日量

###### ア. 北部クリーンセンター

(単位：t, 日, t/日)

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	4,994	4,969	30	166
5月	5,323	5,757	31	186
6月	5,384	5,727	30	191
7月	5,348	6,280	31	203
8月	5,070	5,963	31	192
9月	4,877	5,571	30	186
10月	5,191	5,598	28	200
11月	4,942	5,558	29	192
12月	5,353	5,952	30	198
1月	4,541	5,883	28	210
2月	4,298	4,444	25	178
3月	4,966	5,103	29	176
計	60,287	66,805	352	190
(暦日)			365	183

###### イ. 南部クリーンセンター

(単位：t, 日, t/日)

月	搬入量	焼却量	稼働日数	日量
4月	2,881	3,327	30	111
5月	3,174	3,568	31	115
6月	3,268	681	7	97
7月	3,184	3,466	31	112
8月	3,020	3,451	31	111
9月	2,916	3,355	30	112
10月	3,225	3,388	31	109
11月	3,040	3,431	30	114
12月	3,127	2,691	23	117
1月	2,829	1,947	18	108
2月	2,521	3,070	28	110
3月	3,042	3,387	31	109
計	36,227	35,762	321	111
(暦日)			365	98

注1 搬入量は焼却のため各クリーンセンターに搬入した量、焼却量はごみホッパへ投入した量を集計している。  
 2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

## (2) 破碎処理の実績と推移

(単位：t)

年度	破碎処理施設処理量	内 訳	
		破碎物	磁性物
23	9,007	8,030	977
24	8,928	7,934	994
25	8,807	7,807	1,000
26	8,827	7,913	914
27	9,026	8,163	863
28	8,545	7,853	692
29	8,022	7,345	677
30	7,545	6,950	595
元	8,038	7,439	599
2	8,661	7,967	694

注 平成12年度以降の破碎処理施設処理量は、防火・防塵対策用の注水量を含んでいる。

## (3) 最終処分場への搬入実績と推移

(単位：t)

年度	市搬入		
	北部クリーンセンター	南部クリーンセンター	合計
	焼却灰	溶融飛灰固化物	
23	1,791	23	1,814
24	0	0	0
25	0	0	0
26	0	0	0
27	0	0	0
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0
元	0	0	0
2	0	0	0

注1 平成23年度末で柏市最終処分場の使用期限満了。

## 5 ごみの組成

(1) 北部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		令和元年度 (4回の平均)	令和2年度				
			2.5.15 実施	2.8.7 実施	2.11.10 実施	3.2.5 実施	平均
可燃性	紙・布類	38.63	24.40	37.60	40.80	46.50	37.33
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	24.90	27.49	23.50	26.20	22.20	24.85
	木・わら・竹類	15.73	30.20	11.20	11.20	9.70	15.58
	厨芥類	13.30	10.80	16.30	17.40	11.40	13.98
	小計	92.55	92.89	88.60	95.60	89.80	91.72
不燃性	金属類	1.00	0.30	2.30	0.40	4.40	1.85
	ガラス・陶器類	0.65	0.50	2.80	0.70	0.90	1.23
	石・コンクリート	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	1.65	0.80	5.10	1.10	5.30	3.08
その他		5.80	6.31	6.30	3.30	4.90	5.20
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 1 清掃工場内可燃ピット（上，中，下層の3層）で、家庭系・事業系を合わせた焼却ごみから採取している。

2 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(2) 南部クリーンセンター 可燃ごみの組成 (単位：%)

		令和元年度 (4回の平均)	令和2年度				
			2.6.1 実施	2.9.1 実施	2.12.1 実施	3.3.4 実施	平均
可燃性	紙・布類	47.25	48.10	43.90	47.00	53.89	48.22
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	19.13	38.89	24.10	15.80	30.70	27.37
	木・わら・竹	12.95	4.20	14.80	17.90	4.10	10.25
	厨芥類	13.35	5.30	15.20	13.00	5.60	9.78
	不燃物	4.70	0.10	0.20	0.40	3.70	1.10
	その他	2.63	3.40	1.80	5.90	2.00	3.28
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

## 6 不法投棄

### (1) 不法投棄の処理状況

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
総処理件数(件)		354	248	334	297	259	244	203	235	142	212
内訳	市処理件数(件)	348	244	328	293	254	231	197	230	139	208
	委託処理件数 (車両)(台)	2	0	2	0	0	8	0	0	0	0
	委託処理件数 (廃棄物)(件)	4	4	4	4	5	5	6	5	3	4
総処理量(t)		48	42	43	32	29	26	23	21	18	23
内訳	市処理量(t)	29	21	24	18	16	17	13	11	10	13
	委託処理量(t)	19	21	19	14	13	9	10	10	8	10

注1 総処理件数には、車両処理台数が含まれる。

2 数値には旧沼南地域分を含んでいる。

### (2) 不法投棄の通報件数

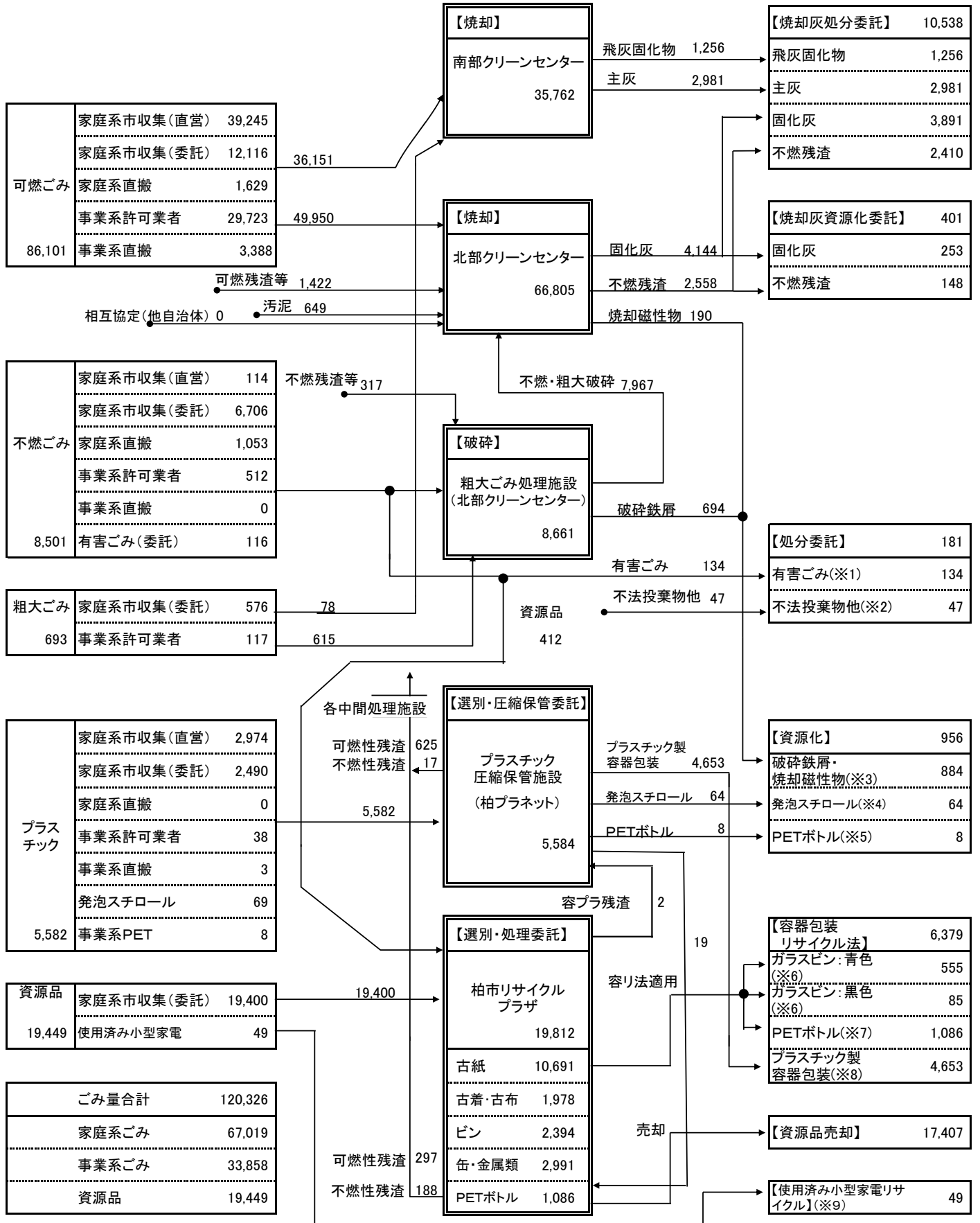
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
美化サポーター	78	41	43	21	5	6	14	3	4	5
市民	237	186	268	198	216	149	83	169	67	148
市職員	33	17	17	74	33	76	100	58	68	55
計	348	244	328	293	254	231	197	230	139	208

注1 平成19年度から「環境美化推進員」を「柏市美化サポーター」と改め、令和3年3月31日現在個人34名、団体7で構成されている。

2 数値には旧沼南地域分を含んでいる。

7 旧柏地域ごみ処理の流れ

(単位:t)



注 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

注 北部及び南部クリーンセンターにおける焼却・破碎処理については、工程の都合上搬入量と処理量に差異が生じる。

注 柏プラネット及び柏市リサイクルプラザにおいては、搬入物のうち年度内に処理しきれない部分が生じるため、搬出量と搬入量に差異が生じる。

(単位：t)

No.	処理先（委託先等）	処理量	処理方法
※1	(北海道北見市) 野村興産(株)	134	重金属類を資源化处理
※2	→(茨城県ひたちなか市) 株カツタ	5	焼却
	→(千葉県市川市) 株市川環境エンジニアリング	1	再生原料へ資源化
	→(茨城県坂東市) 株茨大	41	再資源化
※3	(柏市) 柏市再生資源事業協業組合	884	売却
※4	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	64	売却
※5	(柏市) 柏市廃棄物処理業協業組合	8	売却
※6	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県龍ヶ崎市) 硝和ガラス(株)	640	再生砂化
※7	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(茨城県笠間市) ジャパンテック(株)	1,086	プラスチック原料化
※8	(公財) 日本容器包装リサイクル協会		
	→(千葉県松戸市) 株バース・ヴィジョン	3,595	プラスチック原料化
	→(千葉県富津市) リ・パレット(株)	1,058	プラスチック原料化
※9	(千葉県横芝光町) 丸源起業(株)	15	再生原料へ資源化
	(愛知県名古屋市中区) リネットジャパングループ(株)	34	再生原料へ資源化

(注) 放射性物質を含む焼却灰については、平成23年度から本書発行時点に至っても、引き続き緊急かつ臨時的な措置を講じている状況にあります。また、今後ごみの適正処理を継続させるため、これらの廃棄物の処分の委託先については掲載しておりません。

# **I 部**

**(旧柏地域)**

## **第2章**

# **減量・資源化**



## 1 ごみ減量啓発事業

### (1) ゴミゼロ運動の実績

(単位:人, t)

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	
参 加 人 員	ボランティア団体	1,097	1,075	2,190	2,217	2,193	2,502	1,925	1,749	1,430		
	一般参加者	18,477	24,445	22,455	22,082	23,969	25,136	24,752	21,698	21,709		
	市職員	386	456	495	451	582	633	694	655	686		
	計	19,960	25,976	25,140	24,750	26,744	28,271	27,371	24,102	23,825		
回 収 内 容	資源品	空き缶	1.5	1.6	1.7	1.9	1.7	1.6	1.3	1.5	2.1	
		空き瓶	1.4	1.6	1.7	1.9	1.5	1.6	1.6	1.9		
		PETボトル	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6		
	可燃ごみ	4.3	7.5	6.5	6.6	5.1	5.9	6.1	6.4	4.5		
	不燃ごみ	3.1	4.8	6.0	6.5	3.5	4.7	3.3	4.2	3.4		
	プラスチックごみ	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	-	-	-		
	計	11.0	16.4	17.0	18.0	12.7	14.7	12.8	14.6	10.0		

注1 「ゴミゼロ運動」は、環境美化運動として昭和57年から「関東地方環境美化運動の日(5月30日前後の日曜日)」を中心に実施している。

注2 令和元年度からゴミゼロ運動の分別区分が変更。可燃ごみは容器包装プラスチック類及び草木ごみを含むもの。

注3 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

### (2) 清掃施設見学会の実績

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
開催数	17	15	14	13	21	20	16	17	16	3

注 ごみ処理の現状を体験し、ごみ減量の重要性を認識してもらうために、市内の清掃施設(柏市リサイクルプラザ、柏プラネット、第2清掃工場等)を見学するもの。対象は市内在住、在学、在勤の団体。平成3年度から「ごみ体験ツアー」として実施しており、平成15年度から名称を「清掃施設見学会」に改めた。平成19年度からは柏市全域の実績を掲載している。

### (3) ごみ減量説明会の実績

年度	開催数	説明会での主な内容
30	4	循環型社会と3R、ごみ減量の手法、分別の方法、不適切排出事例
元	6	循環型社会と3R、ごみ減量の手法、分別の方法、不適切排出事例
2	0	-

注 町会、自治会や各種団体を対象に、ごみ減量、資源化について説明するもの。平成4年から実施している。

注2 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実績なし。

## (4) 生ごみ処理容器の補助の推移

(単位:基,世帯,千円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
コンポスト	42	41	43	27	38	19	25	9	25	20
EM菌等の微生物を利用した処理容器	67	39	38	28	30	21	8	17	15	7
機械式処理機	51	39	40	43	31	41	48	58	44	70
計	160	119	121	98	99	81	81	84	84	97
世帯数	131	103	96	86	84	71	77	80	76	91
補助金額	730	577	558	553	449	503	579	532	466	627

注1 柏市全域の実績を掲載している。

注2 生ごみ処理容器の補助内容は下表のとおり。

対象	生ごみ処理容器等
補助金の額	容器等1基につき、コンポスト・EM容器は購入価格の2分の1、機械式は購入価格の3分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。
対象となる容器の数	1世帯または1集会施設当たり、1年度につき2基を限度とする。ただし、機械式は、初回の購入を除き、購入日から5年を経過するごとに1基を限度とする。

※平成7年9月からEM菌等の微生物を利用したものや機械式の生ごみ処理機にも補助を拡大、平成8年4月には補助限度額を1基当たり30,000円に引き上げた。

※平成17年4月1日から機械式生ごみ処理機の補助率(3分の1に相当する額)と補助基準(5年度に1基が限度)を変更した。

※平成18年4月1日から上限額を10,000円に変更。補助総額を当初予算の範囲内とした。

## (5) 環境(ごみ)学習の実績

年度	実施内容
30	出前授業: 柏の葉小学校4年生(144名)他 計 21校 計21回 1,590名
元	出前授業: 風早北部小学校4年生(140名)他 計 16校 計17回 1,219名
2	出前授業: 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし 計 0校 0名

注 出前授業の内容は、小学校へ出向き、ごみ問題について、ゲーム等を通じ子供たちにわかりやすく説明するもの。

## (6) リサイクルプラザリボン館事業

## ア. リサイクル教室実施状況[リサイクルプラザリボン館]

年度	講座名	実施回数	延べ受講者数
30	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 自転車の直し方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	101	712
元	古布で裂き織り, 包丁の研ぎ方, 古着でぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	89	626
2	着物からワイドパンツ作り, 包丁の研ぎ方, 古布からぞうり作り, なんでも修理教室, 帯からトートバッグ作り 等	21	107

イ. その他啓発イベント

年度	実施日	名 称	開催場所	来場者
30	6月3日	フリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	300人
元	6月2日	フリーマーケット	リサイクルプラザリボン館 駐車場	350人
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			

ウ. こどもエコ探検ツアー

実施日	見 学 先	対象者	参加者
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			

エ. リサイクル家具の販売

家 具		
展 示	申 込 者	購 入 者
126点	61名	27名

注1 平成29年度から自転車の販売を休止した。

オ. リサイクルプラザリボン館施設利用状況

区 分	見学／視察			講座・講演会			合 計
	行 政	各種団体	一 般	受講者	講 師	運営委員等	
件 数	1	2	—	21	—	—	24
人 数	4	19	664	107	28	50	872

(7)リサイクルフェア

回	開催年月日・場所	参加者数	主 な 内 容
第20回 平成30年度	中止	—	—
第21回 令和元年度	R元.10.6(日) 柏市リサイクルプラザ	300名	フリーマーケット, ソーラークッキング, エコクイズ, 3R 体験コーナー, 啓発品展示 等
第22回 令和2年度	中止	—	—

(8)ごみ減量広報紙「クルクルクリーンかしわ」の発行

号	発行日	主 な 内 容
第 42 号	H30.10.15	プラスチックごみの分別方法/プラスチックごみの分別フローチャート/海洋プラスチック問題とは/医療系廃棄物は医療機関等へ返却を/平成 30 年 4 月からのごみ出し方法の変更点/リユースショップ「ショップリボン」の案内/分かりづらい分別について/ごみ分別アプリ
第 43 号	R1.10.15	紙類の分別方法/スプレー缶の排出方法/有害ごみの分別方法/食品ロスの削減/古布類の分別方法/リユースショップ「ショップリボン」の案内/清掃工場等への持ち込み手数料の案内
第 44 号	R2.10.15	新しい生活様式でのごみ分別・減量/コードレス掃除機・ハンディクリーナーの出し方/不要なパソコン等を回収します/マスク・ティッシュの出し方/柏地域では草木ごみは可燃ごみとして出してください/ごみ出し困難者への支援を開始/フードバンクのご案内/お礼 市民の皆さんからのお手紙

注1 4面、不定期発行(創刊 H5.12.7)。

2 第 37 号までは、町会・自治会を通じ、全戸配布。第 38・39 号は単独で新聞折込にて配布。第 40 号以降は、市広報紙の別冊として新聞折込で配布。

(9) 指定多量廃棄物排出者へのごみ減量指導

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
対象事業所数	156	151	198	212	214	226	197	229	234	233
提出事業所数	125	127	146	175	157	197	175	204	204	205
立入り事業所数	0	5	10	10	10	7	10	8	9	0

注 柏市廃棄物処理清掃条例第23条の規定に基づき、指定多量廃棄物排出者に対し「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を依頼した事業所数、提出数、市が立入調査した事業所数。平成6年度から実施。

(10) 3R推進事業所

	事業所名	住 所	推奨開始年月日
1	パウダーテック株式会社	十余二217	平成27年4月1日
2	株式会社DNPテクノパック 柏工場	十余二409	平成27年4月1日
3	株式会社斎藤英次商店	柏6-1-1流鉄柏ビル3階	平成27年4月1日
4	京葉ガス株式会社東葛支社	柏211-5	平成29年4月1日
5	伊藤ハム株式会社東京工場	根戸1-3	平成29年4月1日

注 発泡トレイ回収協力店、リサイクル協力店・エコオフィス、買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し、平成 27 年 4 月から開始。(2 年ごとに推奨申請)

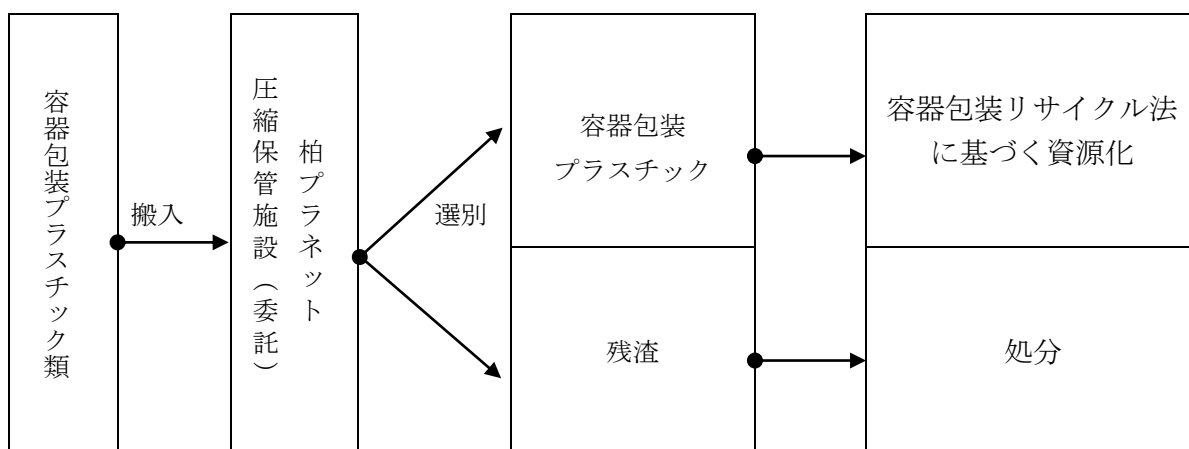
## (11) 3R推進店

	事業所名	住所	推奨開始年月日
1	ヨークマート花野井店	花野井681	平成27年4月1日
2	リビングショップ間宮	加賀3-21-2	平成27年4月1日
3	生活クラブ生活協同組合 松葉町デポー	松葉町3-15-1	平成27年4月1日
4	株式会社いなげや沼南店	大井1885-1	平成27年4月1日
5	柏市役所職員組合売店	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日
6	ららぽーと柏の葉東急ストア	若柴175	平成27年4月1日
7	農産物直売所道の駅しょうなん	箕輪新田59-2	平成27年4月1日
8	株式会社アグリプラス かしわで	高田100	平成27年4月1日
9	マミーマート光ヶ丘店	光ヶ丘2-25-10	平成27年4月1日
10	株式会社サンベルクス 柏つくしが丘店	つくしが丘5-13-1	平成27年4月1日
11	ベルクス新豊四季店	豊四季135-15	平成27年4月1日
12	株式会社東武ストア新柏店	新柏1-4-1	平成27年4月1日
13	株式会社ヨークマート新柏店	名戸ヶ谷888-1	平成27年4月1日
14	株式会社フードスクエアカスミ 南柏駅前店	南柏中央3-2	平成27年4月1日
15	イオンリテール株式会社 イオン柏店	豊町2-5-25	平成27年4月1日
16	株式会社京北スーパー布施店	布施新町1-4-4	平成27年4月1日
17	株式会社ライフ 増尾店	増尾台3-5-15	平成27年4月1日
18	株式会社ピーコックストア 豊四季店	豊四季台4-1-20	平成27年4月1日
19	マックスバリュ 柏松ヶ崎店	大山台1-6	平成27年4月1日
20	フードスクエアカスミ 柏中新宿店	中新宿3丁目11-1	平成27年4月1日
21	フードマーケットカスミ 柏たなか駅前店	小青田1丁目1番地14	平成27年4月1日
22	生活クラブ生協デポー大津ヶ丘	大津ヶ丘3-4-1-105	平成27年4月1日
23	J's cafe & shop	柏5-10-1柏市役所内	平成27年4月1日
24	フードスクエアカスミ柏千代田店	千代田2-7-11	平成29年4月1日

注 発泡トレ回収協力店, リサイクル協力店・エコオフィス, 買い物袋持参協力店の3つの協力店制度を統合し, 平成27年4月から開始。(2年ごとに推奨申請)

## 2 容器包装プラスチック資源化事業

### (1) プラスチックの資源化の流れ



### (2) プラスチック収集量と資源化量

(単位：t)

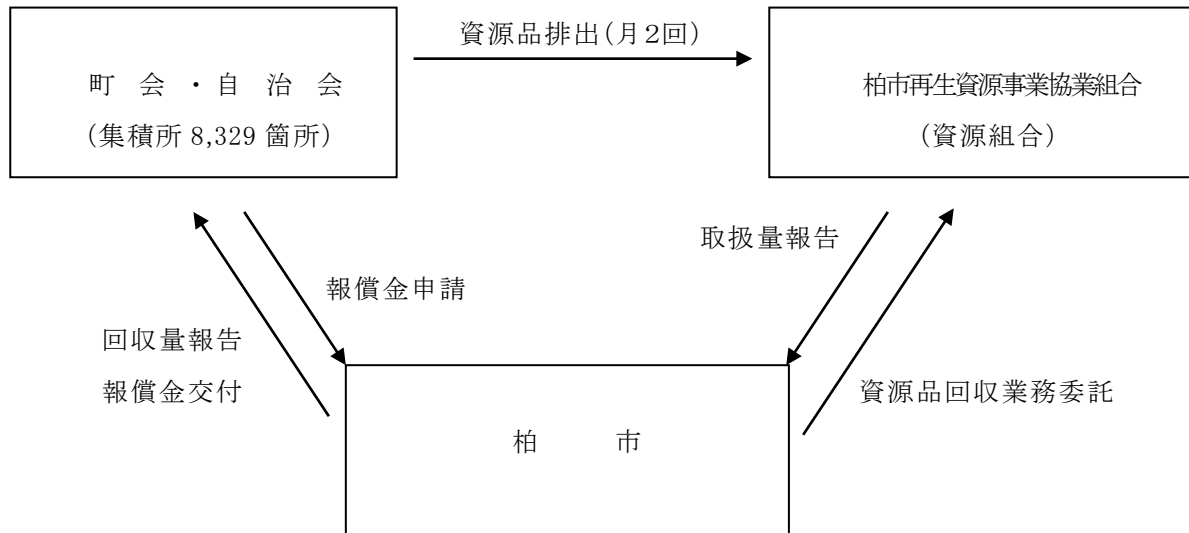
年度	家庭系 搬入量	事業系 搬入量	搬入量計	容器包装 プラスチック	処理委託費 (千円)
23	5,337	197	5,534	4,694	294,599
24	5,342	195	5,537	4,508	285,769
25	5,335	167	5,502	4,519	269,667
26	5,206	149	5,355	4,361	260,935
27	5,423	125	5,548	4,539	254,399
28	5,274	124	5,398	4,577	261,624
29	5,231	105	5,336	4,526	277,299
30	5,288	127	5,414	4,578	290,520
元	5,218	121	5,339	4,488	283,815
2	5,466	118	5,584	4,653	298,331

- 注1 清掃工場負荷軽減のため、平成7年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成7～11年度は、主に固形燃料(RDF)へと資源化した。
- 2 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、同年から、収集したプラスチックを容器包装プラスチック・容器包装以外のプラスチック・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、容器包装以外のプラスチックは従来と同様に固形燃料へと資源化委託した。
- 3 平成17年度からプラスチックの分別を変更し、分別収集するプラスチックは容器包装プラスチック類のみとした。収集した容器包装プラスチック類・残渣に選別し、容器包装プラスチックは(公財)容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡している。
- 4 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

### 3 資源品回収事業

#### (1) 資源回収システムの概要

令和2年4月1日現在



注1 市から町会・自治会への報償金は、回収量1キロ当たり3円。

#### (2) 柏市再生資源事業協業組合の概要

令和2年4月1日現在

名称	柏市再生資源事業協業組合			
場所	柏市十余二348-212			
設立	昭和56年9月18日に柏市再生資源事業協同組合を設立 平成14年3月14日に柏市再生資源事業協業組合へ改称			
資本金	42,000千円(100千円×420口)			
組合員数	14名			
従業員数	111人(パートを含む)			
内訳	回収	34人	PET	7人
	金属	18人	古紙	18人
	カレット	13人	事務他	21人

## (3)資源回収品目

令和2年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞,ダンボール,雑誌・ざつ紙(包装紙,空き箱など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目別に小さくひもで束ねて出す。</li> <li>ざつ紙は雑誌等にはさむか, 不要の紙袋に入れて出す。</li> <li>ビニール加工した紙類は出さない。</li> </ul>
紙パック類	牛乳やジュース類のパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗って開いて乾かしたものを出す。</li> <li>内側が銀色(アルミ箔でコーティングされたもの)は出さない。</li> <li>雨の日には出さない。</li> </ul>
古着・古布類	各種衣類,カーテン,シーツ,毛布,タオルケットなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボタン,ファスナーはつけたまま出す。</li> <li>まとめてひもで束ねて出す。</li> <li>カーペット,枕,切断くず,油汚れのもの,合成皮革,使用済みウエスは出さない。</li> <li>雨の日には出さない。</li> </ul>
PETボトル	飲料用,酒類,しょうゆ用などのペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>中を軽くすすいでふたとラベルを取り,踏みつぶしてから出す。</li> <li>集積所に用意してある「PETボトル」と表示した袋に入れる。</li> </ul>
空ビン類	飲料用のビン,食料用のビン,酒瓶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふたを取り,集積所に用意してある「空ビン入れ」と表示した袋に入れる。</li> <li>化粧品のビンは出さない。</li> <li>電球,蛍光管,鏡,アンプル,耐熱ガラス製品,その他特殊ガラス製のものは出さない。</li> <li>ビンの中に残っているものは,軽くすすいできれいにする。</li> </ul>
空カン類	飲料の缶,食料の缶,卓上ガスボンベ,スプレー缶など	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積所に用意してある「空カン入れ」と表示した袋に入れる。</li> <li>缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。</li> <li>スプレー缶は,中身を使い切り,穴を開けない。</li> </ul>
金属類	自転車,鍋,フライパン,金属のふた,石油ストーブ,その他ほとんど金属でできているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目別に並べて出す。</li> <li>スプーン,フォーク,くぎ等の小さい金属類は「空カン入れ」と表示した袋に入れる。</li> <li>自転車は「資源品」と表示する。</li> <li>大型金属類(30kg, 3m超)は無料回収。</li> </ul>



## (4) 品目別資源品処理量の推移

(単位:t)

年度	古着・古布類	金属・空カン類	空ビン類	古紙類	PETボトル	計
23	1,956	2,540	2,516	15,419	1,127	23,558
24	1,765	2,445	2,513	14,654	1,078	22,456
25	1,739	2,396	2,449	14,154	1,020	21,758
26	1,663	2,421	2,468	13,345	971	20,867
27	1,727	2,401	2,459	12,859	957	20,402
28	1,635	2,452	2,437	12,042	955	19,521
29	1,675	2,457	2,330	11,258	952	18,672
30	1,694	2,592	2,269	10,852	1,013	18,420
元	1,729	2,731	2,207	10,466	1,014	18,146
2	1,978	2,991	2,394	10,691	1,086	19,140

注1 PETボトルの資源品回収を平成9年度から開始。

2 搬入量との差は残渣等によるもの。

3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

## (5) 小型家電市・宅配回収量の推移

年度	ボックス回収	イベント回収	宅配回収	合計
30	15,159kg	1.0kg	14,220kg	29,380kg
元	13,869kg	7.1kg	21,058kg	34,934kg
2	16,225kg	0kg	34,005kg	50,230kg

注1 旧柏地域・旧沼南地域について統一的に回収しているため、実績は両地域の合計値を記載。

2 平成30年4月から使用済み小型家電回収ボックスによるパソコンの回収を開始。

3 平成30年4月からリネットジャパングループ(株)によるパソコンの宅配回収を開始。

## (6) 年度別資源品処理状況

(単位:kg, 円)

年 度	23	24	25	26	27
古紙類	15,419,330	14,654,200	14,153,950	13,345,140	12,858,500
(割合・%)	65.5	65.3	65.0	64.0	63.0
古着・古布類	1,955,710	1,765,160	1,739,120	1,663,090	1,727,320
(割合・%)	8.3	7.9	8.0	8.0	8.5
PETボトル	1,126,720	1,078,250	1,019,580	970,540	956,860
(割合・%)	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7
空ビン類	2,516,140	2,513,490	2,449,470	2,467,850	2,458,630
(割合・%)	10.7	11.2	11	12	12.1
金属・空カン類	2,539,740	2,444,970	2,396,150	2,420,650	2,400,700
(割合・%)	10.8	10.9	11.0	11.6	11.8
合計	23,557,640	22,456,070	21,758,270	20,867,270	20,402,010
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容リ法負担金	460,493	347,060	314,384	450,719	605,178
報償金	70,405,620	66,942,420	64,835,460	62,320,920	60,692,460
支給対象団体数	271	272	274	274	276

年 度	28	29	30	元	2
古紙類	12,042,050	11,257,990	10,852,050	10,465,660	10,690,570
(割合・%)	61.7	60.3	58.6	57.7	55.9
古着・古布類	1,635,180	1,674,670	1,694,370	1,728,680	1,977,750
(割合・%)	8.4	9.0	9.2	9.5	10.3
PETボトル	955,120	951,900	1,012,970	1,013,890	1,085,970
(割合・%)	4.9	5.0	5.5	5.6	5.7
空ビン類	2,437,190	2,330,260	2,269,180	2,207,280	2,393,660
(割合・%)	12.5	12.5	12.3	12.2	12.5
金属・空カン類	2,451,530	2,457,260	2,591,780	2,730,540	2,991,400
(割合・%)	12.6	13.2	14.0	15.0	15.6
合計	19,521,070	18,672,080	18,503,240	18,146,050	19,139,350
(割合・%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
容リ法負担金	2,033,794	538,725	559,757	1,141,502	1,358,931
報償金	58,204,860	55,609,920	55,225,860	54,711,870	57,481,290
支給対象団体数	281	285	289	292	291

(7) 資源化率の推移

ア. 総資源化率

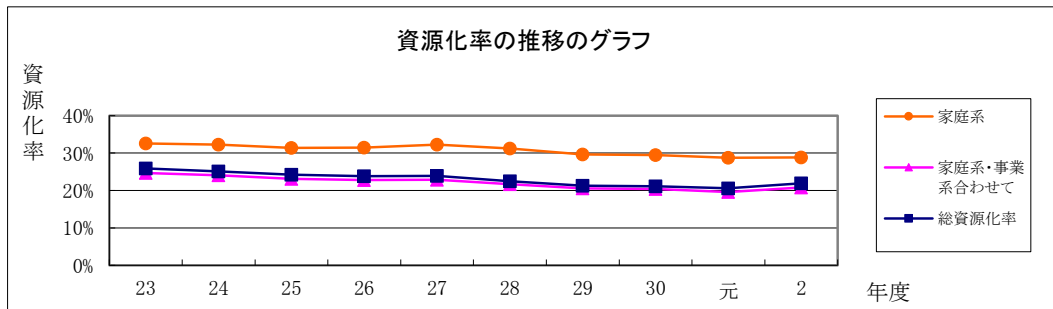
(単位:t)

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
可燃・不燃・粗大①		89,426	88,987	90,842	89,122	87,547	90,259	93,064	93,778	97,753	95,336
資源化物	分別収集時										
	資源品	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488	19,400
	プラスチック	5,534	5,537	5,502	5,355	5,548	5,398	5,288	5,361	5,286	5,541
	小型家電	—	—	—	2	4	3	4	28	34	49
	小計②	29,304	28,147	27,348	26,357	26,007	25,046	24,068	24,034	23,808	24,990
	中間処理後										
	焼却磁性物	270	257	229	211	220	229	202	168	182	190
	スラグ	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メタル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎鉄屑	977	994	1,000	914	863	692	677	595	599	694
小計③	1,373	1,251	1,229	1,125	1,083	921	879	763	781	884	
廃乾電池等④	26	27	27	31	33	30	28	106	124	134	
焼却灰資源化⑤									284	401	
合計⑥(②+③+④+⑤)	30,703	29,425	28,604	27,513	27,123	25,997	24,975	24,903	24,997	26,409	
総ごみ量⑦(①+②)	118,730	117,134	118,190	115,479	113,554	115,305	117,132	117,812	121,561	120,326	
総資源化率 (⑥/⑦*100)	25.9%	25.1%	24.2%	23.8%	23.9%	22.5%	21.3%	21.1%	20.6%	21.9%	

注1 プラスチックについては、平成12年度から容器包装リサイクル法を適用し本格的に資源化を開始した。

2 小型家電については、平成26年11月から国の実証事業として資源化を開始した。

3 令和元年度から試験的に焼却灰資源化を開始した。



イ. 家庭系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
家庭系	可燃・不燃・粗大ごみ	60,251	58,583	59,448	57,151	54,316	54,982	56,953	57,413	58,833	61,546
	資源品	23,770	22,611	21,846	21,000	20,455	19,645	18,776	18,645	18,488	19,400
	プラスチック	5,337	5,342	5,335	5,206	5,423	5,274	5,229	5,286	5,216	5,464
	小型家電	—	—	—	2	4	3	4	28	34	49
	資源品計	29,107	27,953	27,181	26,208	25,882	24,922	24,009	23,959	23,738	24,913
	総ごみ量	89,358	86,536	86,629	83,359	80,198	79,904	80,962	81,372	82,571	86,459
	資源化率	32.6%	32.3%	31.4%	31.4%	32.3%	31.2%	29.7%	29.4%	28.7%	28.8%

ウ. 事業系ごみの資源化率

(単位:t)

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
事業系	可燃・不燃・粗大ごみ	29,175	30,404	31,394	31,971	33,231	35,337	36,111	36,365	38,920	33,790
	プラスチック	197	195	167	149	68	64	59	75	70	77
	資源品計	197	195	167	149	68	64	59	75	70	77
	総ごみ量	29,372	30,599	31,561	32,120	33,299	35,401	36,170	36,440	38,990	33,867
	資源化率	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

エ. 家庭系・事業系を合わせた資源化率

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
資源化率 (中間処理後の資源を除く)		24.7%	24.0%	23.1%	22.8%	22.9%	21.7%	20.5%	20.4%	19.6%	20.8%

# **I 部**

**(旧柏地域)**

## **第3章**

### **し尿処理等**

# 1 概要

(1) し尿処理状況（人口比）の推移

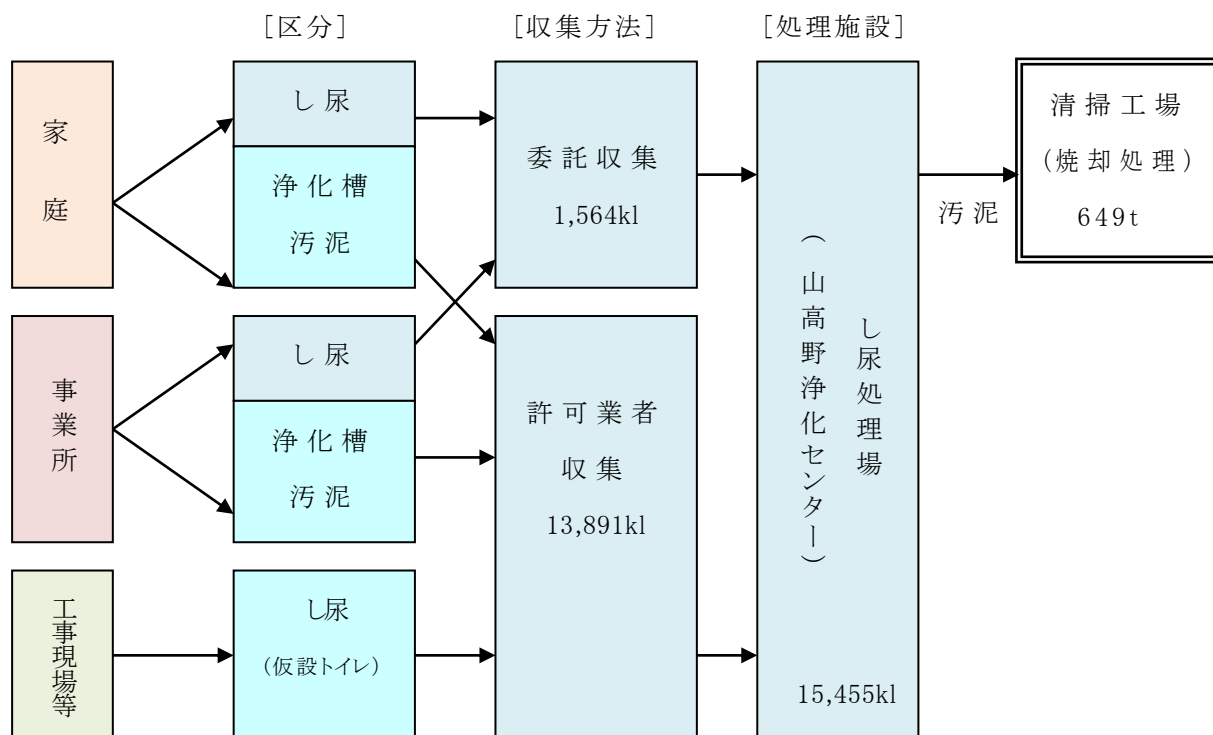
（単位：人，％）

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比	人口	人口比
23	286,473	83.1	54,764	15.9	3,411	1.0	344,648	100.0
24	315,572	90.1	31,436	9.0	3,192	0.9	350,200	100.0
25	318,109	90.3	31,207	8.9	2,980	0.8	352,296	100.0
26	324,259	91.5	27,448	7.7	2,804	0.8	354,511	100.0
27	328,598	91.9	26,329	7.4	2,649	0.7	357,576	100.0
28	333,329	92.3	25,248	7.0	2,459	0.7	361,036	100.0
29	337,331	92.5	25,108	6.8	2,284	0.6	364,723	100.0
30	341,580	92.7	24,849	6.7	2,200	0.6	368,629	100.0
元	345,986	92.7	25,339	6.8	2,103	0.6	373,428	100.0
2	349,707	92.8	24,847	6.6	2,012	0.5	376,566	100.0

注1 し尿の収集は市が委託により行い、処理は直営のし尿処理場で行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者が収集し、し尿処理場で処理。

(2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場・イベント会場等の仮設トイレは許可業者により収集を行っている。

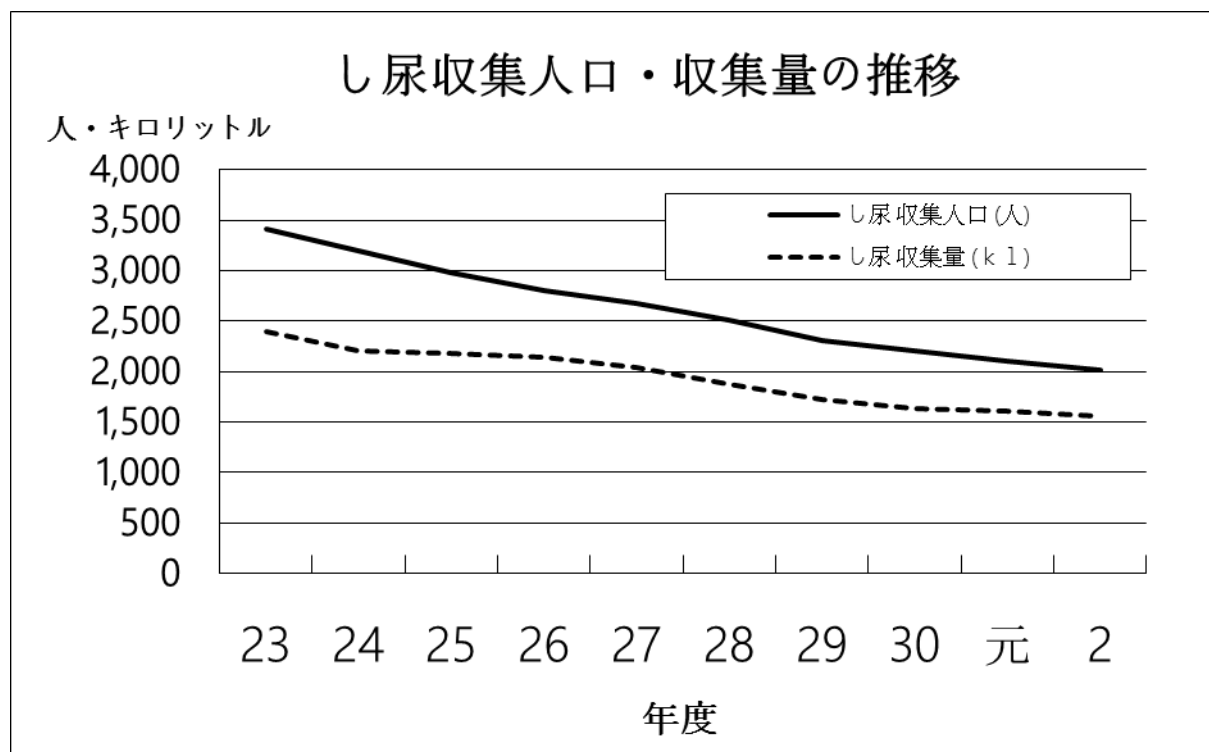
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

## 2 し尿の収集

年度	し 尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (kl)	収集日数 (日)	収集日量 (kl)
23	1,449	3,411	2,400	246	10
24	1,369	3,192	2,207	245	9
25	1,292	2,980	2,183	246	9
26	1,228	2,804	2,145	245	9
27	1,177	2,670	2,039	245	8
28	1,117	2,511	1,870	246	8
29	1,034	2,302	1,717	245	7
30	1,002	2,200	1,637	244	7
元	968	2,103	1,613	243	7
2	935	2,012	1,564	242	6

注1 収集戸数には、事業所を含む。

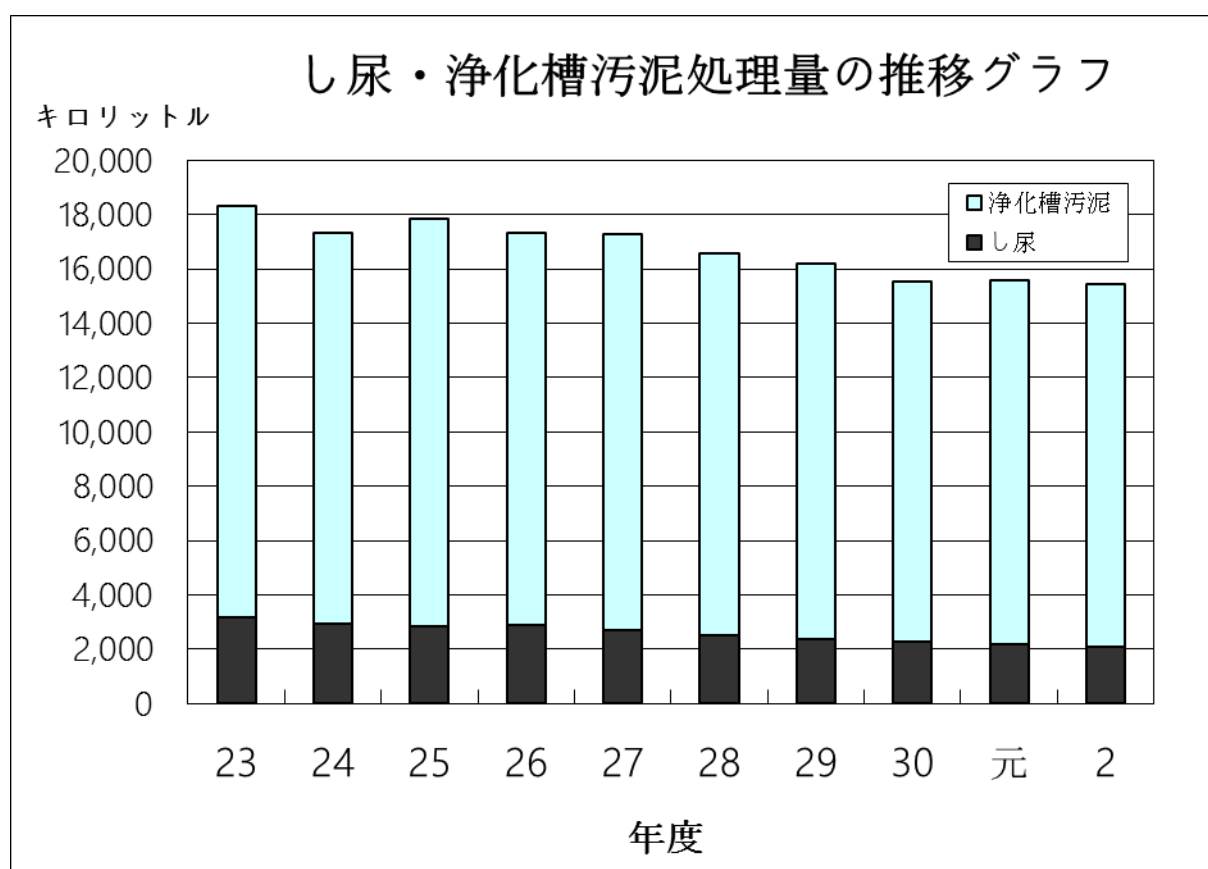
2 許可業者が収集する仮設トイレは含まない。



### 3 し尿の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
23	366	3,162	15,178	18,340	9	41	50
24	365	2,922	14,416	17,338	8	40	48
25	365	2,846	15,024	17,870	8	41	49
26	365	2,889	14,440	17,329	8	40	48
27	366	2,707	14,569	17,276	7	40	47
28	365	2,534	14,046	16,580	7	38	45
29	365	2,356	13,831	16,187	6	38	44
30	365	2,267	13,260	15,527	6	36	42
元	366	2,209	13,361	15,570	6	37	43
2	365	2,104	13,351	15,455	6	36	42



#### 4 浄化槽設置基数の推移（旧柏地域）

（単位：基，千円）

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
23	15,243	3,896	19,139	0	8	8	5,286
24	15,230	4,042	19,272	0	11	11	5,820
25	15,227	4,168	19,395	0	1	1	576
26	15,223	4,289	19,512	0	1	1	444
27	15,220	4,373	19,593	0	2	2	818
28	15,210	4,487	19,697	0	2	2	818
29	15,118	4,573	19,691	0	1	1	576
30	15,048	4,568	19,616	0	1	1	486
元	14,929	4,631	19,560	0	2	2	1,034
2	14,837	4,657	19,494	0	0	0	0

注1 補助の内容：下水道認可区域以外の区域（概ね市街化調整区域）において、単独浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付。

2 補助金額は合併処理浄化槽の処理能力や人槽等によって異なる。

（1）単独浄化槽から転換する場合

332千円～963千円

（2）汲み取り便所から転換する場合

332千円～963千円



## 5 あき地の管理指導実施件数

年度	事前指導件数	苦情処理件数 (あき地以外の苦情も含む)	草刈り機貸出し台数
23	308(内 39)	365(内 62)	369
24	305(内 38)	371(内 107)	—
25	113(内 24)	315(内 63)	—
26	131(内 30)	433(内 65)	—
27	100(内 21)	430(内 81)	—
28	139(内 32)	304(内 62)	—
29	96(内 20)	315(内 53)	—
30	77(内 7)	306(内 42)	—
元	164(内 27)	306(内 58)	—
2	103(内 29)	351(内 27)	—

- 注 1 「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、事前指導通知及び苦情対応を行っている。  
 2 衛生害虫駆除等の相談を行っている。  
 令和 2 年度相談件数 273 件  
 3 ( ) 内は旧沼南地域の件数

## 6 犬・猫等の死体処理件数

(単位：頭)

年度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
種 類 別	犬	9	9	18	4	8	5	9	7	4	10
	猫	692	623	680	668	682	611	546	590	571	451
	その他	230	194	233	246	296	320	302	317	328	391
年間処理数		931	826	931	918	986	936	857	914	903	852

- 注 1 犬・猫等の死体は、環境サービス課が連絡を受けたものについて計上している。

# Ⅱ 部

## (旧沼南地域)

### 第1章

# ごみ処理事業

※旧沼南地域について、クリーンセンターしらさぎに関するものは、  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

1 ごみの分別方法及び処理方法

令和2年4月1日現在

(旧沼南地域)

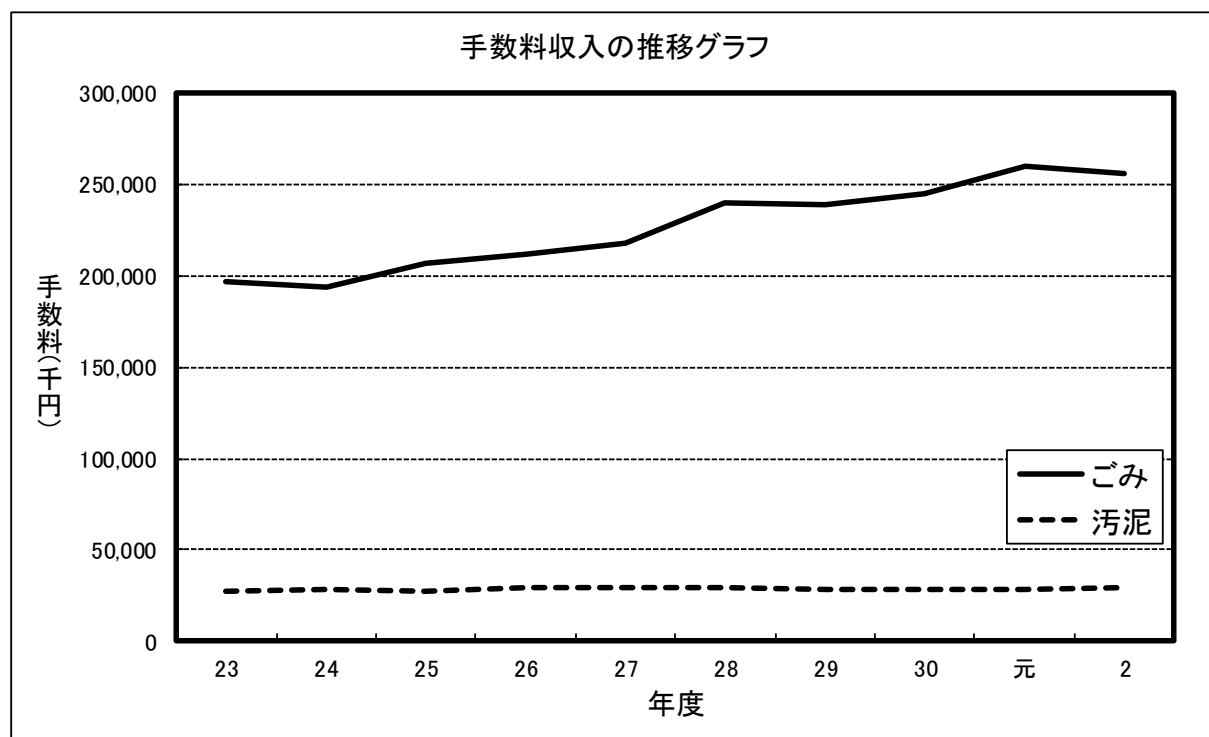
	燃やす ごみ	プラスチック系ごみ	ペットボトル	資源ごみ	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	粗大ごみ
ごみの種類	生ごみ類 落ち葉・草 木の枝・板 汚れの落と しにくい容 器包装プラ スチック類 資源になら ない紙くず 類	容器包装プ ラスチック 類(トレイ、 発泡スチロ ール、レジ 袋等)	ペットボトル	空き缶類 空きビン類 金属類 小型電気製品類 布類 古紙類	革・ゴム製品 硬質プラ ガラス せともの その他	ライター 刃物類 乾電池 蛍光灯 水銀体温計	3辺の合計 が1m以上 のもの
収集容器	指定袋 (半透明)	指定袋 (赤)	専用 ネット	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外) 紐で縛る	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	中身の見え る袋 (黒ビニール袋以外)	—
収集回数	週3回	週1回	月2回	週1回	月2回	月1回	申込み制
収集方法	ステーション方式						戸別収集
収集の対象	一般家庭						
収集形態	委託(100%)						
処理方法	焼却処理 (焼却灰・ 焼却不燃物 は資源化処 理及び最終 処分)	再生資源化 (容器包装リサイクル法及び売却、資 源化)			破碎・選別処理 (選別後資源化、その他 可燃物については焼却 処理)		焼却処理 及び破碎選 別処理
処理施設	クリーンセン ターしらさぎ/民 間委託	圧縮梱包施設 (民間委託)		選別施設 (民間委託)	クリーンセンターしらさぎ/ 民間委託		クリーンセン ターしらさぎ /民間委託

## 2 手数料収入の推移（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

（単位：千円，％）

年度	ごみ		汚泥		手数料 合計 (A)	清掃費 総額 (B)	A/B
	手数料	構成比	手数料	構成比			
23	196,817	87.7	27,684	12.3	224,501	2,459,946	9.1
24	194,149	87.3	28,275	12.7	222,424	2,492,525	8.9
25	206,505	88.3	27,427	11.7	233,932	2,628,602	8.9
26	212,444	88.0	28,885	12.0	241,329	3,085,897	7.8
27	218,338	88.3	28,901	11.7	247,239	3,418,308	7.2
28	240,138	89.3	28,857	10.7	268,995	2,547,850	10.6
29	239,177	89.4	28,470	10.6	267,647	2,763,362	9.7
30	245,378	89.6	28,451	10.4	273,829	2,762,962	9.9
元	259,991	90.0	28,761	10.0	288,752	2,772,166	10.4
2	256,527	89.8	29,184	10.2	285,711	2,979,467	9.6

- 注1 手数料の額は、環境衛生組合の歳入による処理手数料である。  
 注2 清掃費は、周辺整備費及び還元施設費等を含めた環境衛生組合の歳出による額である。  
 注3 ごみ処理手数料には、犬・猫の死体処理手数料、粗大ごみ処理手数料及び許可申請手数料を含む



### 3 ごみ量

#### (1) 令和元年・令和2年度ごみ量の増減

		単位	元年度	2年度	増減	備考	
人口(A) (毎年度末日人口)		人	52,700 (住基人口)	53,001 (住基人口)	301		
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	7,569	7,769	200		
	プラスチック系ごみ	t/年	797	818	21		
	ペットボトル	t/年	137	148	11		
	資源ごみ	t/年	1,989	2,145	156		
	燃やさないごみ	t/年	724	794	70		
	危険・有害物	t/年	21	23	2		
	粗大ごみ	t/年	310	440	130		
	使用済み小型家電	t/年	1	1	0		
	合計(B)	t/年	11,548	12,138	590		
事業系ごみ	燃やすごみ	t/年	4,826	4,423	▲ 403		
	※燃やさないごみ	t/年	149	111	▲ 38		
	資源ごみ	t/年	0	0	0		
	プラスチック系ごみ	t/年	0	0	0		
	合計(C)	t/年	4,975	4,534	▲ 441		
合計(D) (B+C)		t/年	16,523	16,672	149		
資源化量	金属類	t/年	493	568	75		
	カレット類	t/年	302	312	10		
	固形燃料化	t/年	0	0	0		
	紙類・布類・その他	t/年	1,495	1,538	43		
	乾電池・蛍光灯	t/年	10	20	10		
	圧縮梱包物	t/年	532	560	28		
	合計(E)	t/年	2,832	2,998	166		
家庭系ごみ	市民一人一日当り (B/A/暦日)		g/日	599	627	28	
	燃やすごみ	g/日	392	402	10		
	プラスチック系ごみ	g/日	41	42	1		
	ペットボトル	g/日	7	8	1		
	資源ごみ	g/日	103	111	8		
	燃やさないごみ	g/日	38	41	3		
	危険・有害物	g/日	1	1	0		
	粗大ごみ	g/日	16	23	7		
計	資源化	資源化総量(E)	t/年	2,832	2,998	166	
		市民一人一日当り (E/A/暦日)	g/日	147	155	8	
	総ごみ量	総ごみ量(D)	t/年	16,523	16,672	149	
		市民一人一日当り (D/A/暦日)	g/日	857	862	5	

注 事業系燃やさないごみ量には不法投棄及び官公庁分、災害廃棄物を含む。

注 数値の端数は四捨五入しているため合計が合わない部分がある。

(2) ごみ量の推移

ア. 家庭系ごみ量

(単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	プラスチック	ペットボトル	危険有害物	粗大ごみ	総計
23	7,580	740	2,435	870	155	25	294	12,099
24	7,579	711	2,380	855	152	23	283	11,983
25	7,544	724	2,373	855	147	23	336	12,002
26	7,664	703	2,313	846	138	22	299	11,985
27	7,650	751	2,272	846	138	23	290	11,970
28	7,632	713	2,133	838	132	22	261	11,731
29	7,434	718	2,038	808	130	21	287	11,436
30	7,475	718	1,973	800	135	21	277	11,399
元	7,569	724	1,990	797	137	21	310	11,548
2	7,769	794	2,146	818	148	23	440	12,138

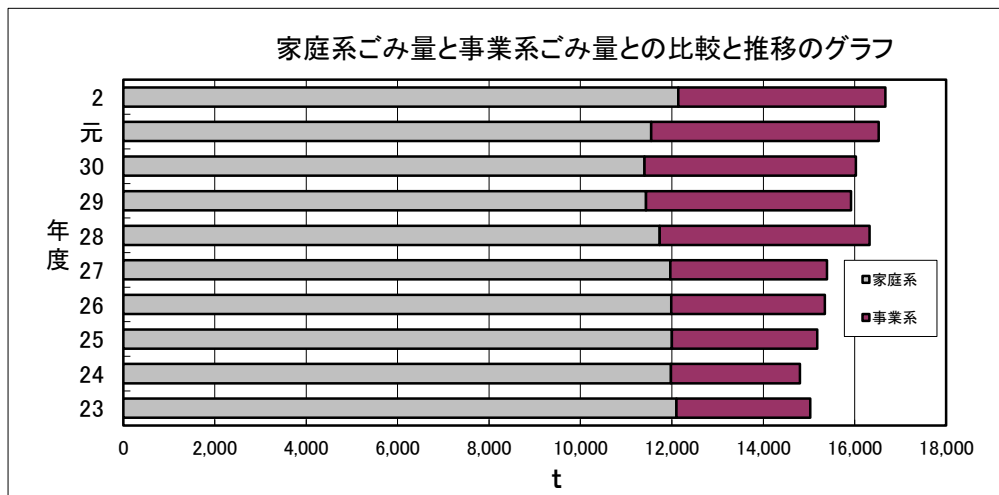
注 平成26年度から資源ごみには小型家電を含む。

イ. 事業系ごみ量

(単位：t) ウ. 家庭系+事業系 (単位：t)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	総計	家庭系	事業系	総計
23	2,691	237	2,928	12,099	2,928	15,027
24	2,680	137	2,817	11,983	2,817	14,800
25	3,031	147	3,178	12,002	3,178	15,180
26	3,193	166	3,359	11,985	3,359	15,344
27	3,315	107	3,422	11,970	3,422	15,392
28	4,491	101	4,592	11,731	4,592	16,323
29	4,366	115	4,481	11,436	4,481	15,917
30	4,510	118	4,628	11,399	4,628	16,027
元	4,826	149	4,975	11,548	4,975	16,523
2	4,423	111	4,534	12,138	4,534	16,672

注 事業系ごみの燃やさないごみには、不法投棄、官公庁分及び災害廃棄物を含む。



#### 4 ごみの収集・直接搬入

##### (1) 市収集量及び直接搬入量の実績と推移

###### ア. 年度別推移

年度	人口 (各年度末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
23	51,603	7,531	870	155	586	25	2,435	73	11,675	309	38
24	52,137	7,528	855	152	573	23	2,380	67	11,578	306	38
25	52,065	7,491	855	147	574	23	2,373	70	11,533	306	38
26	52,324	7,614	846	138	554	22	2,313	68	11,555	306	38
27	52,457	7,592	846	138	592	23	2,272	68	11,531	307	38
28	52,621	7,569	838	132	567	22	2,133	68	11,329	308	37
29	52,495	7,366	808	130	562	21	2,037	75	10,999	307	36
30	52,428	7,403	800	135	561	21	1,972	80	10,972	306	36
元	52,700	7,487	797	137	562	21	1,989	84	11,077	307	36
2	53,001	7,669	818	148	632	23	2,145	91	11,526	308	37

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

###### イ. 令和2年度月別

月	人口 (各月末 現在)	市収集量									
		燃やす ごみ	プラス チック	ペット ボトル	燃やさない ごみ	危険・ 有害物	資源 ごみ	粗大 ごみ	計	収集 日数	収集 日量
4月	52,742	683	71	11	65	2	211	9	1,052	26	40
5月	52,728	739	76	13	81	2	233	10	1,154	26	44
6月	52,754	693	71	13	54	2	176	8	1,017	26	39
7月	52,710	680	70	13	47	2	169	9	990	27	37
8月	52,739	643	67	16	54	2	174	7	963	26	37
9月	52,812	622	65	15	42	2	151	7	904	26	35
10月	52,855	638	67	13	49	2	179	8	956	27	35
11月	52,926	606	61	12	52	2	157	8	898	25	36
12月	52,969	630	67	10	56	2	186	7	958	25	38
1月	52,990	600	72	12	47	2	179	6	918	24	38
2月	52,942	515	58	10	42	2	146	5	778	24	32
3月	53,001	620	73	10	43	1	184	7	938	26	36
計	—	7,669	818	148	632	23	2,145	91	11,526	308	37

注1 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。

(単位：t) (単位：g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出 量 B/人口
燃やす ごみ	燃やさな いごみ	粗大 ごみ	計	搬入 日数	搬入 日量				
2,740	391	221	3,352	309	11	—	15,027	41	796
2,731	276	215	3,222	306	11	—	14,800	41	778
3,084	297	266	3,647	306	12	—	15,180	42	799
3,243	316	231	3,790	306	12	0.5t未満	15,345	42	803
3,372	266	222	3,860	307	13	1	15,392	42	802
4,554	247	193	4,994	308	16	0.5t未満	16,323	45	850
4,434	271	212	4,917	307	16	1	15,917	44	831
4,582	275	197	5,054	306	17	1	16,027	44	838
4,908	311	226	5,445	307	18	1	16,523	45	857
4,523	273	349	5,145	308	17	1	16,672	46	862

(単位：t) (単位：g)

直接搬入量 (許可業者+直接搬入)						小型家電 回収量	総量 (A)	日平均排出量 (B) A/暦日	一人当たり排出 量 B/人口
燃やす ごみ	燃やさな いごみ	粗大ご み	計	搬入 日数	搬入 日量				
334	27	30	391	26	15	0	1,443	48	912
337	23	37	397	26	15	0	1,551	50	949
386	21	29	436	26	17	0	1,453	48	918
413	24	27	464	27	17	0	1,454	47	890
378	23	36	437	26	17	0	1,400	45	856
394	19	23	436	26	17	0	1,340	45	846
414	23	28	465	27	17	0	1,421	46	867
381	24	27	432	25	17	0	1,330	44	838
408	28	34	470	25	19	0	1,428	46	870
359	20	22	401	24	17	0	1,319	43	803
322	18	27	367	24	15	0	1,145	41	772
397	23	29	449	26	17	1	1,388	45	845
4,523	273	349	5,145	308	17	1	16,672	46	862



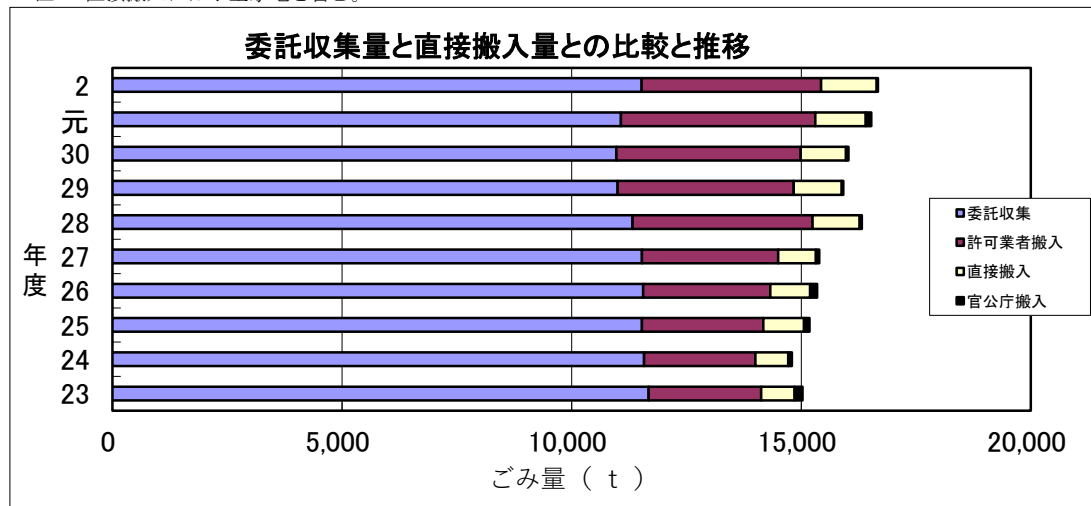
(2) 収集量の推移

(単位：t)

年度	委託収集	許可業者搬入	直接搬入	官公庁搬入	総量
23	11,675	2,451	731	170	15,027
24	11,578	2,427	710	85	14,800
25	11,533	2,642	889	116	15,180
26	11,555	2,772	868	150	15,345
27	11,531	2,969	818	74	15,392
28	11,329	3,919	1,023	52	16,323
29	11,000	3,838	1,042	37	15,917
30	10,972	4,014	993	48	16,027
元	11,077	4,229	1,101	117	16,524
2	11,526	3,905	1,213	28	16,672

注1 数値の端数は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注2 直接搬入には小型家電を含む。



(3) 令和2年度粗大ごみ集計表

月	持ち込み			戸別収集(受付件数)			戸別収集 処理券販売枚数
	件数(件)	点数(点)		件数(件)	点数(点)		
		可燃物	不燃物		可燃物	不燃物	
4月	1,286	488	2,836	181	116	227	1,226 ( 43 )
5月	1,368	429	2,645	218	127	335	
6月	1,282	401	2,459	241	144	285	
7月	1,199	352	2,149	251	130	324	1,385 ( 16 )
8月	1,537	469	2,774	210	139	270	
9月	1,059	297	1,958	235	134	318	
10月	1,267	428	2,304	229	135	298	1,192 ( 33 )
11月	1,202	414	2,309	234	131	283	
12月	1,609	485	3,072	227	126	290	
1月	973	336	1,852	178	100	225	1,017 ( 7 )
2月	957	395	1,944	152	106	159	
3月	1,101	359	2,316	197	134	242	
合計	14,840	4,853	28,618	2,553	1,522	3,256	4,820 ( 99 )

注 処理券販売枚数 ( ) 内の数値は、クリーンセンターの販売枚数である。

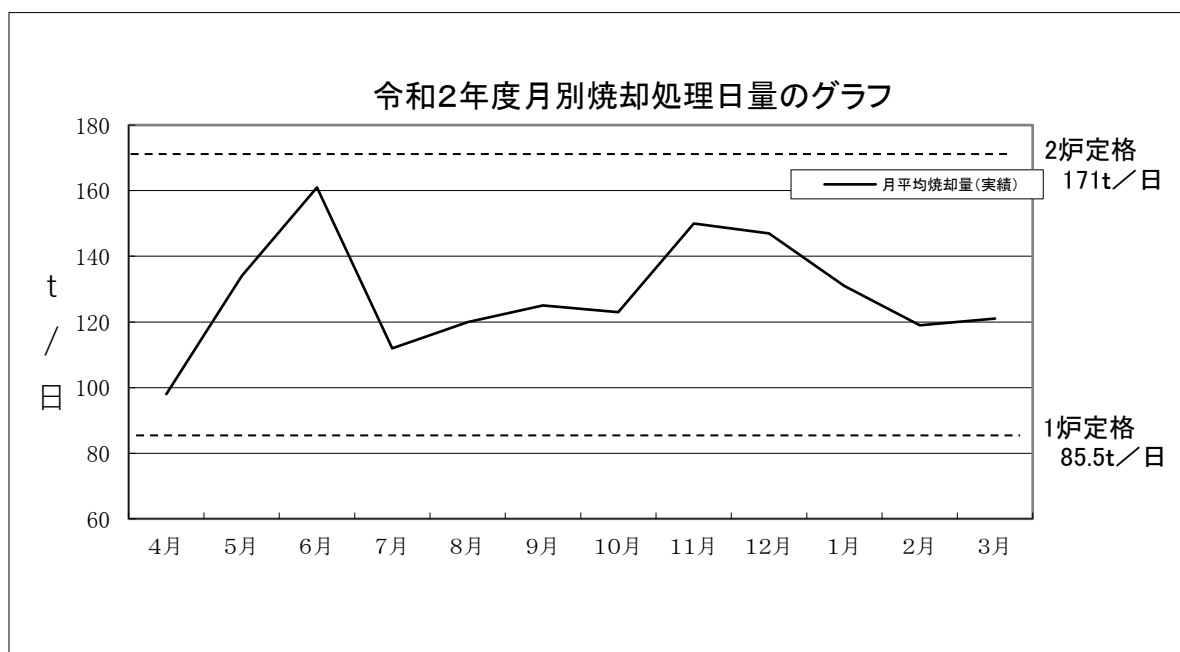
## 5 ごみの処理

(1) 令和2年度月別焼却処理日量

(単位：t)

月	可燃ごみ (しらさぎ搬入)	焼却量	稼働日数	日量
4月	3,385	2,941	30	98
5月	3,661	4,028	30	134
6月	3,577	4,842	30	161
7月	3,506	3,482	31	112
8月	3,282	3,731	31	120
9月	3,249	3,375	27	125
10月	3,363	3,456	28	123
11月	3,149	3,461	23	150
12月	3,300	3,963	27	147
1月	3,087	3,146	24	131
2月	2,658	3,222	27	119
3月	3,234	3,497	29	121
計	39,452	43,144	337	128
(暦日)			365	118

- 注1 可燃ごみには、燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ、可燃残渣を含む。  
 2 可燃ごみの搬入量及び焼却量は、施設全体の処理量である。  
 3 数値の端数は四捨五入しているため、合計が合わない部分がある。



## (2) 焼却処理の実績と推移

(単位：t)

年度	清掃工場搬入及び処理量		焼却残渣量		一日当たり平均焼却処理量	
	可燃ごみ等 (しらさぎ搬入)	焼却量(A)	灰・ガレキ	燃鉄	(A)／ 稼働日	(A)／ 暦日
23	37,886	39,806	4,129	205	110	109
24	37,107	39,049	4,086	191	110	107
25	37,337	37,736	3,944	198	106	103
26	37,623	40,156	3,901	192	118	110
27	37,686	38,217	3,872	181	113	104
28	38,424	38,992	3,891	137	114	107
29	37,929	37,975	3,742	160	112	104
30	38,309	38,009	3,801	164	118	104
元	39,464	41,045	3,855	180	124	112
2	39,452	43,144	4,000	184	128	118

注 焼却処理の実績は、施設全体の処理量である。

## 6 ごみの組成

(単位：%)

	元年度 (4回の平均)	2年度				
		2020/5/8 実施	2020/8/18 実施	2020/11/13 実施	2021/2/18 実施	平均
紙類, 布類	45.90	46.50	44.20	46.10	43.30	45.03
プラスチック類	21.63	20.10	23.50	21.80	23.40	22.20
木・竹・わら類	3.10	3.90	3.50	4.00	3.10	3.63
厨芥類	24.50	24.10	23.50	23.50	24.70	23.95
不燃物	0.75	0.90	0.90	0.90	0.80	0.88
その他	4.13	4.50	4.40	3.70	4.70	4.33
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注 燃やすごみの組成。

## 7 犬・猫等の死体処理件数

(単位：頭)

年 度			25	26	27	28	29	30	元	2
有料・無料別	有料	犬・猫等	4	22	19	34	27	26	27	15
	無料	犬・猫等	249	227	220	275	277	263	258	268
年間処理数			253	249	239	309	304	289	285	283

注 犬・猫等の死体処理は、市民が直接搬入するもの（有料）及び、市が収集した飼い主の不明なものについて、クリーンセンターしらさぎで焼却処理している。

## 8 ごみ出し困難者支援収集

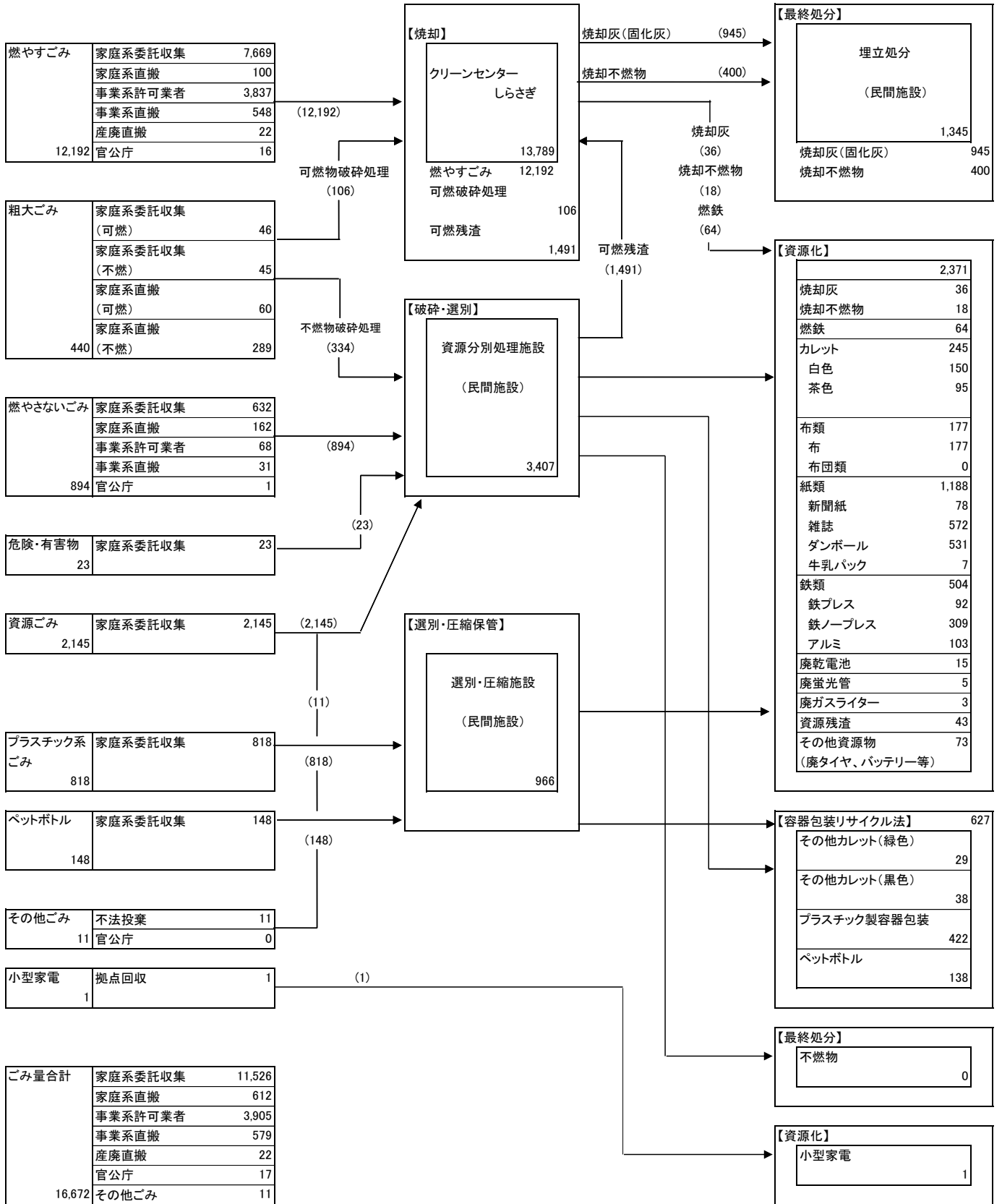
年度	2
利用者数(人)	5
収集量 (t)	0.7

注1 令和2年度の実績は、10月から3月までの数値としている。

2 利用者数は年度末時点の人数としている。

9 ごみ処理の流れ

(単位:t)



焼却灰・焼却不燃物・燃鉄	焼却処理量の搬入按分	
	柏市(旧沼南地域分)	34.95%
	鎌ヶ谷市	65.05%



# Ⅱ 部

## (旧沼南地域)

### 第2章

# 減量・資源化

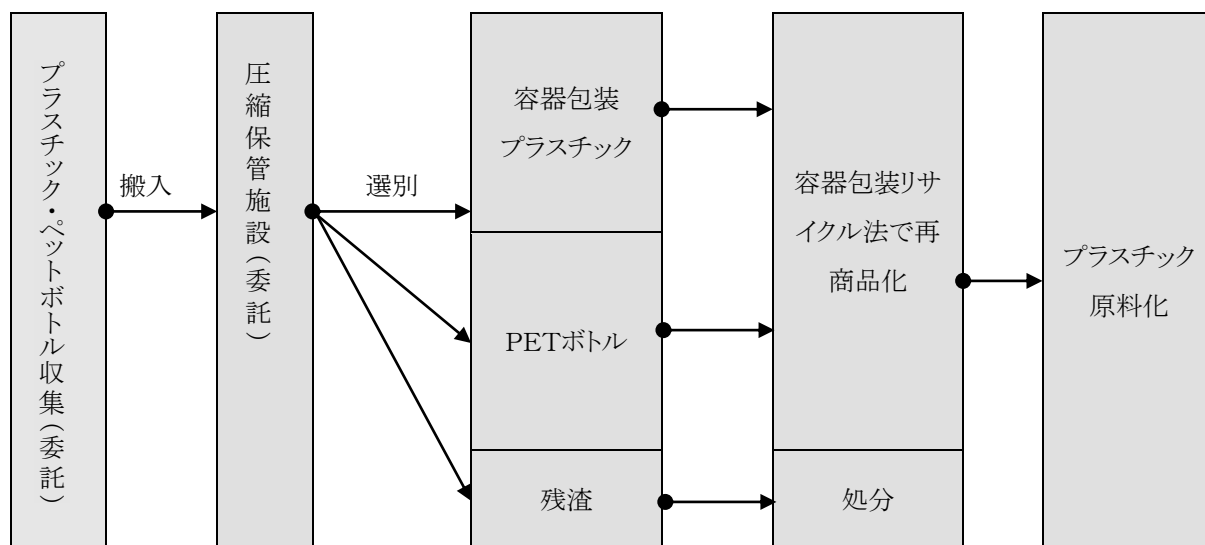
※旧沼南地域について、クリーンセンターしらせぎに関するものは、  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。



# 1 資源化事業

## (1)プラスチック系ごみの資源化

### ア. プラスチック系ごみの資源化の流れ



### イ. プラスチック系ごみの収集量と資源化量

(単位:t)

年度	家庭系搬入量		搬入量計	資源化量	処理委託費 (千円)
	プラスチック	ペットボトル			
23	870	155	1,025	755	62,580
24	855	152	1,007	758	62,580
25	855	147	1,002	756	65,066
26	846	138	984	687	66,925
27	846	138	984	666	62,669
28	838	132	970	596	64,046
29	808	130	938	512	64,046
30	800	135	935	555	64,908
元	797	137	934	533	65,885
2	818	148	966	560	67,334

注1 プラスチック系ごみの資源化量は、プラスチック選別・圧縮施設以外から発生したものを含む。

2 清掃工場負荷軽減のため、平成10年度からプラスチックごみの分別を開始した。平成10～14年度は、固形燃料(RPF)へと資源化した。

3 平成12年度の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

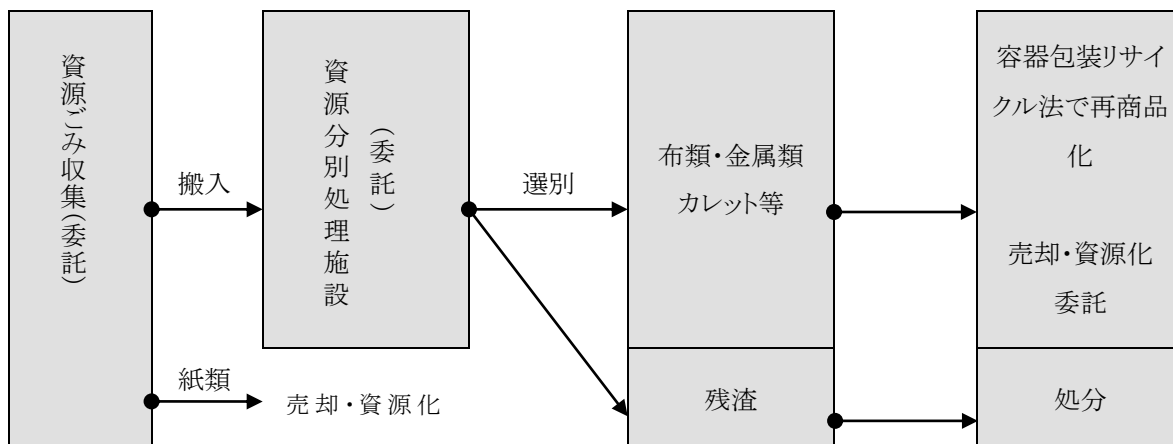
4 平成17年度からPETボトルは、市場において原料としての商品価値が上昇したため、圧縮梱包後、民間事業者へ売却、資源化することとした。

5 平成20年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、民間事業者への売却と(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

6 平成21年度からPETボトルは、市場における原料としての商品価値の下降が見込まれるため、圧縮梱包後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

(2) 資源ごみの資源化

ア. 資源ごみの資源化の流れ

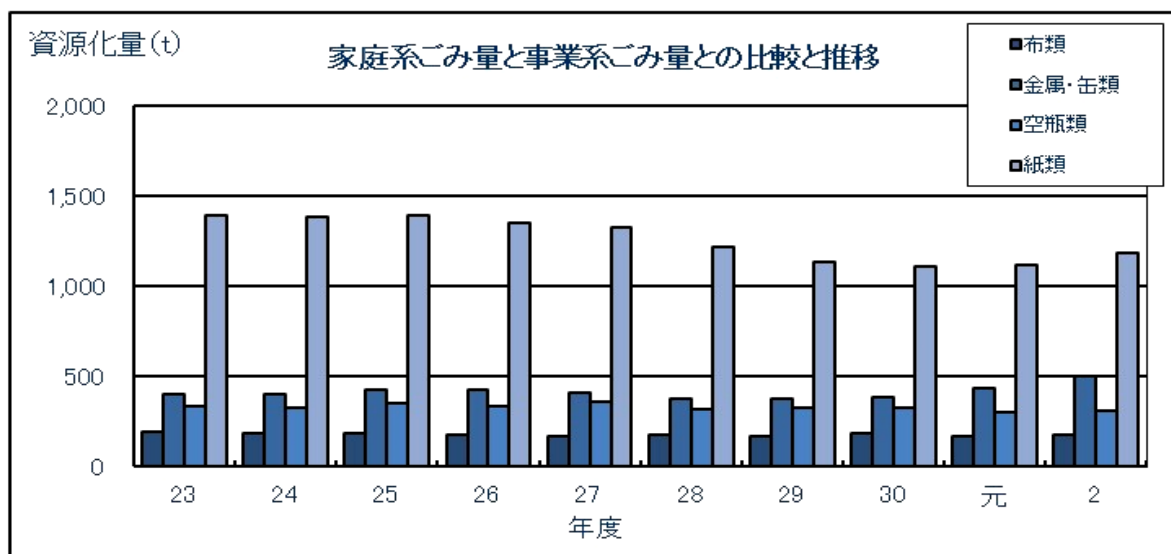


イ. 資源ごみの資源化量

(単位:t)

年度	布類	金属・缶類	空瓶類	紙類	計
23	194	405	334	1,398	2,331
24	182	401	324	1,385	2,292
25	186	426	353	1,393	2,358
26	173	426	337	1,354	2,290
27	171	406	360	1,326	2,263
28	179	380	320	1,223	2,102
29	172	376	326	1,135	2,009
30	185	385	330	1,113	2,013
元	167	431	303	1,117	2,018
2	177	504	312	1,188	2,181

注 四捨五入により調整を行っているため、実際の数値と異なる場合がある。



(3) 資源ごみ回収品目及びペットボトル

令和2年4月1日現在

分類	品目	出し方・注意事項
古紙類	新聞, ダンボール, 雑誌・ざつ紙(包装紙, 空き箱など)	・品目別にひもで束ねて出す。
	牛乳やジュース類のパック	・洗って開いて乾かしたものを出す。
布類	各種衣類, カーテン, シーツ, 毛布, タオルケット, 座布団(中身が綿のもの)など	・まとめてひもで束ねて出す。 ・雨の日は濡れないようにして出す。
空きビン類	飲料用のビン, 食料用のビン, 酒瓶など	・ふたを取り, 黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・化粧品のビンは燃やさないごみで出す。
空き缶類	飲料用の缶, 食料品の缶, 卓上ガスボンベ, スプレー缶など	・黒以外の中身の見える袋で出す。 ・缶の中に残っているものは軽くすすいできれいにする。 ・スプレー缶は, 中身を出し切る。
金属類	なべ, やかん, フライパン, アイロン, 傘, トースター, 針金ハンガー, 空気入れ, 小型電気製品など	・黒以外の中身の見える袋で出す。
ペットボトル	飲料用, 酒類, しょうゆ用のペットボトル	・中をかるくすすいでふたを取り, ラベルを取ってから出す。 ・集積所に用意してあるネットに入れる。

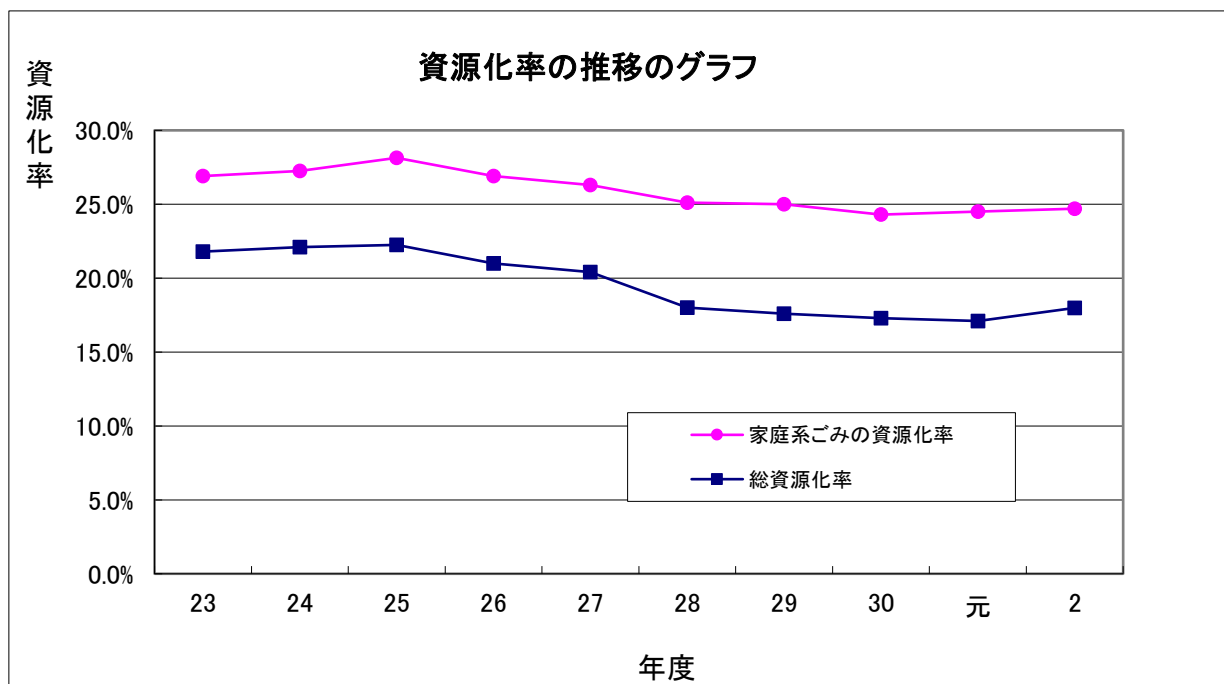
(4) 資源化率の推移

(単位:t)

年度	可燃・不燃・粗大・危険有害物・直接埋立	資源ごみ	プラスチック	燃鉄焼却灰等	乾電池 蛍光管 ライター	計	総ごみ量	家庭系ごみの資源化率	総資源化率
23	11,676	2,412	755	63	24	3,254	14,930 (12,100)	26.9%	21.8%
24	11,531	2,427	758	60	21	3,266	14,797 (11,983)	27.3%	22.1%
25	11,742	2,538	756	63	20	3,377	15,180 (12,002)	28.1%	22.3%
26	12,120	2,461	687	62	14	3,224	15,344 (11,985)	26.9%	21.0%
27	12,246	2,393	666	59	29	3,147	15,392 (11,970)	26.3%	20.4%
28	13,379	2,285	596	48	15	2,944	16,323 (11,731)	25.1%	18.0%
29	13,113	2,213	512	55	24	2,804	15,917 (11,436)	25.0%	17.6%
30	13,256	2,135	555	57	24	2,771	16,027 (11,399)	24.3%	17.3%
元	13,691	2,183	533	105	12	2,833	16,524 (11,548)	24.5%	17.1%
2	13,673	2,298	560	118	23	2,999	16,672 (12,138)	24.7%	18.0%

注1 プラスチックは、平成14年度まで、固形燃料化(RPF)し、平成15年度から、(公財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡し、資源化した。

2 総ごみ量は、災害廃棄物を除いた数値であり( )は、家庭系ごみの総量である。





# Ⅱ 部

## (旧沼南地域)

### 第3章

# し尿処理等

※旧沼南地域について、アクアセンターあじさいに関するものは、  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合作成の数値を掲載した。

# 1 概要

## (1) し尿処理状況の推移

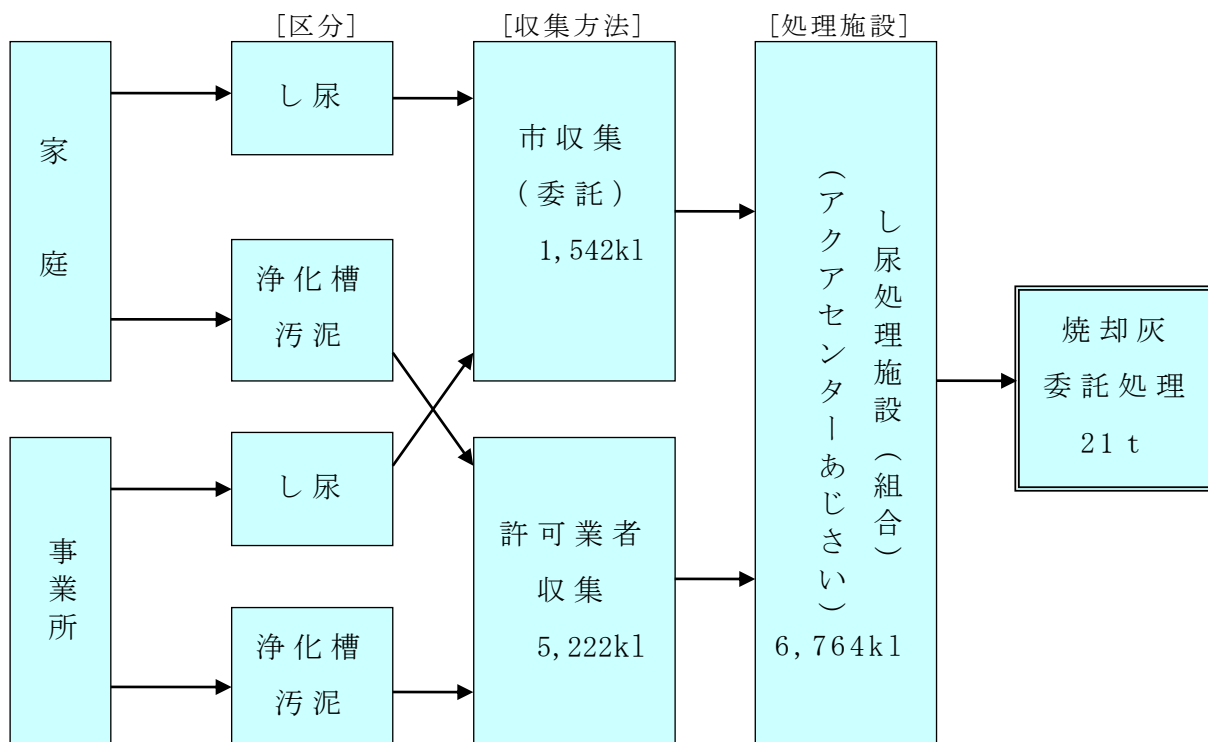
(単位：人，%)

年度	公共下水道人口		浄化槽人口		汲み取り人口		処理対象区域内人口(市内全域)	
	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)
23	38,402	74.4	11,098	21.5	2,103	4.1	51,603	100.0
24	39,080	75.0	11,096	21.3	1,961	3.8	52,137	100.0
25	38,944	74.8	11,195	21.5	1,926	3.7	52,065	100.0
26	38,925	74.4	11,614	22.2	1,785	3.4	52,324	100.0
27	38,915	74.2	11,831	22.5	1,711	3.3	52,457	100.0
28	39,117	74.3	11,858	22.5	1,646	3.1	52,621	100.0
29	38,825	74.0	12,101	23.0	1,569	3.0	52,495	100.0
30	38,766	73.9	12,140	23.2	1,522	2.9	52,428	100.0
元	38,816	73.7	12,408	23.5	1,476	2.8	52,700	100.0
2	38,988	73.6	12,593	23.8	1,420	2.7	53,001	100.0

注1 し尿の収集は、市が委託により収集し、処理はすべて組合が行う。

2 浄化槽汚泥は、市内の浄化槽清掃許可業者（旧沼南地域許可業者）が収集し、し尿処理施設（組合）で処理。

## (2) し尿処理の流れ



注1 月1回を基本とした定期収集を実施し、工事現場は依頼のあった時点で臨時的な収集を行っている。

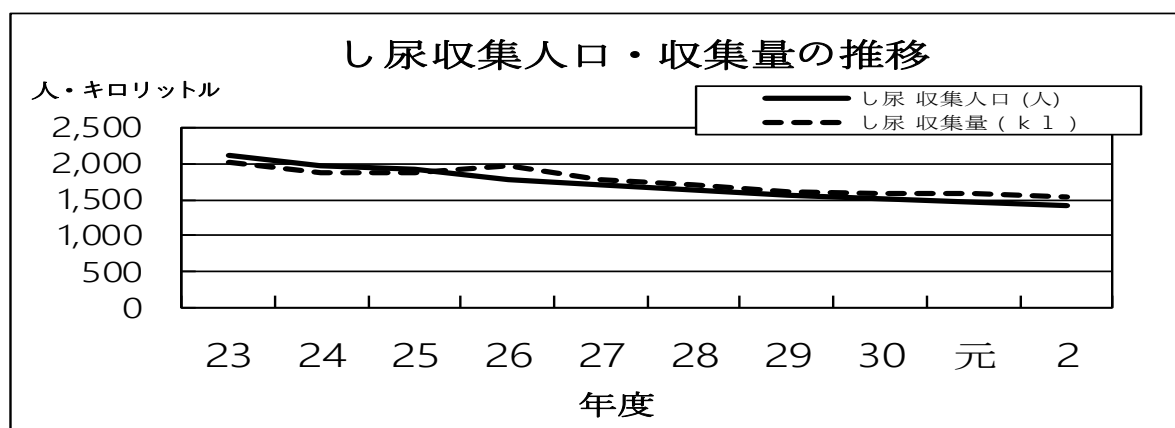
2 浄化槽汚泥の収集は、許可業者が市民との契約に基づき実施し、処理施設へ搬入している。

3 焼却灰は、処理量の搬入按分（柏市（旧沼南地域分）22.3%，白井市15.3%，鎌ヶ谷市62.4%）。

## 2 し尿の収集

年度	し尿				
	収集戸数 (戸)	収集人口 (人)	収集量 (k l)	収集日数 (日)	収集日量 (k l)
23	826	2,103	2,009	247	8
24	776	1,961	1,878	247	8
25	772	1,926	1,881	247	8
26	727	1,785	1,959	248	8
27	712	1,711	1,767	246	7
28	693	1,646	1,701	246	7
29	664	1,569	1,604	244	7
30	653	1,522	1,578	245	6
元	642	1,476	1,593	243	7
2	626	1,420	1,542	242	6

注 し尿収集戸数は、清掃管理システムにより算定。し尿収集量は旧沼南地域分。



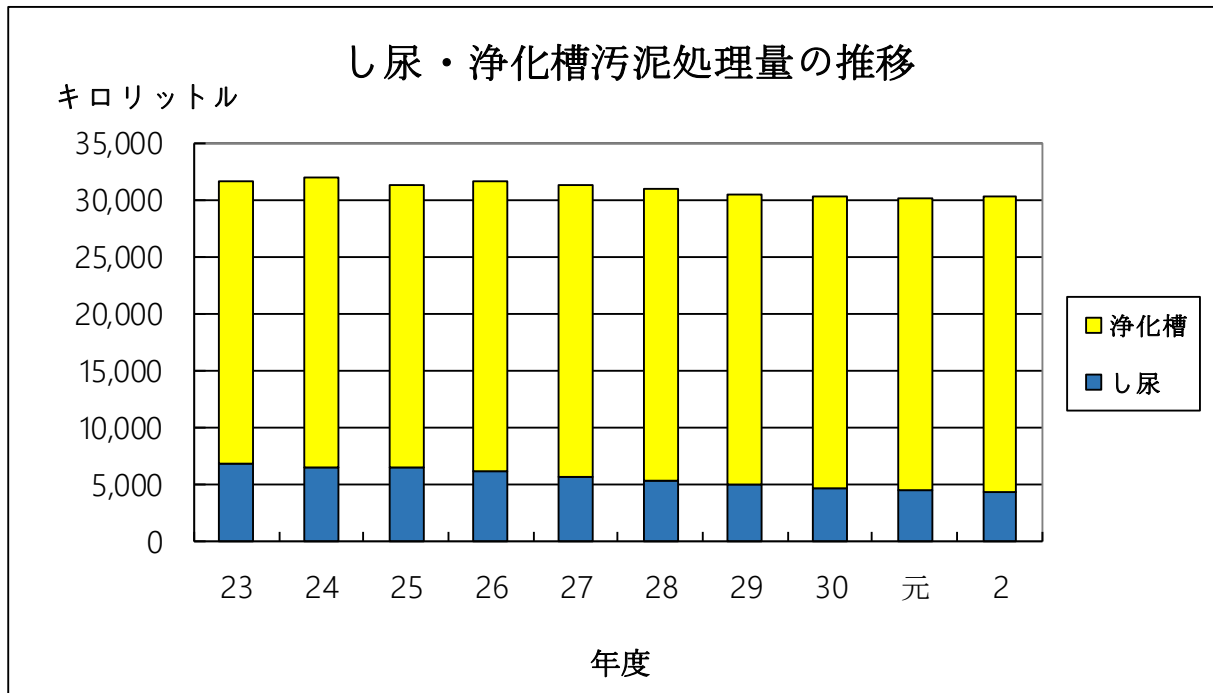
## 3 し尿及び浄化槽汚泥の処理

(単位：k l)

年度	処理日数	処理量			処理日量		
		し尿	浄化槽 汚泥	合計	し尿	浄化槽 汚泥	合計
23	366	6,865	24,961	31,826	19	68	87
24	365	6,610	25,509	32,119	18	70	88
25	365	6,547	24,818	31,365	18	68	86
26	365	6,211	25,503	31,714	17	70	87
27	366	5,756	25,666	31,422	16	70	86
28	365	5,392	25,726	31,118	15	70	85
29	365	5,068	25,434	30,502	14	70	84
30	365	4,726	25,609	30,335	13	70	83
元	366	4,596	25,718	30,314	13	70	83
2	365	4,456	25,923	30,379	12	71	83

注 し尿および浄化槽汚泥の処理量は、施設全体の処理量である。





#### 4 浄化槽設置基数の推移 (旧沼南地域)

(単位：基，千円)

年度	浄化槽設置基数			補助制度による合併浄化槽設置基数			
	単独	合併	計	下水道認可区域内	下水道認可区域外	計	補助金交付額
23	2,299	1,508	3,807	0	9	9	5,752
24	2,297	1,564	3,861	0	8	8	4,112
25	2,293	1,626	3,919	0	14	14	6,384
26	2,289	1,689	3,978	0	6	6	2,664
27	2,288	1,736	4,024	0	3	3	1,332
28	2,286	1,788	4,074	0	2	2	888
29	2,239	1,841	4,080	0	3	3	1,332
30	2,217	1,938	4,155	0	1	1	444
元	2,208	2,003	4,210	0	1	1	444
2	2,190	2,087	4,277	0	6	6	4,352

注1 補助の対象：下水道認可区域以外の地域，単独浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に補助金を交付する。

2 平成18年度以降の浄化槽設置基数は，一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）からの実績報告をもとに，市町村合併後に導入した浄化槽管理システムにより稼働中の浄化槽基数を算出したもの。

# 卷末資料

資料 1 清掃事業の沿革年表

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
S 29	9 11	市制施行。 清掃条例制定。						
35	10	衛生課清掃係発足。						
36					3	市宮塵芥焼却場 (18.7t / 日) 竣工。		
39	4	機構改革により衛生部 環境衛生課清掃係とな る。						
40			3	第一し尿処理場 (72kl / 日) 竣工。 5 し尿収集手数料改定及 び徴収員制度による徴 収制度による徴収を開 始。 7 徴収員制度に加え衛生 協力会による徴収制度 を開始。				
43	8	機構改革により衛生部 清掃課清掃第一、第二 案係となる。						
44	2	機構改革により民生部 衛生第一課、第二課と なる。	3	第二し尿処理場 (90kl / 日) 竣工。				
46	12	柏市清掃条例を廃止し 柏市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を制 定。 (柏市 条例第51号)			12	分別収集開始。 (可燃と不燃) 粗大ゴミは町会単位で 個別収集開始。		
47	4	民生部から清掃、衛生 部門を分離し、衛生部を 新設。						
48	3	柏市廃棄物処理清掃条 例の一部改正。 (柏市 条例第17号) 清掃部門を業務一課業 務二課から、清掃管理 課、第一清掃事務所、 第二清掃事務所の一課 2所に拡充。			4	ごみ処理手数料の改定 。 6 船戸清掃工場 (300t / 日) 竣工		
49			3	第一し尿処理場増設。 (28kl / 日)				
50			2	第二し尿処理場増設。 (70kl / 日)				
51	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第18号)	4	処理手数料を改定。 (し尿を人数制から定額 制に変更)	3	清掃工場灰処理施設竣 工。 4 事業系処理手数料を改 定。	9	「柏方式」による資源回 収運動を開始。
52	4 6	衛生部を廃止し、環境部 を新設。 (清掃管理課第一清掃 事務所、第二清掃事 務所) 6 柏市あき地の管理に関 する指導要綱制定。			4	布施最終処分場取得。 (70,208㎡) 8 粗大ごみ処理施設。 (50t / 5H) 竣工	10	柏市資源組合結成。
53					3	布施最終処分場埋立て 開始。	4	柏市資源回収運動実施 要綱制定。
54	3 4	あき地の雑草等の除去 に関する条例制定。 (柏市 条例第22号) 4 清掃部門を清掃管理課 清掃施設課、第一清掃 事務所、第二清掃事務 所の二課二所に拡充。					3	柏市再生資源組合設立。 (柏市資源組合と柏市金 属屑防犯協力組合が合 併)
55			10	第二し尿処理場増設。 (280kl / 日) 着工	3	布施最終処分場水処理 施設 (80㎡ / 日) 竣工。 3 船戸清掃工場水処理施 設 (110㎡ / 日) 着工。	4	資源ごみ回収報償金制 度制定。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
56			3	家庭雑排水処理施設(200㎡/日)取得。	3	柏市総合計画に南部新清掃工場建設計画が盛り込まれる。	9	柏市再生資源事業協同組合が設立。 (柏市再生資源組合が名称を変更し、正式に法人登録)
					12	ごみ減量運動推進計画策定。		
57					1	三分別収集開始。 (可燃, 不燃, 資源品)	1	町会・自治会を単位とした資源回収開始。
58			3	第二し尿処理場(280kl/日)竣工。				
			4	第一し尿処理場を篠籠田浄化センター, 第二し尿処理場を山高野浄化センターに名称変更。				
			7	篠籠田浄化センター処理機能廃止。				
59	3	条例の一部改正及び題名変更。「柏市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(柏市 条例第10号)	3	篠籠田浄化センター中継地竣工。	3	船戸清掃工場塩化水素除去装置竣工。		
			4	処理手数料を改定。	4	柏市廃棄物処理基本計画策定。		
					4	処理手数料改定。		
					11	使用済み乾電池を有害ごみとして分別開始。		
60	9	条例の一部改正。 (柏市 条例第23号)			1	高分子物圧縮搬送設備竣工。		
					3	布施最終処分場水処理施設重金属除去装置設備増設。		
					3	清掃工場灰処理施設休止。		
61			3	篠籠田浄化センター(処理施設)解体撤去。		柏市廃棄物処理基本計画改定。	6	中十余二の元山に、ビン類選別施設を整備しビン類の選別を開始。
62					6	新清掃工場建設工事着工。		
H 元						柏市廃棄物処理基本計画策定。		十余二の翁原に、金属類選別施設を整備し、金属類の細選別を開始。
2					9	柏市最終処分場建設工事着工。	4	生ごみ処理容器(コンポスト)購入費補助制度開始。
							8	十余二の翁原に、アルミ缶選別施設を整備しアルミ缶の選別を開始。
3	4	清掃部門をクリーン推進室, 清掃業務課, 環境サービス事務所, 清掃工場, 清掃収集事務所に組織変更。			3	新清掃工場(300t/日)竣工。	2	資源回収を月1回から月2回に拡大。
					3	清掃収集事務所竣工。	7	十余二の翁原に瓶類選別施設を規模拡大整備し、同時に中十余二の施設を廃止。
					4	ごみ分別方法変更。 (ビニール・プラスチック類を可燃ごみに) 不燃ごみの収集日数を週1回から月2回に変更	8	粗大ごみ処理施設が火災により一部焼損。
					12	条例の一部改正及び題名変更。「柏市廃棄物処理清掃条例」(柏市 条例第26号)	10	不法投棄監視員制度発足。
4	2	ごみ減量推進協議会を発足。			3	柏市最終処分場竣工。 (55, 000㎡)	7	紙バック(牛乳バック)を資源品目に追加。
					3	布施最終処分場埋立て終了。		
					4	柏市最終処分場埋立て開始。		
					10	粗大ごみ処理施設復旧工事着手。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
5	3	条例の全部改正。 (柏市 条例第17条)			7	7 布団の資源化開始。 7 ごみ処理手数料を改定。 8 放置車両に持ち主調査中のステッカーを張り始める。 10 ステッカーを張って瓶缶混入ごみの取り残しを開始。		
	4	清掃業務課をクリーン推進室へ統合するとともに新たに施設整備課を設置する。						
6					1	1 ごみの不法投棄展開催。 2 古タイヤと消火器を適性処理困難物に指定。 2 共同住宅等ごみ出し責任者制度発足。 3 柏市一般廃棄物処理基本計画策定。 6 収集車に市民体験乗車開始。	3	3 発泡トレーの店頭回収。
7					2	2 ごみ歴史展開催。 4 ごみ分別方法変更。(プラスチックごみ分別リサイクル開始)ごみ出しカレンダー全世界帯に配布。  可燃ごみの収集日数を週3日から週2日に変更。 7 フロンガス回収開始。 10 第二清掃工場建設予定地選定。 11 ごみマンガ展開催。	3	3 布団保管倉庫完成。 9 生ごみ処理容器補助制度をEM菌容器や機械式についても適用。
8	3	条例の一部改正。 (柏市 条例第21号)	10	し尿処理手数料を改定。	6	6 暮らしのコミュニケーション展開催。 10 粗大ごみ有料化実施 ごみ処理手数料改定		2 ペットボトルのモデル回収実施。 5 家具等リサイクル展示場オープン。
	4	施設整備課を清掃工場建設課に名称変更。						
9	3	ほい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定 (柏市 条例第7号)			3	3 柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 事業系廃冷蔵庫フロンガス回収補助事業開始。	4	4 ペットボトルを資源品目に追加。
10	9	柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧条例制定。 (柏市 条例第33条)						
11				家庭雑排水処理施設(200㎡ / 日)廃止。	1	1 ごみ再利用・資源化事業で自治大臣表彰。 1 容器包装リサイクル法完全施行モデル事業。 3 環境フェスタ開催。		
12				3 篠籠田浄化センター中継地廃止。 4 環境サービス事務所と山高野浄化センターが統合。	1	1 清掃工場ダイオキシン恒久対策工事開始。 7 柏市一般廃棄物処理基本計画改定。 11 ごみ減量化行動計画策定。	4	4 家庭系プラスチックごみの一部に容器包装リサイクル法を適用。 9 柏市リサイクルプラザ建設工事開始。

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
13	2	広域的相互支援協定締結。(5市2町1組合) (平成13年12月効力失効)	4	山高野浄化センターを環境サービス事務所施設担当に名称変更。	1	リサイクル家具展示場休止。	3	プラスチック処理施設「柏プラネット」稼動。
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	事業系プラスチックごみ分別開始。	4	容器包装リサイクル法によるその他のプラスチック再商品化本格開始。
	4	家電リサイクル法施行。			4	家庭系ごみの清掃工場持込みを有料化。	4	資源品買上金制度廃止。
					4	フロン回収事業廃止。	4	剪定枝資源化開始。
13	12	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定。 (平成14年4月施行)	12	山高野浄化センター施設改修工事開始。	10	黒袋でのごみ排出禁止。		
	12	広域的相互支援協定締結。(6市2町1組合)			10	船戸清掃工場ダイオキシン恒久対策工事終了。		
					11	柏市最終処分場10年間の使用期間延長協定締結。		
					12	第二清掃工場建設工事契約。		
14			4	改修工事継続。	2	家庭用小型焼却炉回収。	4	柏市リサイクルプラザオープン。
					6	第二清掃工場建設工事開始。	5	リサイクルプラザ内にごみ減量リサイクル啓発施設「リボン館」オープン。
15			5	し尿処理施設の改修工事試運転開始。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
					3	ごみ減量化計画改定。		
16	12	柏市ぼい捨て等防止条例改正。	3	し尿処理施設改修工事の竣工。	3	一般廃棄物処理基本構想案作成。	3	資源品持ち去り禁止看板を掲示。
			3	し尿処理手数料について条例の一部改正。	3	最終処分場跡地整備基本計画策定。		
			4	仮設トイレの収集を許可制へ移行。	11	ごみ不思議展開催。		
			4	山高野浄化センターの運転管理委託開始。	12	第二清掃工場運営。長期責任委託契約締結。		
17	3	東葛飾郡沼南町を編入合併。			3	一般廃棄物処理基本計画策定。	3	柏市廃棄物処理清掃条例を改正し、資源品持ち去り行為を禁止。
	4	柏市ぼい捨て等防止条例施行。			4	第二清掃工場稼動。		
	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。			4	第二清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、20年間の長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場からの焼却灰について、灰溶融炉による資源化を実施。(スラグ化、メタル化等)
					4	南北クリーンセンター体制への移行。		
					4	南北2収集体制開始。		
					4	指定袋制度導入、プラスチック分別の一部変更。		
18			6	山高野浄化センターの運転管理及び施設管理業務委託について、5年間の長期責任委託を実施。	4	第二清掃工場余熱還元施設「リフレッシュプラザ」オープン。		
					4	テープ類について、不燃ごみから可燃ごみへ分別区分を変更。		
					5	最終処分場跡地整備開始		
					8	柏市再生指定ごみ袋がエコマークを取得。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項
19		4 改正容器包装リサイクル法施行。 6 柏市不法投棄対策条例施行。				1 柏市再生指定ごみ袋エコマーク取得記念シンポジウム開催。 3 第二清掃工場多目的広場の整備完了。 4 粗大ごみの個別収集委託を実施。		
20		2 柏市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則制定。 4 中核市移行。(環境部機構改革)		1 柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則制定。 3 柏市浄化槽法施行細則制定。 4 し尿(柏地区)の収集業務委託を実施。		3 柏市指定ごみ袋の仕様変更。 4 柏市清掃工場の運転管理及び施設管理業務委託について、14年間の長期包括委託を実施。		11 ペットボトルの一部(2割)に容器包装リサイクル法を適用。
21								4 ペットボトルを全量容器包装リサイクルルートに変更。
22		5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。						
23		8 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行。 8 放射線対策室を設置。						
24		10 廃棄物政策課内に災害廃棄物対策担当を設置。				3 柏市最終処分場の使用期限満了。 3 柏市一般廃棄物処理基本計画の改訂。(スリムかしわ) 4 柏市最終処分場埋立終了時整備事業開始。 7 福島第一原発事故の影響により草木ごみの分別を開始。		
25		4 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)施行。 4 柏市廃棄物処理清掃条例の一部改正を施行。(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格と同様の技術士等とする1条を追加)				3 柏市最終処分場埋立終了時整備事業完了。		

年次	月	一般関係事項	月	し尿関係事項	月	ごみ関係事項	月	資源化関係事項	
26	4	柏市廃棄物処理清掃条例改正。(廃棄物処理手数料の消費税相当額を8%に改正)					11	使用済み小型家電リサイクル実証事業を開始。	
27	3	柏市土砂等埋立て等規制条例改正。			10	旧柏地域に係る柏市家庭系一般廃棄物収集運搬業務について、一部委託を開始。		4	使用済み小型家電リサイクル事業を開始。
28	4	放射線対策室を廃止。環境政策課内に放射線対策対策担当を設置。							
29					4	南部クリーンセンターにおいて祝日にあたる土曜日の午前中に許可業者の搬入受入開始。	4	スプレー缶の「排出に伴う穴空け」を中止。	
30					4	有害ごみを資源品の日に収集日変更	4	小型家電回収ボックス及び民間提携業者によるパソコンの回収を開始	
R 元			2	山高野浄化センター処理棟の外壁塗装及び屋上防水改修工事を施工			6	リサイクルプラザ長寿命化工事開始	
2			11	山高野浄化センター管理棟の外壁塗装及び屋上防水改修工事を施工	10	草木ごみの分別を終了し、可燃ごみへ統合			
					10	ごみ出し困難者支援収集開始			



資料2 廃棄物処理手数料の経緯

改正	昭和48年条例第17号				昭和48年条例第39号			
施行	昭和48年4月1日施行				昭和48年10月1日施行			
ごみ処理	区分		単位	金額	区分		単位	金額
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市が処理するもの	1日排出量 平均 10 kg 未満	月額	200 円
	1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円		1日排出量 平均 10 kg 以上 50 kg 未満	月額	500 円	
	1日排出量 平均 50 kg 以上 100 kg未満	月額	1,000 円		—	—	—	
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で市長の許可を受けて自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kgにつき	20 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	焼却処分するもの	20 kgにつき	20 円
		埋立処分するもの	20 kgにつき	10 円		埋立処分するもの	50 kgを超えたものについて 20 kgにつき	20 円
死体	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円	犬、猫などの死体処理	市が処理するもの	1頭につき	300 円
し尿処理	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円	一般家庭で1人から4人まで		月額	200 円
	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円	一般家庭で5人から7人まで		月額	280 円
	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額	一般家庭で8人以上		月額	280 円に1人増すごとに 30 円を加えた額
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		36 ヶ月につき	35 円
汚泥	浄化槽 条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円	浄化槽 条例第12条により許可した業者が搬入するもの		1,800 ヶ月につき	400 円

改正	昭和51年条例第18号				昭和59年条例第10号			
施行	昭和51年4月1日施行				昭和59年4月1日施行			
ごみ処 理	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	—		—	—	—		—	—
	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	3 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、自ら市の施設へ搬入したもの	50 kgを超えたものについて	1 kgにつき	5 円
産業 廃棄物	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	3 円	市の施設で焼却処分するもの		1 kgにつき	5 円
犬猫死 体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1頭につき	1,000 円 (※ H4.4.1 ~ 1,030 円)
		自己搬入するもの	1頭につき	300 円		自己搬入するもの	1頭につき	300 円
し尿処 理	一般家庭 1 世帯		月額	330 円	一般家庭 1 世帯		月額	400 円 (※ H4.4.1 ~ 410 円)
	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1戸につき	2 円	事業所及び共同住宅などで不特定多数の人が出入りするものまたは居住するもの		1戸につき	2.5 円
浄化槽 汚泥	条例第13条により許可した業者が搬入するもの		1,800 戸につき	400 円	条例第14条の規定により許可した業者が搬入するもの		1,800 戸につき	500 円
					※平成3年条例第26号 平成4年4月1日施行 平成4年4月1日より※印の他は算定額に100分の103を乗じた額			

改正	平成5年条例第17号				平成8年条例第21号			
施行	平成5年7月1日施行				平成8年10月1日施行			
ごみ	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	処 理	—	—	—	—	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で市長の指定する場所へ搬入するもの	1kg	15 円
—		—	—	—	許可業者が搬入するもの		1kg	15 円
事業活動に伴って生じた一般廃棄物で、市長の指定する場所へ搬入したもの		10 kg を超えたものについて	1kg	10 円		一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,000 円
		許可業者が搬入するもの	1kg	10 円	一般家庭から排出されるごみで市民が搬入するもの	無料		
産業廃棄物	市の施設で焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	10 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		1kg	15 円
犬猫死体	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1頭	1,030 円	犬、猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,030 円 (H9.4.1～1,050 円)
		自己搬入するもの	1頭	300 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	300 円 (H9.4.1～310 円)
し尿処理	一般家庭 1 世帯		月額	410 円	一般家庭 1 世帯		月額	410 円 (H9.4.1～420 円)
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	2.5 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1ヶ月	3.2 円
	上記以外で臨時に収集するもの		1回	410 円	上記以外で臨時に収集するもの		1回	1,100 円 (H9.4.1～1,120 円)
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円	許可業者が搬入するもの		1,800 日	500 円
浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする					浄化槽汚泥、し尿の事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの、その他の一般廃棄物及び産業廃棄物の手数料は、この表の区分により算出した額に 100 分の 103 を乗じて得た額とする。 (平成9年4月から 100 分の 103 は、100 分の 105 と読み替える)			

改正	平成12年条例第41号			平成15年条例第17号				
施行	平成13年4月1日施行			平成16年4月1日施行				
ごみ処理 (一般廃棄物)	区 分	単位	金額	区 分	単位	金額		
	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	180 円※		
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの			事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				
	許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの				
一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集, 運搬及び処分するもの	1件	1,050 円			
ごみ処理 (プラスチックごみ)	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	160 円※	事業活動に伴って生じるプラスチックごみで事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	160 円※		
	許可業者が搬入するもの			許可業者が搬入するもの				
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	180 円※	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの	10 kg までごとに	180 円※		
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1体	1,050 円	犬, 猫などの死体	市が収集, 運搬, 処分するもの	1体	1,050 円
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円
し尿処理	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円		
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 <sup>リットル</sup>	3.2 円※	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1 <sup>リットル</sup>	3.2 円※		
	上記以外で臨時に収集するもの	1回	1,120 円	許可業者が搬入するもの	1,800 <sup>リットル</sup>	500 円※		
汚泥 浄化槽	許可業者が搬入するもの	1,800 <sup>リットル</sup>	500 円※	許可業者が搬入するもの	1,800 <sup>リットル</sup>	500 円※		
	※印の手数料の額は, この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。			※印の手数料の額は, この表の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。 10円未満は切り捨てとする。				

改正	平成17年条例第72号			平成19年条例第56号			
施行	平成17年4月1日施行			平成20年4月1日施行			
ごみ処理	区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額	
	(一般廃棄物)	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	189 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	189 円
事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの					
許可業者が搬入するもの		許可業者が搬入するもの					
産業廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの	1件	1,050 円	
	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	168 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10 kg までごとに	168 円	
許可業者が搬入するもの	許可業者が搬入するもの						
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市が収集、運搬、処分するもの	1体	1,050 円	犬, 猫などの死体	—	—
		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	310 円		市長の指定する場所へ搬入するもの	1体
し尿処理	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	一般家庭	1世帯当たり月額	420 円	
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1トール	3.36 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの	1トール	3.36 円	
	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	許可業者が搬入するもの	1,800 トール	525 円	
	10 円未満は切り捨てとする。			10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

改正	平成 25 年条例第 52 号			平成 31 年条例第 3 号				
施行	平成 26 年 4 月 1 日施行			令和元年 10 月 1 日施行				
	区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
	(一) 一般廃棄物 ごみ処理	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに
事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの				
許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの				
一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1 件	1,080 円	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分するもの		1 件	1,100 円	
(二) プラスチックごみ処理 ごみ	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	172.8 円	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		10 kg まで ごとに	176 円
	許可業者が搬入するもの				許可業者が搬入するもの			
産業廃棄物	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	194.4 円	本市の施設において焼却処分できる産業廃棄物で市長が告示するもの		10 kg まで ごとに	198 円
犬猫死体	犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1 体	324 円	犬, 猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1 体	330 円
し尿処理	一般家庭		1 世帯当たり月額	432 円	一般家庭		1 世帯当たり月額	440 円
	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 戸	3.45 円	事業所及び共同住宅などで継続して収集するもの		1 戸	3.52 円
	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	550 円
汚泥浄化槽	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	540 円	許可業者が搬入するもの		1,800 戸	550 円
	10 円未満は切り捨てとする。				10 円未満は切り捨てとする。			

注 柏市廃棄物処理清掃条例によるもの。

## 柏市告示第154号

### 令和3年度一般廃棄物処理実施計画

柏市廃棄物処理清掃条例（平成5年柏市条例第17号）第17条第1項の規定により、令和3年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和3年3月31日

柏市長 秋山浩保

## 目次

- 第1 計画区域及び期間
- 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量
  - 1 ごみ関係
  - 2 生活排水関係
  - 3 犬、猫等死体
- 第3 ごみ処理実施計画
  - 1 ごみの排出抑制の方法
  - 2 再資源化の方法及び量
  - 3 収集・運搬計画
  - 4 中間処理・最終処分計画
  - 5 処理が困難なごみに関する事項
- 第4 生活排水処理実施計画
  - 1 計画対象人口
  - 2 収集・運搬計画
  - 3 中間処理・最終処分計画
  - 4 啓発活動
- 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項
  - 1 ごみに係るもの
  - 2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

## 第1 計画区域及び期間

計画区域	計画区域は旧柏地域（平成17年3月27日における本市の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）とし、旧沼南地域（同日における沼南町の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合による処理計画とする。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法、生活排水処理実施計画及びごみ出し困難者支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 第2 一般廃棄物の種類及び排出見込量

### 1 ごみ関係

区分	年間量
可燃ごみ	86,000トン
不燃・粗大ごみ	8,400トン
有害ごみ	120トン
容器包装プラスチック類	5,430トン
不法投棄ごみ・適正処理困難物	46トン
資源品	19,000トン
使用済小型電子機器等	50トン

### 2 生活排水関係

区分	年間量
し尿	3,480キロリットル
浄化槽汚泥	18,070キロリットル

### 3 犬、猫等死体

区分	年間量
犬、猫等死体	1,000体



### 第3 ごみ処理実施計画

#### 1 ごみの排出抑制の方法

種別	区分	施策内容	目標
家庭系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 食品ロス削減対策を含めた生ごみの排出抑制への誘導と研究の継続 (2) ごみ減量広報紙の発行 (3) ホームページ, ツイッター, スマートフォン用ごみ分別アプリによる, ごみ分別の周知及び減量啓発 (4) 清掃施設見学会の実施 (5) ごみ減量説明会の開催 (6) 市への転入者に対するごみの排出方法の周知徹底	1回  8回 3回
	2 資源化	(1) ぎつ紙に注視した, 古紙の資源化推進のための分別指導の強化及び啓発の継続 (2) 使用済小型家電リサイクルの継続と内容の検証	
	3 環境学習	(1) リボン館運営委員会や教育委員会との連携による講座, 出前授業, イベント及びエコツアー等の実施 (2) 市内高校及び大学との連携によるごみの排出方法等に関する講座の開催	100回  1回
事業系 ごみの 減量	1 排出抑制	(1) 工場搬入車両の検査 (2) 減量計画書の確実な回収による正確な状況把握 (3) 減量計画書に基づく実態調査及び指導強化	10事業所
	2 事業者の 啓発	(1) 3R推進事業所及び3R推進店推奨制度の周知 (2) 事業所によるごみ減量への取組事例公表	1回
	3 資源化	(1) コスト意識に訴えかけての古紙類の分別と資源化の啓発, 促進の強化 (2) 給食残さの減量と堆肥化の推進	

## 2 再資源化の方法及び量

品目	収集・回収	再資源化の方法	再資源化量 (搬出量)
資源品	古紙類, 古着・古布類, 空ビン類, 空カン類, PETボトル, 金属類を市の委託業者が資源回収日に収集する。	柏市リサイクルプラザに搬入。施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	18,650トン
容器包装プラスチック類	家庭系は, 市が毎週水曜日に収集する。 事業系は, 排出事業者が自ら運搬する場合を除き, 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する。	プラスチックごみ圧縮保管施設で選別等を行った後, 容器包装リサイクル法の再商品化事業者又は問屋等に引き渡し, 資源化する。	4,570トン
鉄類 (注1)	粗大ごみ処理施設にて, 不燃・粗大ごみを破碎し, 鉄類を回収する。	問屋に引き渡し, 資源化する。	780トン
家具	粗大ごみとして排出された家具を委託業者が収集する。	柏市リサイクルプラザにて修理し, 販売する。	120台
使用済小型電子機器等 (注2)	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入された小型家電を認定事業者の再資源化事業計画に基づき収集運搬を行う者が収集する。また, 業務提携事業者が宅配回収を行う。	認定事業者に引き渡し, 事業者の再資源化事業計画に従い資源化する。	50トン
インクカートリッジ	市が公共施設に回収ボックスを設置。投入されたインクカートリッジを再商品化事業者へ郵送する。	再商品化事業者に引き渡し, 資源化する。	1トン未満

(注1) 鉄類は, 不燃・粗大ごみに含まれるもの

(注2) 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (環境省)」における「特定対象品目」で, 回収ボックスに投入されたもの及び業務提携事業者が回収したもの。

### 3 収集・運搬計画

区分		収集・運搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年量	集積所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	可燃ごみ	市・委託	旧柏地域	50,800 トン	定められた集積所に市の指定の袋（可燃ごみ用のものに限る。）で排出。 週2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）
	不燃ごみ	委託		6,200 トン	不燃ごみは、定められた集積所に透明又は半透明の任意容器（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	有害ごみ（乾電池・蛍光管等）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		120 トン	有害ごみは、品目別に内容物が確認できる透明な袋（黒袋、紙袋を除く。）で排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
	インクカートリッジ	広域的処理の認定に基づき収集運搬を行う者		1 トン未満	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	広域的処理の認定に基づき処分を行う者
	使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者		15 トン	市が設置した回収ボックスを経由してのリサイクルを希望する場合は、回収ボックスまで排出者が自ら分別・運搬。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者
				35 トン	業務提携事業者が宅配回収。	
	粗大ごみ	山本産業株式会社（委託）		600 トン	申込みにより随時有料で戸別収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）
	容器包装プラスチック類	市・委託		5,300 トン	定められた集積所に、市の指定の袋（容器包装プラスチック類用のものに限る。）で排出。毎週水曜日に収集。	プラスチックごみ圧縮保管施設
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）	柏市再生資源事業協業組合（委託）		19,000 トン	市の指定の専用袋又は指定の荷姿で所定の集積所に排出。月2回収集（ごみ出しカレンダーによる）。	柏市リサイクルプラザ
一般家庭から排出される多量ごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	1,600 トン	資源化できるもの（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）は分別して搬入する。ただし、日常の事業活動に伴って生じるものの搬入は不可。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）（注2）  ※プラスチックはプラスチックごみ圧縮保管施設	
	不燃・粗大ごみ		1,000 トン	それ以外は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ又は容器包装プラスチック類に分別して搬入。黒袋、紙袋での搬入は禁止。許可業者にあつては、可燃ごみ、不燃ごみは月～土曜日搬入可（水曜日及び土曜日のうち、祝日である日を除く。ただし、南部クリーンセンターは、土曜日のうち祝日である日の午前中のみ搬入可）。排出者にあつては、可燃ごみ、不燃・粗大ごみは祝日を除く月～土曜日搬入可（注5）。容器包装プラスチック類は月・火・木・金・土曜日搬入可（祝日は除く。）。		
	容器包装プラスチック類		1 トン未満			
	資源品（古紙類、古着・古布類、空ビン類、空カン類、PETボトル、金属類）		1 トン未満			
日常の事業活動に伴って生じるごみ	可燃ごみ	排出者・許可業者（注1）	33,600 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力又は排出事業者の同法に定める登録再生利用事業者での再生処理の範囲内で分別収集。	許可業者堆肥化施設又は登録再生利用事業者食品循環資源処理施設  紙おむつ再生資源化処理施設	
	不燃・粗大ごみ		600 トン			
	事業系プラスチック		130 トン	日常の事業活動に伴って生じる可燃ごみのうち、紙おむつについては、紙おむつ再生資源化処理施設での再生処理の範囲内で排出者が自ら分別・運搬。		
不法投棄ごみ	市・委託		46 トン	パトロール・通報等により随時収集。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	
犬猫等の死体	委託		1,000 体	飼い主不明の死体の収集（国道を除く）。	柏市北部クリーンセンター（清掃工場）・柏市南部クリーンセンター（第二清掃工場）	

(注1) 令和3年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

ただし、柏市教育委員会が締結する「廃棄物処理業務委託（旧沼南地域）」に必要な許可については、説明会の開催を省略の上、別途実施する。

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者

許可業者名	所在地	限定
株式会社アイクリーン	柏市あけぼの5-3-21	
有限会社葵サービス	柏市布施1490-1	
浮ヶ谷興産有限会社	柏市豊四季379-6	
株式会社エコプランニング	柏市新十余二7-8	
有限会社柏清掃	柏市高田553-1	
柏ビル管理株式会社	柏市若葉町3-3	
有限会社クリーンサービス柏	柏市西原2-2-39	
有限会社クリーンダストレス	柏市船戸2079-19	
有限会社総合環境サービス	柏市東柏1-7-10	
株式会社千葉総業	柏市逆井1247	
株式会社花園サービス	柏市松ヶ崎576	
北葉実業株式会社	柏市豊四季382-13	
株式会社マツヤマ	柏市あけぼの2-6-4	
株式会社丸幸	柏市大青田1628	
山本産業株式会社	柏市十余二380-383	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1	
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18	
株式会社清運社	柏市大青田1649-1	
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573	
有限会社市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	胞衣
エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	実験動物
株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4-13-5	東武鉄道各駅

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

(注2) 北部クリーンセンターは可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源品を、南部クリーンセンターは可燃ごみ、粗大ごみ（布団・座布団）、資源品（古紙類、古着・古布類）を持ち込み可とする。

(注3) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この収集・運搬計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

#### 4 中間処理・最終処分計画

区分	中間処理		最終処分等	
	処理を行う者(注)・ 処理場	処理方法		
可燃ごみ (86,000 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)  許可業者又は登録再生 利用事業者・ 堆肥化施設又は食品循 環資源処理施設	焼却処理 95,070 トン (うち可燃ごみ 85,000 トン) (うち破碎可燃物 7,800 トン◎) (うち残渣 1,120 トン○) (その他 1,150 トン)  堆肥化・飼料化 1,000 トン	焼却灰等処分(委託処分) 11,670 トン (鉄類回収 破碎より 600 トン) 焼却より 180 トン)	
不燃・粗大ごみ (8,400 トン)	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場)  市・ リサイクルプラザ	破碎処理 8,400 トン (可燃物焼却 7,800 トン ◎焼却処理へ)  修理・売却 1 トン		
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化 計画に基づき処分を行 う者	小型家電リサイクル法適用(再資源 化) 50 トン		
インクカートリッジ	広域的処理の認定に基 づく処分を行う者	再商品化 1 トン未満		
有害ごみ (120 トン) 不法投棄ごみ (46 トン)	委託業者	委託処理 166 トン (有害ごみ 120 トン) (不法投棄ごみ 8 トン) (適正処理困難物 38 トン)		
容器包装 プラスチック類 (5,430 トン)	容器包装 プラスチック	再商品化事業者		容り法適用(再商品化) 4,570 トン
	非容器包装 プラスチック	問屋		売却 90 トン (PET ボトル 10 トン) (発泡プラスチック 80 トン)
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)		焼却処理(残渣) 770 トン (○焼却処理へ)
資源品 (19,000 トン)	ガラスビン (白茶色以外) PET ボトル	再商品化事業者		容り法適用(再商品化) 1,680 トン (ガラスびん 590 トン) (PET ボトル 1,090 トン)
	上記以外	問屋		売却 16,970 トン
		市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)		焼却処理(残渣) 350 トン (○焼却処理へ)
犬, 猫等の死体	市・ 北部クリーンセンター (清掃工場) 南部クリーンセンター (第二清掃工場)	焼却 1,000 体		

(注1) 令和3年度一般廃棄物処理業(処分業)許可業者は次のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しない。

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者

許可業者名	所在地
山本産業株式会社	柏市十余二380-383

※ なお、旧沼南地域については、別途「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」にて許可するもの

（注2）特措法に規定する特定一般廃棄物に該当するものについては、この中間処理・最終処分計画に記載した取扱いとは異なる取扱いを市が別途定める場合がある。その場合、当該特定一般廃棄物は、当該別途定める方法により処理を行うこととする。

## 5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
適正処理困難物（柏市廃棄物処理清掃条例第12条）	タイヤ 消火器	指定を受けた処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。排出者はこれに協力するものとする。（回収協力店への排出）
排出禁止物（同条例第20条）	爆発・引火・感染等の危険があるもの、有毒性のあるもの、著しく処理が困難なもの（※1）	市の施設における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託するものとする。 それが困難な場合は、市長の指示に従うものとする。
特別管理一般廃棄物（同条例第25条）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（テレビ※2、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機※3、エアコン）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物収集運搬許可業者が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピュータ	小型家電リサイクル法に基づき市との提携事業者が、または資源有効利用促進法に基づき製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		「柏市廃棄物（ごみ）処理施設における廃棄物の受け入れ要領」、市のごみ分別区分又はその他市の定める方法によるものとする。

※1 ガスボンベ、火薬類、多量のペンキ、シンナー、ボンドなどの接着剤、エンジンオイル・灯油などの廃油、血液等が付着した注射針など、農薬・医薬などの薬品類、バッテリー等

※2 ブラウン管テレビ、液晶テレビ(携帯テレビ、カーテレビ、浴室テレビを除く。)、プラズマテレビ

※3 洗濯機、衣類乾燥機

## 第4 生活排水処理実施計画

### 1 計画対象人口

下水道処理人口	合計人口	357,200人	
	旧柏地域	313,900人	
	旧沼南地域	43,300人	
浄化槽処理人口	合計人口	57,000人	
	旧柏地域	49,500人	
	旧沼南地域	7,500人	
	内合併浄化槽人口	対象人口	19,600人
	旧柏地域	16,900人	
	旧沼南地域	2,700人	
し尿処理人口	合計人口	3,200人	
	旧柏地域	1,900人	
	旧沼南地域	1,300人	

### 2 収集・運搬計画

#### (1) 旧柏地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬 を行う者	収集 区域	年量	収集場所及び収集回 数等	搬入先及び 年量
し尿 及び 浄化 槽汚 泥等	し尿	委託	旧 柏 地 域	1,510kl	常設トイレ 定期及び申請に基づ き収集	山高野浄化 センター 14,860kl
		許可業者		470kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		12,880kl	浄化槽	

(注) 令和3年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の4社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

#### 旧柏地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎363-1
株式会社清運社	柏市大青田1649-1
有限会社和光商事	柏市松ヶ崎95-18
京葉管理事業株式会社	柏市豊四季945-573



(2) 旧沼南地域

区分		収集・運搬				
		収集・運搬を行う者	収集区域	年量	収集場所及び収集回数等	搬入先及び年量
し尿及び浄化槽汚泥等	し尿	委託	旧沼南地域	1,460kl	常設トイレ 定期及び申請に基づき収集	アクアセンターあじさい 6,690kl
		許可業者		40kl	仮設トイレ	
	浄化槽汚泥	許可業者		5,190kl	浄化槽	

(注) 令和3年度一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬）は、次の5社とする。また、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬については適正に処理されているため、新規許可は実施しない。

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（浄化槽汚泥の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4
有限会社浄化槽センター	白井市根294-33

旧沼南地域一般廃棄物処理業許可業者（し尿の収集運搬）

許可業者名	所在地
有限会社近藤清掃社	柏市藤ヶ谷新田126
有限会社荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田121-5
有限会社大久保清掃	柏市藤ヶ谷1787-45
有限会社沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4

### 3 中間処理・最終処分計画

#### (1) 旧柏地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	市	標準脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	市	委託処理 (ごみ焼却灰の一部として64t)
	浄化槽汚泥				

※ごみ焼却施設において、脱水汚泥を焼却処理

#### (2) 旧沼南地域

区分		中間処理		最終処分	
		処理を行う者	処理方式	処理を行う者	処分方法
し尿及び 浄化槽汚泥	し尿	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 (脱水汚泥を焼却処理)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	委託処理 431t (内訳)
	浄化槽汚泥				①焼却灰 100t ②沈砂 91t ③汚泥 240t

※中間処理施設において、脱水汚泥を焼却処理

### 4 啓発活動

浄化槽の定期点検、清掃についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽清掃9業者の営業活動の中で清掃、保守点検時における広報活動</li> <li>・浄化槽設置実態調査時における啓発活動</li> <li>「環境月間」及び「浄化槽の日」を中心とした浄化槽の適正管理についての啓発活動</li> <li>・広報への掲載等</li> </ul>
合併処理浄化槽設置普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置業者等への広報活動</li> <li>・広報への掲載等</li> </ul>

## 第5 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

### 1 ごみに係るもの

#### (1) 焼却施設

施設名	柏市清掃工場	柏市第二清掃工場
所在地	柏市船戸山高野538番地	柏市南増尾56番2
形式	連続燃焼式流動床炉	ストーカ炉
稼動年月	平成3年4月	平成17年4月
処理能力	300トン/24時間	250トン/24時間

#### (2) 破砕選別施設（柏市清掃工場に併設）

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	柏市船戸山高野538番地 柏市清掃工場内
形式	横型回転式破砕機
稼動年月	昭和52年9月 改造平成6年3月
処理能力	50トン/5時間

#### (3) 資源選別施設

施設名	柏市リサイクルプラザ
所在地	柏市十余二348番地202
形式	選別・圧縮・保管
稼動年月	平成14年4月
処理能力	176t/5時間

### 2 し尿及び浄化槽汚泥に係るもの

#### (1) 浄化施設（旧柏地域）

施設名	山高野浄化センター
所在地	柏市船戸2115番地
形式	標準脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成16年4月
処理能力	100キロリットル/24時間

#### (2) 浄化施設（旧沼南地域）

施設名	アクアセンターあじさい(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1
形式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
稼動年月	平成11年3月
処理能力	138キロリットル/日



# 令和3年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例（平成12年条例第6号）  
第4条第1項の規定により、令和3年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

## 目次

第1	計画区域及び期間	1
第2	ごみ処理実施計画	2
1	収集・運搬計画	2
2	再資源化の方法及び量	5
3	中間処理計画	7
4	最終処分計画	8
5	処理が困難なごみに関する事項	9
第3	一般廃棄物処理施設の整備に関する事項	10
1	中間処理施設	10
2	最終処分場	13

第1 計画区域及び期間

計画区域	柏市（旧東葛飾郡沼南町域。以下「沼南地域」という。）及び鎌ヶ谷市。ただし、ごみ処理実施計画中のごみ排出抑制の方法及びごみ出し困難者に係る支援収集については、この限りでない。
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 第2 ごみ処理実施計画

### 1 収集・運搬計画

区分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器及び収集回数等	搬入先
一般家庭から日常排出されるごみ	燃やすごみ	組合 (委託)	組合	23,694 t	定められた集積所に指定の袋(燃やすごみ用のものに限る。)で排出。週3回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)ごみ出し困難者に係る支援は週2回収集。	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	7,624 t		
			鎌ヶ谷市	16,070 t		
	プラスチック系ごみ プラスチック製容器包装類	組合 (委託)	組合	2,533 t	定められた集積所に指定の袋(プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装類のものに限る。)で排出。週1回収集。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設及び民間処理施設
			沼南地域	818 t		
			鎌ヶ谷市	1,715 t		
	ペットボトル	組合 (委託)	組合	478 t	定められた集積所に設置の専用回収ネットにより排出。沼南地域月2回、鎌ヶ谷市週1回。(ごみ出しカレンダーによる。)	リサイクル施設及び民間処理施設
			沼南地域	144 t		
			鎌ヶ谷市	334 t		
	資源ごみ 資源になるもの	組合 (委託)	組合	6,372 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。週1回収集。	リサイクル施設及び民間処理施設
			沼南地域	2,182 t		
			鎌ヶ谷市	4,190 t		
燃やさないごみ	組合 (委託)	組合	2,215 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。月2回収集。ごみ出し困難者に係る支援は月2回収集。	最終処分場	
		沼南地域	625 t			
		鎌ヶ谷市	1,590 t			
危険・有害物	組合 (委託)	組合	23 t	定められた集積所に透明又は半透明の任意容器(黒袋、紙袋を除く。)で排出。月1回収集。	最終処分場	
		沼南地域	23 t			
粗大ごみ	組合 (委託)	組合	328 t	申し込みにより随時有料で戸別収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場	
		沼南地域	92 t			
		鎌ヶ谷市	236 t			
使用済小型電子機器等	認定事業者の再資源化計画に基づき収集運搬を行う者	組合	5 t	組合が設置した回収箱を経由してのリサイクルを希望する場合は、回収箱まで排出者が自ら分別・運搬。市の業務提携事業者が宅配回収。	認定事業者の再資源化計画に基づき処分を行う者	
		沼南地域	2 t			
		鎌ヶ谷市	3 t			
一般家庭から排出される多量ごみ	住民直接搬入ごみ ※通常ごみ及び粗大ごみを含む。	排出者	組合	1,449 t	自己搬入。随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。(日曜日、祝祭日は除く。)	クリーンセンターしらさぎ
			沼南地域	540 t		
			鎌ヶ谷市	909 t		

区 分		収 集 ・ 運 搬				
		収集運搬を行う者	収集区域	年間量	集積場所、容器及び収集回数等	搬入先
日常の事業活動に伴って生じるごみ	許可業者による搬入ごみ ※許可業者	市、排出者及び許可業者	組合	9, 535 t	事業所の戸別収集。 収集随時※月～土曜日搬入可。（日曜日、祝祭日を除く。）	クリーンセンターしらさぎ、リサイクル施設及び最終処分場※ <sup>2</sup>
			沼南地域	4, 017 t		
			鎌ヶ谷市	5, 518 t		
	事業所直接搬入ごみ ※自衛隊を含む。		組合	985 t	自己搬入。 随時※平日及び土曜日の午前中搬入可。（日曜日、祝祭日を除く。） ※事業所直接搬入ごみに産業廃棄物（紙、布類等）を含む。	
			沼南地域	619 t		
			鎌ヶ谷市	366 t		
	官公庁直接搬入		組合	610 t	日常の事業活動に伴って生じるごみのうち、食品リサイクル法対象物については、堆肥化施設の処理能力の範囲内で分別収集。	
			沼南地域	18 t		
			鎌ヶ谷市	592 t		
小動物の死体	排出者	組合	618 体	自己搬入、随時※平日及び土曜日の午前中搬入可（日曜日、祝祭日を除く。） 道路上にあっては、市又は委託業者が収集。	クリーンセンターしらさぎ	
		沼南地域	258 体			
		鎌ヶ谷市	360 体			
不法投棄ごみ	市・委託	組合	84 t	パトロール、通報等により随時収集。	クリーンセンターしらさぎ及び最終処分場※ <sup>2</sup>	
		沼南地域	28 t			
		鎌ヶ谷市	56 t			

注1) 収集区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

注2) 市民直接搬入の搬入時間は、平日は8時30分から12時まで、13時から16時まで、土曜日は8時30分から12時までとする。

注3) 一般家庭から日常排出されるごみは、8時までに定められた集積所に出すこととする。



一般廃棄物（ごみ）処理業（収集運搬）許可業者

収集区域	許可業者名	所在地
沼南地域	(有)荒木清掃	柏市藤ヶ谷新田 1 2 1 - 5
	(有)大久保清掃	柏市藤ヶ谷 1 7 8 7 - 4 5
	(有)京葉クリーンサービス	柏市大島田 1 5 4 - 3
	(有)沼南清掃	柏市藤ヶ谷 1 2 1 5 - 4
	(株)千葉総業	柏市逆井 1 2 4 7
	(株)花園サービス	柏市松ヶ崎 5 7 6
	(有)ユシマ環境サービス	柏市高柳 4 7 4 - 4

収集区域	許可業者名	所在地
鎌ヶ谷市域	東興運(株)	鎌ヶ谷市東道野辺 2 - 6 - 6
	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2 - 1 1 - 2 5
	(株)カツヨー	鎌ヶ谷市初富 9 2 8 - 9 3 6
	(有)鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢 2 - 2 3 - 5 4
	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1 - 1 8 - 7
	* (有)市川胞衣社	市川市若宮 3 - 3 0 - 1 3
	富士興運(株)	鎌ヶ谷市初富本町 2 - 1 9 - 1 0
	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3 - 5 - 3 8

※ 事業範囲：胞衣・産褥汚物限定

注 1) 令和 3 年度一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者は上記のとおりとする。また、事業活動に伴って生じるごみは、当該許可業者において適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

注 2) 令和 3 年度一般廃棄物処理業（処分業）許可については、適正処理が可能であるため、新規許可は実施しないこととする。

## 2 再資源化の方法及び量

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
金属類	組合	1, 571 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ヶ谷市ともリサイクル施設に搬入後、選別・加工等を行い、資源物売り払い業者等に処理を委託し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>なお、黒カレット・その他カレットは、容器包装リサイクル法の指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。</p> <p>※ 金属類（鉄プレス・鉄ノープレス・アルミ等）</p> <p>※ 金属類には、不燃性粗大ごみ及び燃やさないごみ等から選別された鉄屑ノープレスを含む。</p> <p>沼南地域（うち鉄屑ノープレス 240 t）</p> <p>鎌ヶ谷市（うち鉄屑ノープレス 540 t）</p> <p>※ カレット類（白・茶・黒・その他）</p> <p>※ 牛乳パックについては、沼南地域のみ実施。</p>
	沼南地域	487 t	
	鎌ヶ谷市	1, 084 t	
カレット類	組合	964 t	
	沼南地域	317 t	
	鎌ヶ谷市	647 t	
布類 (布団類を含む。)	組合	393 t	
	沼南地域	163 t	
	鎌ヶ谷市	230 t	
新聞	組合	245 t	
	沼南地域	83 t	
	鎌ヶ谷市	162 t	
雑誌	組合	1, 527 t	
	沼南地域	590 t	
	鎌ヶ谷市	937 t	
段ボール	組合	1, 517 t	
	沼南地域	497 t	
	鎌ヶ谷市	1, 020 t	
牛乳パック	組合	6 t	
	沼南地域	6 t	
資源残渣	組合	149 t	<p>資源ごみ及び資源になるものの収集において委託業者による収集を行い、沼南地域及び鎌ヶ谷市ともリサイクル施設へ搬入後、選別・加工等を行い、そのままでは、再資源化できないものを再度民間業者にて、再資源処理を実施する。</p>
	沼南地域	39 t	
	鎌ヶ谷市	110 t	
ガスター	組合	4 t	<p>沼南地域では危険・有害物、鎌ヶ谷市では燃やさないごみの収集において委託収集されたごみの中から選別し、民間業者において中間処理及び再資源化を実施する。</p>
	沼南地域	2 t	
	鎌ヶ谷市	2 t	

品目	搬出区域	年間量	再資源化の方法
乾電池	組合	10 t	沼南地域では危険・有害物で、鎌ヶ谷市では燃やさないごみで委託収集を実施し、民間業者に処分委託（資源化）を実施している。
	沼南地域	7 t	
	鎌ヶ谷市	3 t	
蛍光灯	組合	5 t	（鎌ヶ谷市については、燃やさないごみに含まれる乾電池等を最終処分場において選別を実施し、民間業者に処分委託（資源化）している。）
	沼南地域	3 t	
	鎌ヶ谷市	2 t	
その他プラスチック梱包物	組合	1,500 t	プラスチック系ごみ及びプラスチック製容器包装類の委託収集並びにペットボトル委託収集において集荷されたものを、リサイクル施設等に搬入し、選別・加工（圧縮梱包処理及び減容化処理）を行い、容器包装リサイクル法の指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化処理事業者へ引き渡し、資源化・再商品化を実施する。
	沼南地域	426 t	
	鎌ヶ谷市	1,074 t	
PETボトル圧縮梱包物	組合	478 t	回収箱にて回収された使用済小型電気機器等を認定事業者へ引渡し、認定事業者の再資源化計画に基づき再資源化を実施する。
	沼南地域	144 t	
	鎌ヶ谷市	334 t	
使用済小型電子機器等	組合	5 t	沼南地域から発生する給食残渣を柏市に所在する民間堆肥化施設へ搬入し、堆肥化する。
	沼南地域	2 t	
	鎌ヶ谷市	3 t	
食品残渣	組合	77 t	
	沼南地域	77 t	

注) 搬出区域欄の「組合」とは、沼南地域及び鎌ヶ谷市の合計数値を示す。

### 3 中間処理計画

区分（収集量）	中 間 処 理	
	処理区域	処 理 方 法 及 び 量
燃やすごみ （４０，０１６ｔ） （うち可燃性粗大ごみ２７０ｔ）	組合 （沼南地域） （鎌ヶ谷市）	焼却処理 ３９，９３９ｔ （うち可燃ごみ ３４，８４４ｔ） （うち粗大可燃物 ２７０ｔ） （うち破碎可燃物 ３，８２５ｔ） （うちごみビット残量 １，０００ｔ）堆肥化 ７７ｔ
プラスチック系ごみ プラスチック製容器 包装類 （２，５３３ｔ）	沼南地域	選別 ８１８ｔ （うち圧縮梱包処理 ４２６ｔ） （うち選別残渣 ３９２ｔ）※焼却処理へ
	鎌ヶ谷市	選別処理 １，７１５ｔ （うち圧縮梱包処理 １，０７４ｔ） （うち選別残渣 ６４１ｔ）※焼却処理へ
ペットボトル （４７８ｔ）	沼南地域	選別処理 １４４ｔ （うち圧縮梱包処理 １４４ｔ）
	鎌ヶ谷市	選別・圧縮梱包処理 ３３４ｔ （うち圧縮梱包処理 ３３４ｔ）
資源ごみ 資源になるもの （６，３７２ｔ）	沼南地域	資源化处理 ２，１８２ｔ （うちカレット残渣 ３９ｔ）
	鎌ヶ谷市	資源化处理 ４，１９０ｔ （うちカレット残渣 １１０ｔ）
危険・有害物 （２３ｔ）	沼南地域	選別後、資源化处理 ２３ｔ （うち乾電池等資源化 ２１ｔ） （うち廃ガスライターの資源化 ２ｔ） ※ 資源化处理量には、乾電池、蛍光管、廃ガスライター等の保管残量を含む。
使用済小型電子機器 等（５ｔ）	沼南地域	小型家電リサイクル法適用（再資源化 ５ｔ） （うち沼南地域分 ２ｔ、鎌ヶ谷市分 ３ｔ）
	鎌ヶ谷市	
燃やさないごみ （３，７８６ｔ） （うち不燃性粗大ごみ ８４５ｔ） （うち不法投棄分 ８４ｔ）	沼南地域	選別・破碎・磁選処理 １，２０７ｔ （うち資源化处理 ２９６ｔ）※鉄屑ノープレス （うち不法投棄量 ２８ｔ） ※ 鉄類については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。
	鎌ヶ谷市	選別・破碎・磁選処理 ２，５７９ｔ （うち資源化处理 ７０７ｔ）※鉄屑ノープレス （うち乾電池等資源化 ５ｔ） （うち廃ガスライターの資源化 ２ｔ） ※ 鉄類・乾電池等については資源化处理、その他可燃物については焼却処理。

#### 4 最終処分計画

区 分	最 終 処 分	
	処 理 区 域	処 理 方 法 及 び 量
焼却灰 (2,750 t) 焼却不燃物 (1,180 t) 燃鉄 (180 t) 不燃物 (20 t)	組合 (沼南地域) (鎌ヶ谷市)	民間業者委託処理 3,770 t (埋立処理) (※3) 資源化处理 360 t (溶融資源化处理180 t、その他資源化180 t)

## 5 処理が困難なごみに関する事項

廃棄物の種類	指定品目等	排出に関する注意事項
特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条に規定するもの（PCB廃棄物、感染性一般廃棄物等）	排出者が特別管理一般廃棄物を排出する場合には自ら処理することとする。 それが困難な場合は他の特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物）とともに特別管理廃棄物処理業者に処理委託することとする。
事業系ごみ	会社、飲食店、商店等の事業活動によって出るごみ	事業者が直接クリーンセンターしらさぎに搬入するか、又は廃棄物処理業者等に処理委託を依頼するものとする。 ※産業廃棄物については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合ごみ処理に関する条例施行規則第14条に規定する「紙くず、木くず」以外のもは引き取れない。
危険物等の処理できないごみ	タイヤ・ガスボンベ・消火器・農薬・塗料類・薬品・バッテリー・廃油・医療系廃棄物等その他これらに準じるもの	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
特定家庭用機器廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び乾燥機）	特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電販売店あるいは廃棄物運搬許可業者（家電）が回収の主体となり、製造業者等により再資源化するものとする。
指定再資源化製品	一般家庭から排出されるパーソナルコンピューター	小型家電リサイクル法に基づき、市との提携事業者、または資源有効利用促進法に基づき製造業者が主体となり、再資源化するものとする。
その他	ピアノ・耐火金庫・畳・土・コンクリートがら・れんが・ブロック・建築廃材・産業廃棄物・その他これらに準じるもの。	構成市及び当組合における処理が困難であるため、販売業者、専門処理業者等に処理委託することとする。 (排出者はこれに協力するものとする。)
自主回収指定製品	廃棄二輪車	資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が回収の主体となり、再資源化するものとする。
上記以外のもの		クリーンセンターしらさぎにおける廃棄物の受入要領及び柏市、鎌ヶ谷市におけるごみの分け方・出し方に従うものとする。または、管理者の指示に従うものとする。

### 第3 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

#### 1 中間処理施設

##### (1) 焼却施設

施設名称	クリーンセンターしらさぎ
所在地	千葉県柏市藤ヶ谷1582番地
処理方式	全連続焼却式流動床炉
処理能力	256.5 t / 日 (24時間)

##### (2) リサイクル施設 (※1)

施設名称	リサイクルセンター		
所在地	千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2102番地4		
処理方式	その他プラスチック	PETボトル	ビン・缶
	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管	選別・圧縮・保管
処理能力	12.125 t / 日 (5時間)	2.63 t / 日 (5時間)	20 t / 日 (5時間)

##### (3) 家電製品等処理施設

施設名称	株式会社ハイパーサイクルシステムズ 東浜リサイクルセンター
所在地	千葉県市川市東浜1-2-4
処理方式	破砕・選別
処理対象物	廃家電 (家電4品目及びパーソナルコンピューターを除く。)
令和3年度 処理予定量	4 t / 年

##### (4) 廃乾電池・廃蛍光管処理施設

施設名称	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方式	破砕・選別・セメント固化・埋立
処理対象物	廃乾電池・廃蛍光管
令和3年度 処理予定量	15 t / 年

(5) 資源残渣処理施設

施設名称	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町740-1他
処理方式	破碎・選別
処理対象物	資源残渣等
令和3年度 処理予定量	149t/年

(6) ガスライター処理施設

施設名称	株式会社カツタ サーマルリサイクル施設
所在地	茨城県ひたちなか市高野1968番地2
処理方式	サーマルリサイクル
処理能力	150t/日(24時間)
令和3年度 処理予定量	4t/年

施設名称	中央電気工業株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地
処理方式	熔融固化
処理能力	390t/日
令和3年度 処理予定量	2t/年

(7) 焼却灰・焼却不燃物処理施設

施設名称	中央電気工業株式会社 鹿島工場
所在地	茨城県鹿嶋市光4番地
処理方式	熔融固化
処理能力	390t/日
令和3年度 処理予定量	180t/年



(8) 廃タイヤ処理施設

施設名称	株式会社イトウ
所在地	千葉県千葉市中央区浜野町1025番地168
処理方式	切断・破砕処理
処理能力	107.58 t / 日
令和3年度 処理予定量	2 t / 年

(9) 堆肥化施設

施設名称	山本産業株式会社
所在地	千葉県柏市十余二字下大塚380番383
処理方式	真空乾燥機による乾燥・発酵
処理能力	4.5 t / 日
令和3年度 処理予定量	77 t / 年

施設名称	株式会社フジコー 白井再生資源化センター
所在地	千葉県白井市折立字横堀31-1他
処理方式	発酵乾燥による堆肥化・破砕乾燥による飼料化
処理能力	堆肥化60 t / 日 飼料化58 t / 日
令和3年度 処理予定量	120 t / 年

## 2 最終処分場

### (1) 最終処分場（※2）

施設名称	柏市第二最終処分場
所在地	千葉県柏市若白毛757番地
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
埋立地面積	7,980平方メートル
全体容量	31,500立方メートル

### (2) 一般廃棄物最終処分場（※3）

施設名称	株式会社イバラキ 一般廃棄物最終処分場	
所在地	茨城県下妻市村岡124-1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和3年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	1,800t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	780t/年（事前協議量）
	不燃物	20t/年（事前協議量）

施設名称	ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	
所在地	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢733-1~2	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和3年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	360t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	140t/年（事前協議量）

施設名称	グリーンフィル小坂株式会社 グリーンフィル小坂	
所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山尾樽部60番地1	
埋立工法	サンドイッチ工法（管理型最終処分場）	
令和3年度 処理予定量	焼却灰（固化灰）	590t/年（事前協議量）
	焼却不燃物 （焼却残渣）	310t/年（事前協議量）

資料5 一部事務組合の廃棄物処理手数料（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）

(1) ごみ処理手数料

(令和元年10月1日から)

種別	取扱区分	単位	手数料
一般廃棄物 (犬, 猫などの 死体, 浄化槽 汚泥及びし尿 を除く)	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が管理者の指定する場所へ搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	198円
	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)		
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大ごみで市(組合)が戸別に収集, 運搬及び処分をするもの	1点につき	880円
	一般家庭から排出される粗大ごみで管理者の指定する場所へ搬入するもの	1点につき	440円
産業廃棄物	木くず, 紙くず, 繊維くず及び管理者が認めるもの (10キログラム以上)	10キログラム につき	242円

(2) 小動物の死体処理手数料

(令和元年10月1日から)

区分	単位	手数料
管理者の指定する場所へ搬入するもの	1体	1,650円

(3) し尿処理手数料

(令和元年10月1日から)

区分	単位	手数料
し尿	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき 11円
浄化槽汚泥	許可業者が搬入するもの (10キログラム以上)	10キログラム につき 11円

資料6 柏市許可の一般廃棄物処理業者

令和2年4月1日現在

(1)ごみの収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
株式会社アイクリーン	あけぼの5丁目3番21号	04-7192-6566	(7192)6567	
有限会社葵サービス	布施 1490-1	04-7135-3551	(7157)3770	○
浮ヶ谷興産有限会社	豊四季 379-6	04-7146-1331	(7146)2002	○
株式会社エコプランニング	新十余二 7-8	04-7137-0620	(7137)0621	○
株式会社大山清運	松ヶ崎 363-1	04-7131-7000	(7131)8881	○
有限会社柏清掃	高田 553-1	04-7143-0731	(7143)1030	○
柏ビル管理株式会社	若葉町 3-3	04-7163-5701	(7164)5557	
有限会社クリーンサービス柏	西原 2丁目2番39号	04-7152-0930	(7153)6434	○
有限会社クリーンダストレス	船戸 2079-19	04-7184-0990	(7184)4646	
京葉管理事業株式会社	豊四季 945番地 573	04-7190-2131	(7190)2132	○
株式会社清運社	大青田 1649-1	04-7179-5221	(7179)5223	○
有限会社総合環境サービス	東柏 1丁目7番10号	04-7108-6100	0476(42)6233	○
株式会社千葉総業	逆井 1247	047-498-0805	047(498)0804	○
株式会社花園サービス	松ヶ崎 576	04-7132-6011	(7132)8595	○
北葉実業株式会社	豊四季 382-13	04-7148-7767	(7148)7765	○
株式会社マツヤマ	あけぼの2丁目6番4号	04-7143-9317	(7146)0658	○
株式会社丸幸	大青田 1628	04-7134-4316	047(446)5427	○
山本産業株式会社	十余二 380-383	04-7132-1878	(7133)6144	○
有限会社和光商事	松ヶ崎 95-18	04-7133-3056	(7133)3057	○

イ. 旧柏地域(限定許可業者)

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	備考
(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047(315)3840	047(315)3840	胞衣のみ
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03(5410)3627	03(5410)3629	実験動物のみ
(有)東葛産業	船橋市夏見台 3-4-11	047(438)1120	047(438)1121	胞衣のみ
(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	0480(34)5401	0480(34)5407	東武鉄道各駅のみ

ウ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	FAX	産廃許可
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	(7191)4551	
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	047(492)0334	○
(有)京葉クリーンサービス	大島田 154-3	(7128)6279	(7128)6279	
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	(7191)5702	○
(株)千葉総業	逆井 1247	047(498)0805	047(498)0804	○
(株)花園サービス	松ヶ崎 576	(7132)6011	(7132)8595	○
(有)ユシマ環境サービス	高柳 474-4	(7193)0658	047(337)6247	○

注 沼南地域の許可は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合所管。

(2) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬(五十音順)

ア. 旧柏地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)大山清運	松ヶ崎 363-1	(7131)7000	8
京葉管理事業(株)	つくしが丘 1-14-8	(7174)2131	2
(株)清運社	大青田 1649-1	(7179)5221	4
(有)和光商事	松ヶ崎 95-18	(7133)3056	5

イ. 旧沼南地域

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(有)荒木清掃	藤ヶ谷新田 121-5	(7191)4858	1
(有)大久保清掃	藤ヶ谷 1787-45	(7192)0330	2
(有)近藤清掃社	藤ヶ谷新田 126	(7191)5554	2
(有)沼南清掃	藤ヶ谷 1215-4	(7191)5674	2

ウ. 旧沼南地域(限定許可業者・浄化槽汚泥)

許可業者名	所在地	電話番号	車両(台)
(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	047(491)8311	2

柏市ごみ減量マスコットキャラクター  
『クリンちゃん』



クリンちゃんは、ごみのない未来からやってきた柏市のマスコットキャラクターです。両腕のポーズは資源の循環をイメージしており、柏市のごみを減らすことを目標に、日々奮闘しています。クリンちゃんは、市民公募を経て平成5年に柏市に現れました。

柏市清掃事業概要（令和2年度版）

令和3年9月発行

編集・発行 柏市環境部廃棄物政策課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04(7167)1140